

〔表紙〕

忠義公史料

市來四郎編
文久三年七月ノ四

〔扉は、表紙の記載に同じ〕

目録

英寇来襲鹿兒島港砲撃記略

〔軍事上ニ於ル日本〕

日本ノ交易ニ関係セル神奈川開版之別段新聞紙

我会社ヨリ告ル新聞

薩州英戦争之儀英人所著之新聞

薩州ヨリミニストル江送レル返書之大意

横濱新聞

外国新聞

薩摩侯松平修理大夫執政川上但馬ヨリ英吉利公使コロネ
ルニールへ贈ル日本文書書翰ノ翻譯

〔千八百六十三年第八月廿一日横濱新聞大日本七月八日也〕

日本貿易新聞

日本江向ヒ我等ヨリ言出セル事件倫敦及支那新
聞ヨリ提出ス

舊邦秘録

四八〇 英寇来襲鹿兒島港砲撃記略

四八〇ノ一 平和ハ社会ノ重宝ニシテ、而モ戦争ハ人世ノ大難タルコ

ト論無シ、故ニ先哲訓ヲ垂レ、兵ナル者凶器戦ナル者、

危事ヲ以テ深ク之ヲ戒メタルハ、寔トニ所以アル哉、

然リト雖モ国家生存ノ大法ハ、区々タル一個人・一家ト

相同シキヲ得ザル者アリ、泰平久シキニ過グレバ、則国

民偷安優逸ニ流レ、安逸ノ結果ハ民徳敗頽ノ弊必ス之ニ

伴フ、此弊ヲ校正シテ、以テ其民徳ヲ回興セシムルノ道

ハ他無シ、唯戦アル而已矣、是レ戦ナル者人世欠クベカ

ラザル所以ニシテ、而カモ亦天理ノ自然ニ外ナラザルヲ

知ルベシ、

抑モ戦争モ亦数種アリ、必須必要ノ戦アリ、濫浪無益ノ

戦アリ、濫浪無益ノ戦ハ固ヨリ言フニ足ラズ、我国内国

二役戦争ノ原由スル所、其レ亦以テ見ルベキ也、
是レヨリ先キ馬關ノ戦記ハ、載セテ本報告第五ニ在リシ
カ、頃日偶マ麿島灣英寇來襲戦争ニ係ル文書ヲ獲タリ、
故ニ之ヲ左ニ収録シ、以テ參稽ノ一端ニ供スト云フ、

明治廿六年十一月

編者謹識

英寇來襲麿島砲撃戦記

我先帝孝明天皇御宇ノ第十六年、(西曆一千八百六十三年八月十五日)
文久三年癸秋七月二日、

英国ノ艦隊七隻、我カ西海薩州麿島ヲ砲撃シ戦鬪スルコ
ト終日、英艦將校死傷頗ル多キヲ以テ、究燈シテ戦ヲ停
メ退去ス、世ニ之ヲ称シテ麿島ノ英寇戦鬪事件ト云フ、
此事ノ起因ヲ尋ヌレバ、其事歴頗ル長キニ涉ルカ故ニ、
煩冗ヲ省キテ、専ハラ其要ヲ左ニ叙ベム、

文久二年壬戌夏五月、正三位大原重徳国是ニ関スル
大勅ヲ奉シテ、江戸城ニ使ス、島津久光精銳ノ士數百人
ヲ率ヒテ之ヲ護衛ス、是ヨリ先キ前麿島藩主島津齊彬英
明ノ資ヲ以テ、大ニ皇国ノ為メニ憂慮スル所アリ、内ハ
藩政ヲ革新シ、民ヲ愛シ、士ヲ養ヒ、神聖ノ大道ヲ重シ
シ、弘ク智識ヲ世界ニ求メ、欧洲學術ヲ研究セシメ、外
ハ幕府ヲ補佐シテ国權ヲ護持シ、国利ヲ開拓スル事以テ
深ク自カラ任ス、其事業正ニ緒ニ就カントスルニ當リテ、

不幸ニシテ溘焉逝去ヲ告グ、是レニ於テ其弟久光ノ子又
七郎立チテ、齊彬ノ後ヲ襲ギ、久光之ヲ輔ケテ国事ヲ処
裁ス、故ヲ以テ此歳藩主ニ代リ上京、及ヒ東行ノ志ヲ決
シ、三月十六日麿島ヲ發シ、四月十三日京師ニ入り、其
十六日参朝シテ、国事ニ関スル意見ヲ闕下ニ奏シ、深ク
先帝ノ嘉納スル処ト為ル、乃チ勅旨ヲ蒙リ、大原三位ノ
護衛トシテ東行シ、六月二日ヲ以テ江戸城ニ達セリ、

勅旨ノ事既ニ終リ、久光一行ノ江戸ヲ發シテ西ニ遷ラン
トスルヤ、途中八月廿一日、武州生麥ニ於テ、英吉利人
三名騎馬傲然馳セテ、久光ノ鹵簿ヲ衝犯ス、藩士之ヲ斫
リ、一人ヲ斃シ、二人ヲ傷ツク、而シテ久光ハ閏八月八
日京都ニ入り、滞京スル事十六日、閏八月廿三日京都ヲ
發シ兵庫ヨリ汽船ニ駕シ、九月七日藩ニ至ル、是ニ於テ

英国公使憤怒シ、日本人暴行ノ曲ヲ幕府ニ責メ、賠償金
十萬磅ヲ要求ス(此價金ハ生麥斫人ノ擧ニ対スルノミナラズ、
其前英国公使旅館ヲ襲撃シテ、英人ヲ斫リタル暴行ニ対スル賠
償金ヲモ一併ニ合算シタルモノトス)、幕府因循躊躇シテ決
セズ、英国政府ハ東洋艦隊ヲ派遣シテ横濱ニ入り、幕府
ヲ脅迫スルニ威力ヲ以テシ、價金ヲ督促ス、時ニ文久三
年癸亥二月也、

而シテ此時將軍ハ上京シテ闕ニ朝シ、三月 朝廷ハ將軍ニ勅ヲ下シ、英吉利政府ノ要求ヲ断然拒絶セシメ、而カモ此歳五月十日ヲ期シ、安政以來欧米諸國ト締結セシ所ノ修好通商条約ヲ廢棄シ、以テ鎖港攘夷ノ政策ヲ実行セシム、

然ルニ將軍ハ一面此勅詔ヲ奉セリト雖モ、實際得テ行フヘカラザルヲ以テ、一橋慶喜ハ江戸ニ詣リ、小笠原(長行)圖書頭ニ命ジ十万磅(當時ノ金廿六万九千六百貳分二厘余ニシテ、今日ノ銀貨八拾余万ドルニ当ルト云フ)ヲ英國公使ニ渡与シタリキ、英國公使ハ猶以テ足レリトセズ、時ニ英國代理公使陸軍大佐ニール氏(Maule)ハ、其訳官ユースデン氏及ビシエーボルド氏ヲ携へ、東洋艦隊司令長官海軍中將キユーバル氏(Keppel)其部下七艘ヲ率ヒテ、此歳六月廿二日ヲ以テ横濱ヲ發シテ鹿兒島ニ向フ(日本人二名ヲ以テ其水先キト為セリ)、訳官英人ガワ氏(Gaw)・マクドナルド氏(Macdonald)・ウキルリス氏(Wickham)・フレチア氏(Fletcher)・サトー氏(B. M. Saito)モ亦分チテ各艦ニ乗組ミタリ、其艦隊各艦組織ハ左ノ如シ、

艦名	艦長人名	乗組人員	馬力	大砲數
ユリアラス	ジョスリン	六〇〇人	四〇〇馬力	四六門
ビヤール	ポールス	二四五	四〇〇	二一

バルサス キングストン 一七二 二〇〇 一七
 アルガス ムーア 一七〇 二〇〇 六
 レースホース ボックサア 一〇三 二〇〇 四
 コクエット アレキサンダー 七八 一〇〇 四
 ハボック プール 五〇 六〇 三
(西曆八月十一日)
 六月廿七日午後十時、前記ノ英國艦隊ハ進ミテ薩・隅二州ノ内海ニ入り、甕島郡谷山郷平川村ノ沖ニ碇泊セリ、甕島藩ニ於テハ断然主戦論ヲ確守シ、一面ハ該港灣各砲台戦備ヲ厚クシ、將士ハ勿論、下モ一兵卒ニ至ル迄皆其家族ニ永訣ヲ告ケ、奮起敵血以テ各砲台守衛ニ従事シタリ、同時ニ他ノ一面ハ、薩・隅・日三州ノ諸外城ニ檄ヲ伝ヘテ、戒嚴應變ノ軍令ヲ嚴行セリ、其甕島港各砲台ノ位置・砲數・砲種及ビ守將左ノ如シ、

砲台ノ名稱	攻城野砲	臼砲	合計
(イ) 祇園洲	七	一	八 同前
(ロ) 新波戸	一	三	七 同前 <small>(火薬庫アリ)</small>
(ハ) 辨天波戸	七	四	一三 同前 <small>(火薬庫アリ)</small>
(ニ) 大門口	三	一	四 同前
(ホ) 砂揚場	八	一	一 横堤
(ヘ) 櫻島横山	四	一	四 横堤
			式

(ト) 鳥島	三	三	露砲台火藥庫アリ
(チ) 櫻島洗出し	五	一	六 潜砲台ノ如ク見ユ
(リ) 沖ノ小島	四	一	五 同上
(ヌ) 同上	五	一	六 横堤 三 処
(ル) 山川	四	四	
	四八	一一二二七二	

右各砲台ノ守將ハ左ノ如シ、

- (一) 砲台総物主(即チ軍団長) 川上龍衛久齡
 - (二) 祇園洲砲台 (イ) 物主(即チ大隊長) 島津権五郎久馨
 - (三) 新波戸 (ロ) 同上 川上右膳久賢
 - (四) 辨天 (ハ) 同上 北郷數馬久徳
 - (五) 大門口 (ニ) 同上 相良治部長發
 - (六) 砂揚場砲台 (ホ) 同上 島津織之介久直
 - (七) 沖ノ小島 (リ) 同上 青山善助久正
 - (八) 櫻島諸砲台 (チ) 同上 肝付兵部兼両
 - (又) 櫻島ノ軍賦役 大山格之助綱良
 - 同 談合役 郡山市介尚武
- 以上、鹿兒島内海防守ノ形勢ハ、宜ク之ヲ次ノ附図ニ参照スヘシ(圖記載なし)
- 六月廿八日午前七時(西曆千八百六十三年八月十二日)

英艦隊ハ谷山郷平川村海上ヲ出發シ、同日九時頃麩島港内ニ進入シ、麩島港岸ヲ距ルコト一千二百呎、水深廿尋ノ処ニ碇泊ス(次ニ掲クル略図ヲ參看スヘシ)

幾ハクモ無ク英艦七艘ハ運動ヲ始メ、祇園洲砲台・辨天波戸砲台及ヒ大門口台場ニ向テ戦隊形勢ヲ排列シ、其距離僅カニ二十三町ニ過キス、而シテ薩藩砲台及ヒ其軍艦(古船老艦ニモセリ)亦各戦備ヲナセリ、

此時ニ当リテ英国艦隊ノ眼中ニハ、唯利己的傲慢ノ熱心アルノミニシテ其他ヲ知ラズ、而カモ薩州先進志士ノ眼中、唯 皇国アルノミ、敵愾心アルノミ、其他ヲ知ラズ、此日午前十時、薩藩応接官及ビ其軍賦役ハ、藩主ノ命ヲ帯ビテ英艦ニ趣ムキ、其來航ノ理由ヲ詰問ス、英艦ニ在ル代理公使ニール氏、其薩藩主ニ贈ル書翰ヲ該薩藩士ニ托シ、廿四時間ヲ限リテ英国ノ要求ニ決答セムコトヲ強迫ス、其要求左ノ如シ、

- 第一款 生麥村ニ於テ殺サレタル英国人リチャルドン(Charles Lenox Richardson)、及ヒ其他二人ヲ傷ケタル下手人犯罪者薩摩藩士ヲ捕縛シ、速カニ英国公使・艦長ノ目前ニ於テ之ヲ糺弾シ、其首級ヲ斬ルベキコト、
- 第二款 殺害セラレタルリチャルドン氏ノ遺族、及

ヒ負傷者ニ対スル撫恤金及ヒ療養金トシテ、(凡ソ拾三万ドル)薩摩藩主ヨリ英国政府へ払ヒ渡スベキコト、

薩州志士ハ、此要求ノ傲慢無礼モ亦太甚タシキコトヲ憤ラサル者無ク、奈良原喜左衛門・海江田武次等ノ勇士三十余人ハ、奇策ヲ以テ英艦ヲ奪略セムコトヲ謀リ、壮士

三十余人ヲ選抜シ、皆其刀ヲ脱シ、服装ヲ変シテ田舎農夫ニ擬扮シ、水菓・胡瓜・西瓜・桃・梨・鶏卵・野菜ノ類ヲ籠ニシ、之ヲ小艇ニ載セ、以テ英艦ニ趣ムキ、詔ム

キテ彼ノ艦中ニ入ルコトヲ得タリ、壮士皆紺敝衣ヲ着ケ、匕首ヲ懐ロニシ、其志英艦將校ヲ刺シ、以テ其艦ヲ奪奪スルニ在リ、將サニ発セムトスルニ先ダチ、英艦將校ノ

疑訝スル所ト為リ、急ニ艦外ニ放逐セラレ、事遂ニ果スヲ得ス、

英人ハ輕舸ヲ放チテ八方ヲ周旋シ、海港ノ要害及ヒ砲台ノ虚実ヲ偵察スルコト極メテカム、此日暮英艦大佐ポーレス氏・ジョスリン氏及ヒ其少佐ウキルモット氏、工

兵大尉ブライン氏等皆端艇ヲ馳セ、(松島郡)重富地方ノ海辺ヲ偵察斥候シ、同処海浜ニ潜匿セル薩藩ノ汽船三隻ヲ発見セリ、此汽船ハ英艦碇泊処ヲ距ルコト大約八海浬ノ処ニ在

リキ、

(註)按スルニ、当時横濱発行ノ英字新聞Japan Times

ニ記スル所ハ本文ト大同小異ナリ、参照ノ為ニ之ヲ左ニ録ス、

千八百六十三年八月十一日午後第三時十五分、船(日本六月二十七日)

隊鹿兒島港ニ入ル、此港ハ最モ好キ港ニシテ、湊口(我八時半過)

七八里ノ闊サアリ、諸台場ノ中我見残セルモノハ一

二ナリ、午後第八時五十分、市街ヨリ南方ニ凡ソ八

里ヲ隔テ、深サ十七尋ノ所ニ碇泊セリ、之ヲ測量ス

ルコト大ニ難シ、(日本六月二十八日)

同月十二日午前第七時鐘ヲ掲ケテ、鹿兒島ノ市街ニ

向テ進ミ、其深サ二十尋ヨリ十五尋ノ所ニ至リ、島

島ト市街ノ南方ニアル岬トノ間ヲ過リ、我船ハ右側

ニ見エル洲ヲ過キタリ、午後第八時四拾分ニ市街近

ク、廿一尋ノ所ニ至リ市街ヲ見ルニ、備ヲ嚴重ニ立

テ、台場ニハ兵士充満シテ、薩摩ノ印ノ旗章ヲ翻

シ居タリ、其台場ハ市街ノ前面ニ併列シ、其下ニ數

艘ノ大船並ニ支那船五艘ヲ繫キタリ、我輩ハ市街ヲ

離レテ碇泊セル後、薩摩ノ藩士二人、端船ニ乘リテ

我艦ニ来リタル故ニ、此二人ニ談シ詰問書ヲ渡シ、

而シテ第十三日午後第二時(我六月廿九日八時半過)迄ニ必ス答書ヲ

以テ、重ネテ来ルヘキコトヲ之ニ約シタリ、同時午
後第三時^(八時半過)、薩藩ノ執政一人・次席ノ者一人一艘ノ端
船ニ乗り、衛士四十人ヲ率ヒタルカ、其衛士悉ク寄
リ集リタルヲ伺フテ、我本艦ニ乗入リタリ、其後暫
クアリテ又一艘ノ端船来レルカ、執政・次席ノ者云
ヒケルハ、右答書中ニ過失アレバ、我今上陸シテ再
ヒ来ルヘシト云テ立チ帰レリ、然レトモ何時頃右ノ
答書ヲ持チ来ルト云フコトヲ告ケスシテ帰レリ、之
ニ因テ我等ハ直ニ其變アランコトヲ察シ、砲撃ノ備
ヲ整ヒテ、翌日午後第八時迄ニ戦争ノ支度ヲナシタ
リ、又右執政次席ノ者、我カ水師提督ノ船ニ来リテ
書翰ヲ贈リシカトモ、日本語ニテ認メアレバ、之レ
ヲ翻譯スルニ数時刻ヲ費スベキガ故ニ、我代理公使
ニール氏ハ、其書翰穩当ナルヤ否ヤヲ知ラザルガ故
ニ、此返答ハ明朝受取ニ来ルベシト答ヘタリ、十四
日午後八時三拾分頃、前日薩摩ヨリ贈リタル書翰ノ
返答ヲ受取ラントテ、端船一艘来レリ、是ニ於テ英
ノ提督ハ、直ニ其答書ヲ贈レリ、蓋シ此答書ハ薩摩
ヨリ贈レル書翰ノ趣意、其穩カナラサル旨ヲ述タル
者ナラン、故ニ提督ハ其書翰ヲ持来レル者ニ、此以

後ハ必ス和睦ノ旗章ヲ立テ来ラズンバ、決シテ薩人
トハ談判スヘカラスト云ヘリ、○午後第十時^(我四時半過)ニ至リ
テ、提督ハバルクル氏ヲ誘引シテ、砲船ハツボツク
号ニ乗り、曩キ二十二日ヲ以テ、港内ニテ見受タル
所ノ薩藩ノ螺機蒸氣船三艘ヲ質ニ取ラント欲シテ、
港内ニ行キタルニ、右ノ蒸氣船ハ果シテ猶其処ニ碇
泊シテ居レリ、是ニ於テ、我船ノ碇泊スベキ良好ノ
位置ヲ探ラント欲シテ、内ヲ周ネク廻視シタルニ、
何レノ所モ皆四十尋以上ノ深キノミニシテ、岸ヲ距
ルコト百ヤルド^(我三尺也)ノ所ニ至リ、三十三尋ノ深サノ所ヲ
獲タルカ故ニ、之ヲ碇泊所トナシ、而シテ提督ハ午
後第三時頃我本船ニ返リ、号令ノ旗ヲ掲ゲテアルグ
ス船・レースホルス船・エクエツト船・ピール船及
ヒハホック船將ニ指示セリ、
此号令ハ、是レ蓋シ港内ニ潜匿セル所ノ、薩藩ノ蒸
氣船ヲ奪フヘシト云フモノナルヘシ、是ニ於テ午後
第七時三十分^(我六時半過)ニ至リシ頃、我船ハ進ミテ其蒸氣船ヲ
奪ハント企テ進帆セリ、十五日午後第四時^(我七時過)二十分ノ
頃、我船ヨリ本船へ使ヲ贈リテ、蒸氣船ヲ奪ハん為
ニ昨日港内ニ進ミタリト云フ事ヲ報告シタリ、○午

後第十時、英艦コクエツト船ハ薩摩藩ノ汽船ジルジ

ヨルジゲレー号ニ綱ヲ掛ケ、而シテ英艦レースホル
スハ、薩摩藩汽船エンゲランド号ニ綱ヲ掛ケタリ、
但シ午後迄モ此船ニ水夫ノ乗込タルヲ見タリ、既ニ

シテ此水夫等ハ陸上ニ送り返サレタル者ト見ユ、

又二三個ノ台場ニ於テ防禦ノ兵見ヘタリ、

但シ薩摩ノ汽船ジヨルジゲレイ船ニ乗り込タル士官

ノ内、兩人ヲ生捕タリ、其内一人ハ(松木ト号ス)

ル医人ニシテ、相応ニ英語ノ通スル者ナリ、先年日

本使節ニ從テ歐羅巴ニ至リ、当今ハ薩摩ニ在リテ

該藩汽船船將ノ職務ヲ勤メタル者ナリ、又一人ハ(五代ト号ス)

薩摩蒸気船隊第一等ノ船將ナリ、此兩人ハ決シテ

我ニ敵スル事ナク、其船ヲ奪ハレタル後ハ、我船

ニ乗り移リタリ、是蓋シ上陸シテ戦センヨリハ、寧

口英國提督ノ手ニ属スルヲ欲シタルモノ、如シ、

後ニ此兩人ハ本月廿四日夜半過キヲ以テ、窃カニ

之ヲ神奈川ニ上陸セシメタリ、

又他ノ英字新聞ニ記スル所ハ、左ノ如シ、

○英國ノ船隊ハ、八月十二日水曜日ノ朝第八時過頃、

提督ノ指揮ニ從テ碇泊シタルニ、間モナク薩摩ノ役

人二三輩来リテ、英國ノ艦隊何故アリテ此処ニ闖入

シ来レルヤ、且ツ外國人ハ何ヲ要求スル乎ト詰問セ

リ、是ニ於テ我が代理公使陸軍大佐ニール氏ハ、予

ネテ日本語・和蘭語及ビ英語ニテ認メ置キタル英國

政府ノ詰問書ヲ此役人ニ渡シテ、之ヲ鹿兒島藩ノ重

役ニ達シ呉レヨト委托シタリ、但シ之ヲ渡ストキ、

其答書ハ十三日午後第二時迄ニ差越スベシト云フコ

トヲモ言贈レリ、(我ハツ半時頃) 行十三日ニ至リテ午後第三時、執

政ノ次第ト称シ、衛士四十人ヲ率ヒテ提督ノ船ニ来

レリ、是レ蓋シ戦争ノ前ニ於テ、先ヅ我艦隊ノ様子

ヲ探索セントテ、多人数ヲ率ヒ来リタル者ナラン、

然ルニ右重役ノ跡ヨリ、一艘ノ端船ヲ以テ使者重ネ

テ来リタレバ、重役ノ者ハ立帰レリ、但シ此使者来

ルト同時ニ、陸上ニ於テハ事ノ模様忽チ變シタル者

ト見エ、重役ハ立帰ルトキ、衛士一同此端船ニ乘リ

移ルベシト命シテ立帰レリ、然ルニ亦使ハ何カ心中

ニ深ク挟ム処アルニヤ、暫クノ間ハ答書ヲ差出スヘ

キヤ否ヤヲ考ヘ居ル体ナリキ、

此夜第八時ノ頃、其重役ノ者再ビ提督ノ船ニ来リテ、

薩摩(薩摩侯及ヒ)上座執政ノ書翰ノ日本語ニ認メタル者

ヲ、代理公使陸軍大佐ニール氏ニ渡シタリ、但シ此書ヲ翻譯スルニハ、多少ノ時間ヲ費スカ故ニ、右公書ニ就テニール氏ハ我存意ヲ述ル迄ニ、已ムヲ得スシテ翌日迄延引セリ、而シテ其後ニール氏ハ此公書ヲ見タルニ、其中ニ認メタル趣意ハ、英國ノ詰問書ニ対スレバ、尤モ不当ナル者ニシテ、頗ル重大ナル事ト見エタリ、其翌日ニ至リテ、前日ノ答書ヲ受取ラントテ薩摩ノ役人又來レリ、故ニニール氏ハ此役人ニ向テ、前日ノ書翰重大ナルコトナルヲ屢々申聞ケ、此後此船ニ來ルトキハ、亦和睦ノ旗白旗ナリヲ其船ニ建テ來ルベシト告ゲ置キタリ、○我輩薩摩藩ノ答書ヲ今茲ニ記載シテ、看官好新ノ意ヲ喜ハシメント欲スト雖モ、未タ之ヲ得サルヲ以テ、之ヲ他日二期(シ)リテ、唯人々ノ談話ニ由リテ聞キ得タル大略ヲ左ニ載ス、薩摩ノ執政書翰中ニ認メタル所ノ大要ハ、蓋シ左ノ意味ナルヘシ、

今度貴国ヨリ贈ラレタル詰問書ノ事ニ就テハ、幕府ヨリハ未ダ曾テ、我高貴ナル君主(薩摩侯ヲ云フ)ニ報告セラレタルコト之アラズ、償金催促ノコトハ、足下之ヲ幕府ニ申立ラルベシ、其所以ハ、我君ハ幕府閣老

ヨリノ証翰ヲ受取ルニ非ラサレバ、此ノ如キ事件ニ就テ、彼是取計フベキコト能ハサルハ、日本國ノ大法度ナリ、且ツリ(人名)チャルドソンヲ東海道ニテ殺害シタル者ノ事ニ就テハ、我輩能ク之ヲ知ルト雖モ、其時島津三郎其事ヲ如何取計ヒタルヤ否ヤ、我薩藩ノ君主ハ未ダ曾テ之ヲ知ラズ、但シ日本ニ於テハ、故ナク人ヲ殺害シタル者ハ、嚴科ニ処セラル、ハ勿論ナルカ故ニ、速ニ其人ヲ穿鑿セント力ヲ尽スト雖トモ奈何セン、百方力ヲ尽スト雖モ之ヲ尋ネ出ス事難シ、是レ決テ日本人ガ敢テ外人ヲ欺罔スルノ意ニアラズ、若シ其罪人ヲ捕リ押ル事ナラバ、直ニ其人ヲ引出シ、リチャルドソンヲ殺害セシモノナリトテ、之ヲ提督ノ手ニ渡ス事モアルヘシ、足下等ヲ欺罔スレバ、我君主ノ榮名ヲ汚スコト故、吾人ハ決シテ左様ノ事ハナサ、ルナリ、

然レトモ我君主ハ、幕府ノ大君ガ外国人ト取結バレタル所ノ協議タル条約如何ニ関ラズ、右ノ条約ハ、權現様ノ法度ニ背キタル事ナルカ故ニ、此ノ如キ場合ニ際シテハ、只大君一人ニテ其實任ヲ負

フテ、之レカ処置ヲナスベシ、何トナレバ、大君
 古来ノ法度ニ背テ、外國人ノ日本ニ渡来スルヲ許
 容シ、且ツ自在ニ歩行スルヲ許シテ、日本諸侯ノ
 通好ヲ妨クレバナリ、若シ之ヲ久シク許シ置クト
 キハ、遂ニ日本ノ諸侯ハ旅行スル事能ハザルニ至
 ルベシ、リカルドソン等ヲ襲ヒタルハ、日本ノ法
 律ニ背キタル事ニアラザルガ故ニ、我君ノ過ニハ
 アラザルナリ、是ニ因テ考フレバ、足下等ノ詰問
 一ツトシテ採用スベキ事ニアラズ、

是ヲ以テ察スルニ、此薩摩侯ノ答書ハ最モ重大ナル
 事ニテ、此事ハ遂ニ大戦争ヲ起スノ基トナリ、之レ
 ヨリ砲台ヲ燒撃スル事ニ至レリ、偕テ我船体ハ忽大
 砲ノ備ヲ建テ、敵ニ向ヒ戦争ノ用意ヲ為シ、(我七月
 朔日)日提督ハハーボック船ニ乘リ移リ、日本蒸氣船ヲ質
 物ニ押収センカ為メ港内ニ進ミ入り、(我七月二日)土曜日ノ朝ニ、
 右ノ蒸氣船三隻ヲ奪取レリ、午前海岸ノ諸台場ハ我
 船ニ向テ放發シタリ、パルサス船及ヒピアール船ハ
 忽チ砲ヲ開テ之ニ応セリ、然レトモ提督キユーパー氏
 ノ船ハ、風烈シク浪高キカ故ニ、未ダ錨ヲ抜カス、
 測量ニ時ヲ費シケレバ、砲ヲ開テ之ニ応スルニ聊カ

遅緩シタリ、此俄ナル暴風ハ、我等ノ為メニハ甚タ
 不便利ナリ、アルキユス船及ヒレイホルス船ハ、放
 發ノ用意全備セル故、忽チ右ノ蒸氣船三艘ヲ取囲ミ
 テ之ヲ燒キ打シタリ、(凡ソ我ハツ時頃)午後一時我船ハ続テ戦争ノ用
 意ヲ成シ、提督ハ何処ニテ戦トモ、必ス勝利ヲ得ヘ
 キ方策ヲ為セリ、此提督ニアラスンバ、戦時ニ臨ミ
 テ怯怖セスシテ、平穩ニ沈着スル事能ハザルナリ、
 提督ハ船隊中ノ貴重ノ船ヲ、港ヨリ四百ヤルドノ処
 ニ備ヘタリ、此船四十五分間ハ敢テ動かスシテ居レ
 リ、其時日本人ハ其台場ニ在ル間ハ、大砲ヲ發スル
 コト頻リニシテ、其發射ハ甚タ善ク法ニ合ヘルカ故
 ニ、我ノ為ニハ大ニ妨害トナレリ、就中我前隊ノユ
 リアラス船ハ、其彈丸ニ中リテ大ニ傷害ヲ被リタリ、
(凡我ハツ時頃)第二時三拾分ニ至リテ、実丸並ニ破裂丸雨霰ノ如ク
 我船ニ飛來リ、船將ジョスリン及ヒ指揮官ウイルモ
 ットハ、同一ナル破裂丸ニ中リテ死セリ、又一丸ハ甲
 板ニ落テ、爰ニ居合セタル士官並ニ大砲掛ノ者共死
 傷シタリ、其ノ僅カニ無事ナル者ハ只一人ノミ、此
 後程ナクシテ諸台場多ク放發ヲ止メタリ、諸船ハ其
 処ヲ離レズ、レイスホルス船ノミ直チニ一ツノ台場

ノ下ニ来リテ放發シケレバ、之カ為ニ台場ノ敵兵ハ
 退クニ至タリ、アルギユス船並ニコクエツト船ハ、
 此レイスホルス船ヲ助ケンカ為ニ其処ニ到リ、断ヘ
 ズ市街及ビ台場ニ向テ放發セリ、レイスホルス船ハ
 凡ソ五時半頃(凡ソ我七時半頃)ニ其処ヲ去リ、コクエツト船・ハボツ
 ク船ハ晚景ニ至ル迄、市街ニ向テ断ヘス破裂丸ヲ放
 發ス、我船ノ此ノ如キ砲發ヲ成セシガ故ニ、俄ニ市
 街ニ火災起リ、大半焚燒セリ、ハボツク船モ亦日本
 ノ大船五艘ヲ焚キ、製造所ヲモ燒ケリ、夜入テ風益
 ヲ烈シク、第十時頃(凡ソ我後四時頃)其日熾ニシテ、闊サ一里余ニ延
 燒セリ、其火ノ響モ烈シカルヘケレドモ、其処ヲ去
 ルコト遠ケレバ聞ヘズ、諸物ヲ燒失スルノ夥多シキ
 ハ、定メテ人ヲシテ驚カシムルニ至ルベシ、(我七月三日)日曜日
 ノ朝ニ至リテモ、市街及ビ製造所ノ火災ハ猶未ダ消
 ヘズ、薩摩ノ蒸氣船並ニ日本船燒失シテ海ニ沈メリ、
 其内一艘ノ蒸氣船ハ、ハーボツク船之ヲ打沈メタリ、
 午前十時(凡ソ我四時頃)ニ至リテ天始メテ晴レタルヲ以テ、戰死シ
 タル士官ヲ葬レリ、午後一時半過船隊再ヒ碇ヲ上ケ、
 徐々ト進行シ、台場並ニ市街ニ向テ破裂丸ヲ發射シ
 タレトモ、台場ヨリ実丸ヲ打放ツコト二十個ニ過ギ

ズ、且其實丸ハ我船ヲ傷害スルニ至ラズ、市街ノ火
 ハ漸々四方ニ燒広カリ、堡寨モ亦其災ヲ受ケタリ、
 其後モ我諸船ヨリ發射スル砲彈ノ勢ハ甚タ盛ナリ、
 夜ニ入リテ我船隊ハ、鹿兒島ヨリ二里ヲ隔テ谷山沖
 ニ至リ、小村落アル処ヲ離テ碇泊ス、

一千八百六十三年八月十七日、鹿兒島港ニ在ル
 英國軍艦ユリアラス艦上ニ於テ記ス、
(我文久三年癸亥七月二日)

○一千八百六十三年八月十五日、鹿兒島ニ於
 テ戰爭シタル英國船隊ニ乗組タル者ノ死傷表

第一	船將ジニスリン (Coating)	三十七歳戰死
第二	指揮官ウキルモツト (Wilmoit)	三十歳同上
第三	某官ヘカルチイ (Herchty)	二十二歳同上
第四	同上フレメンダ (Blenned)	二十三歳同上
第五	同上リンドセイ (Lindsey)	二十一歳同上
第六	同上ワルレン (Warren)	十九歳同上
第七	同上スミット (Smith)	二十二歳同上
第八	同上アルデリー (Kardoley)	二十四歳同上
第九	同上ジエンホウキン (John Hawkins)	十九歳 <small>後手ニテ戰後ニ死ス</small>
第十	同上ホイハルチンク (Harding)	十七歳同上

第十一	ロイテナントアルフセフリン [副官 Alfred Johnson] [Jones]	二十二歳薄手	第卅一	同上ミットセル [Mitchell] ピアール艦 [Pearl]	廿二歳同上
第十二	某官ジエオーンズ [Kenneth]	二十六歳同上	第卅二	工匠アルムストロング [Armstrong]	卅八歳薄手
第十三	同上チンネット [Putman]	二十八歳同上	第卅三	一隊長フレント [Friend]	卅八歳薄手
第十四	同上ジエインピットマン [Abbott]	二十歳同上	第卅四	大砲方ファルレル [Farrell]	四十四歳深手
第十五	同上アブホット [Skinner]	二十二歳同上	第卅五	某官メルセル [Mercer]	十八歳同上
第十六	同上シキンネル [Mitchell]	十九歳同上	第卅六	同上ロビンソン [Krumpholtz]	廿六歳薄手
第十七	同上ミットセル [Geo. Reader]	二十二歳同上	第卅七	同上ドブソン [Dabson]	廿一歳同上
第十八	セルゼントジョルジレット [Saml. Fox]	二十三歳同上	第卅八	第一等ノボーイミントセル [McCook] [Mitchell] コクエツト艦 [Coakett]	卅二歳同上
第十九	某官サミュールホックス [Oram]	二十二歳同上	第卅九	大砲方トマスヒン [Ths. Finn]	十六歳同上
第二十	同上オラム [Newberry]	十九歳同上	第四十	某官ゲール [Gale]	二十七歳戦死
第二十一	同上ニウヘルリ [Badcock]	十九歳同上	第四十一	ロイテナントテンニ [Denny]	二十九歳深手ニ [深手ニ死ス]
第二十二	庖人ヘントコック [Flaggell]	四十歳同上	第四十二	大砲方ハルリス [Harris]	二十六歳深手
第二十三	某官ホグゲツト [Howden]	十九歳同上	第四十三	某官モムホルト [Manford]	三十歳同上
第二十四	無官ホウテン [Leary]	廿六歳深手	第四十四	同上フエニー [Vernon]	三十五歳同上
第二十五	同上レリー [Sale]	廿一歳同上	第四十五	ペルサス艦 [Pearl]	十七歳薄手
第二十六	大砲方セール [Dargue Neal]	廿七歳薄手	第四十六	第二等ノボーイヘット [Head]	十六歳深手ニ [深手ニ死ス]
第二十七	セルゼントエケンネール [Ino Staff]	廿四歳同上	第四十七	ロイテナントヒット [Hit]	二十二歳薄手
第二十八	某官チエンスチフ [Bartlett]	廿三歳同上	第四十八	上等士官ギルビン [Gulpin]	三十三歳同上
第二十九	同上ハルトレット [Alexander]	十九歳同上			
第三十	同上アレキサンデル	十九歳同上			

- 第四十八 某官(Cook) 四十歳同上
 第四十九 同上(Aylen) 十七歳同上
 第五十 同上(Beags) 二十九歳同上
 第五十一 桶工(Knight) 二十五歳同上
 第五十二 某官(Chas. Sutors) 二十七歳同上
 第五十三 同上(Gibson) 二十一歳同上
 第五十四 同上(Gale) 三十六歳深手
 アルギユス艦
 第五十五 某官(Barnes) 三十一歳薄手
 第五十六 同上(John Fountain) 二十九歳同上
 第五十七 同上(Jas. Herrett) 二十歳同上
 第五十八 無官(Larden) 二十二歳同上
 第五十九 某官(Geo. Payne) 二十歳同上
 第六十 同上(Cooper) 四十歳同上
 レースホルス艦
 第六十一 某官(Chilton) 二十八歳深手
 第六十二 同上(Keanan) 二十八歳薄手
 第六十三 同上(Jas. Fore) 十九歳同上
(Ims Hol)
(鹿兒島戦争横兵新聞(八戸市立図書館所蔵にて校訂))

四八〇ノ一 英寇来襲鹿兒島砲撃戦記略(承前)

是ヨリ先キ、(文久二年癸亥歲)此歳二月英國代理公使陸軍大佐ジョンニール氏ガ、艦隊ヲ率ヒテ横濱ニ入り、所謂砲艦的政略ヲ以テ江戸幕府ヲ脅迫スルヤ、幕府八万ノ兵倉皇狼狽シテ、(狼狽)英公使ノ脅嚇ニ屈從シタルガ故ニ、鹿兒島ト云ヘトモ亦一野蠻武族ニ過キサレバク、英國艦隊ノ勢威ヲ以テ突然トシテ之ニ臨マバ、薩州君臣モ亦必スヤ之ニ畏レテ、屈伏スルコト必然ナリト、英國公使ハ心中ニ推料シタリシナリ、蓋シ江戸政府ノ柔弱緩漫ナルコト、英人ノ後ニ看破スル所、而カモ他ノ大藩諸侯政府ト雖トモ、亦概シテ江戸政府ノ流亜ナルベキノミト、英國公使ハ推量シタリシナリ、是レ其眼底ニ一ツモ畏憚スル所無ク、敢テ決然トシテ鹿兒島港内ニ闖入シタル所以ナリトス、
 初メ去秋八月生麥ノ事アルヤ、島津久光固ヨリ既ニ決心予期スル所アリ、其本国ニ還ルヤ、益々士氣ヲ励マシ武備ヲ整ヘ、而カモ此歳三月親シク藩士ニ訓諭シテ曰ク、
 一 今般英國艦隊横濱ニ渡来シ、容易ナラザル重大ノ事件問題ヲ提出シ、幕府ニ於テハ許容ニ相成リ難キ趣
 二 聞ユ、是畢竟去秋生麥一条ニ係ルコト、相聞候、就テハ皇国ノ御大難、(島津家自ラ云フ)当家ヨリ其事端起リ候訳ニシテ、別シテ恐入ル次第ニ候、尤モ彼一条ハ、彼我ノ

曲直分明ノ事ニ候処、彼英人遂ニ強暴ヲ申募リ、兵

端ヲ相開ク節ハ、天下國家ノ為ニ、他藩ニ先タチテ

一統ニ粉骨碎身シ、以テ外敵ニ当リ候様頼ミ存候事、

而シテ此訓諭ト同時ニ、京都ニ於テ徳川一橋慶喜及ビ老

中板倉周防守・水野和泉守ニ條城ニ在リ、薩州藩ノ家老

小松帶刀〔藩將〕ヲ城中ニ召シ、之ニ諮問シテ曰ク、

去秋生麥一条ニ関シ、英国ヨリ頻リニ其償金ヲ関東

ニ請求ス、薩藩ニ於テハ、此事ヲ以テ如何ト思惟ス

ル乎ト云々、

帶刀ハ答ヘテ曰ク、此事ノ源因ハ薩摩ヨリ起リタル者ナ

ルガ故ニ、宜シク直チニ薩州ニ逼ラシムル様ニ、英国公

使ヘ達セラルベシ、然ル時ハ其事ノ理非曲直ハ、立処ニ

分明ニ相成ルベシト、

然レトモ当時幕府衰ヘタリト雖トモ、尚天下ノ大權ヲ總

攬スルノ政府ナルヲ以テ、小松ノ答言ニ從フコトヲ得ス、

故ニ一橋及ビ老中等ハ小松ニ向テ、卿ノ答申スル所ハ一

応其理アリト雖モ、之ヲ採用スル事難シ、関東ニ於テ適

宜之レカ処分ヲ為サムト演達セラレタリ、

此ノ如キ事状ナリシガ故ニ、英艦隊ガ麿島ニ来寇スベキ

コトハ、夙トニ薩州君臣ガ共ニ覚悟ヲ極メ居タル所ナリ

シガ、今ヤ果シテ其事此ニ至レルナリ、

是ニ於テ六月廿八日、薩藩ハ英国代理公使ジョンニール

ノ要求照会ニ対シ回答書ヲ送りテ、明廿九日英国上官ノ

上陸セムコトヲ要求ス、其答書左ノ如シ、

薩州政府ヨリノ回答書

一来翰ノ趣、生麥一条ニ付申立候事件、書面ノ往復ニ

テハ弁知致シ難キ義有之候間、明廿九日午刻当城下

公使館ニ於テ事理明白ノ応接ニ及ヒ度候ニ付、水師

提督・其余重役ノ面々上陸アランコトヲ望ム、

一貴国各船へ番船二隻ツ、附添置候間、薪水其余有合

ノ品、希望ニ任セ指送ルベキ也、是我国法ニテ其方

へ便スル礼節ナリ、

一前条不便ナラザル用ニ備へ候間、端舟等ヨリ上陸ア

ルニ於テハ、我国人疑訝如何ナル失礼ニ及ハムモ難

測ニ付、前以テ案内イタシ置所ナリ、

文久三年癸亥六月廿八日

薩州政府

薩藩ノ意ハ以為ラク、此事タル単ニ文書上ノ往復ヲ以テ

シテハ、彼此ノ意ヲ悉クス能ハザルノ恐れアリ、双方重

臣互ニ面談ヲ以テスルニ如カスト、故ニ英国代理公使親

シク上陸シ、鹿兒島城内客館ニ於テ対談セムコトヲ請求セリト雖モ、英公使ハ我カ詭計アラムコトヲ疑ヒ、拒ミテ上陸セス、故ニ薩藩家老川上但馬ハ答書ヲ裁シ、藩使臣町田六郎左衛門ニ付シテ、之ヲ英旗艦ユリアラス号ニ送達セシム、其答旨ノ要領ハ、生麥斫殺ノ事タル英国人リチャルドソン等ガ、日本固有ノ国法ヲ侵犯シテ、諸侯ノ通行行列ヲ犯突シタル者ニシテ、之ヲ制シテ従ハザルトキハ、即チ之ヲ斫ルベキ日本ノ国法ニ出テタル所爲ナルガ故ニ、曲ハ英人ニアリテ、直ハ薩摩ニ在リト云フニ外ナラス（本文川上但馬ノ答書ハ左ノ如シ）

薩摩月番家老川上但馬久運

ヨリ英国代理公使へ答書

殺害セシ者ヲ搦取り、死罪ニ処スベキ義ハ尤ノ事ニテ、人命ヨリ貴キ事ハナシ、故ニ直ニ収獲シ、相当ノ罪ニ処スベシ、然レトモ足下ノ知ル通り、日本国中近來ハ諸侯ノ意互ニ齟齬シ、或ハ是ヲ秘シ置ク者アル証拠ニハ、昨年ヨリ頻ト探索スレトモ捕獲セス、且人数モ一人ニ非スシテ、種々遁遁ノ術ヲ尽スト見エタリ、我薩藩ハ固トヨリ江戸ト京都ト親睦ノ為ニスル者ニシテ、毛頭モ私意無キカ故ニ、主人ヨリ命シタルトノ疑ハ絶

エテ無カルヘシ、殊ニ国法ヲ犯シ亡命セル者ハ、死刑ノ罪アルカ故ニ、若シ探索吟味ノ上死ニ処スベキ時ハ、長崎・横濱等へ滞在ノ軍艦ニ此事ヲ達シ、夫々見分ヲ受クベシ、若シ此事ニ就テ昨今ノ猶予ナケレバ、不得止以前ヨリ罪アルモノヲ罪人ニ偽リ、足下等ノ眼前ニテ刎頸セハ、足下等其面貌見知リナキカ故ニ、実ノ罪人トモ思フヘケレトモ、斯クノ如ク足下等ヲ欺クハ、固ヨリ我薩人ノ志ニアラズ、

一日本政府ノ事ハ専ラ江戸政府ニ従フヘキ事、固ヨリ足下ノ知ル所ニシテ、諸侯ハ其指揮ニ進退ヲ受クルナリ、然ルニ多年來條約ヲ交ヘシ事モアル由ナレトモ、其條約中ニ諸侯來往ノ節ハ、例令幾里數往還ノミノ免許アリト雖トモ、其來往ヲ妨ケテモ宜シトイフ事ハアルマジキコトナリ、例令足下ノ国ニテモアレ、我國ノ法ノ如ク數多ノ從者ヲ從ヘテ往來スル時ハ、普ク制禁アルニモ係ラズ、是ヲ犯サバ衝倒スナリ又ハ打殺スカセサレバ、其国主ノ往來モ成リ難カルベシ、勿論前ニ曰フ通り、人ヲ殺スノ罪ハ大ナルガ故ニ、之ヲ殺スベキコトハ足下モ同意ナル故ニ、此事ハ承引ナルヘシ、抑諸侯ヲ指揮スル江戸ノ政府

ニ於テ、從來重キ国法ノ事ヲ条約ニ載セスシテ、猥
リニ諸侯ノ過トスレバ、政府ノ不行届ナルベシ、政
府ノ罪カ又太守ノ罪カ如何判断アルヘキ、

一 此ニ就テハ重大ノ事件ニ候間、江戸政府ノ重職ト我
國ノ重職ト立合ノ上、足下ニ論判セサレバ、此所ニ
テ片論ナリ難シ、

一 妻子養料ノ事ハ其後ニ定ムヘシ、

一 貴國軍艦渡来ノ件、已ニ蒸氣船ヲ以テ、幕府ヨリ我
ニ令セシト云事ハ、曾テ之レ無キ虚言ナリ、右様ノ
虚言恐クハ我ヲ瞞カス所以ト思ハル、若シ其言ヲ証
明セントナラバ、閣老ノ書簡モアルヤ、見セ玉ヘ、
此等ノ事大ナル反覆多シト思ハル、何トモ不審ニ存
スル所ナリ、足下ニ於テハ尚ホ之ヲ不審トスル事ナ
キヤ、

一 我政府ニテハ、江戸政府ノ命ニ従フ事大切ナレバ、
何事モ江戸政府ノ命ニ従ヒ処置スベシ、
右来翰ノ趣ニ基キ、事実ノ情ヲ以テ即チ誠実ノ意ヲ
示ス、

文久三年六月廿九日

川上但馬

大英国シヤルゼダフェール兼コンシユルゼネラール

エ・ゼント・ジョン・ニール氏足下ニ報ス、

(註)本文薩藩執政川上但馬答書ハ、前回報告第三十一
附録第十二頁・第十三頁ニ載セタル薩藩執政書翰

大要ト相参照スヘシ、

七月朔日東風漸ク荒ル、薩藩側役格伊地知壯之允貞馨・
(軍役奉行)
伊地知正治兩人ヲ英旗艦ニ遣ハシ、前日返書ノ旨趣ヲ以
(六月廿九日)
テ、英艦ノ退去ヲ促ガスト雖モ、英艦ハ敢テ之ヲ承諾スル

ノ色無シ、加之英公使ハ薩人ヲ威嚇スル為メ、其抵当物
トシテ薩摩汽船青鷹丸・白鳳丸・天祐丸三隻ヲ押拏スル
ノ手段ヲ取り、此夜十時英艦アルグス号・コクエット号
及ビレースホールス号ハ共ニ進ミテ、重富ノ海浜脇元浦

ト云ヘル所ニ繫泊セル前件三隻ノ汽船ヲ脅迫シテ、之ヲ
曳キ出シ、以テ(前回報告ノ略圖ヲ参照スベシ)
櫻島小池ノ前ニ至ラシメタリ、薩ノ舟奉行

五代才助友厚・(後ニ寺島尚宗則君)
松木安右衛門宗則ハ部下ノ士卒ヲ悉ク上
陸セシメ、而シテ二人ハ留マリテ英ノ旗艦ニ乗リ移リ、

英艦提督ノ暴横非法、以テ薩汽船ヲ押奪シタルコトヲ責
メ、論弁力ヲ尽セリト雖モ、衆寡ノ勢懸隔スルヲ以テ奈
何トモスルヲ得ズ、其翌二日風雨弥烈シ、海上烟霧ノ間

ニ於テ、青鷹・白鳳・天祐三隻ノ汽船力英艦ノ為ニ脅奪
セラレタル状ヲ望ミ見テ、各砲台ノ守兵ハ皆憤怒セザル

ハナシ、而カモ重富郷長ヨリノ急報モ亦来リ、城中ニ達シ、汽船三隻英艦ノ奪フ所トナリタル事実ヲ報知ス、是ニ於テ薩藩ハ、穏和的談判ノ復タ望ム可ラザルコトヲ察シテ、開砲ノ令ヲ下ス、新波戸砲台先ヅ発射シ、其他各砲台モ亦相繼キ齊ク発射ス、英艦ユリアラス号ハ直チニ応砲戦ヲ開キシカ、我砲台ノ発スル砲彈、着々敵艦ニ善ク命中スルヲ以テ、英艦艦ハ其錨ヲ抜クニ違アラズ、倉皇錨ヲ截断シテ運動スルコトヲ得タリ、時ニ旗艦信号ノ号令ニ依リ、英艦アルグス号・コクエット号・レースホールス号ハ前後奪取セル所ノ薩藩汽船三隻ニ放火シ、忽チ之ヲ炎焰ニ付セリ(此三汽船ハ皆砂糖其他高価ナル商品ヲ積載セル者ニシテ、其積荷ノ価ヲ除ク外、該各船原価ノミヲ算スルモ、大凡ソ三十万ドルニ降ラザル者ナリト云フ)十二時頃英ノ各艦(七隻)ハ始メテ単縦列ヲ立テ、循環撃ヲ猛烈ニシ(砲台ヲ距ル五百呎乃至千二百呎ノ航線ヲ取り、単列ニ遁環シテ射撃セリ)、英艦ノ各砲ハ銳利ニシテ其射術モ亦巧ミニ、善ク我カ砲台ノ各砲門ニ命中シテ其砲ヲ毀壞ス、而カモ我砲モ亦善ク敵艦ニ命中シ、午後第二時半祇園洲砲台所発ノ彈丸、英艦艦ユリアラス号ノ甲板上ニ於テ命中破裂シ、該艦長大佐ジョンズリン氏及ビ指揮官ウエル

モット氏共ニ頭腦蓋ヲ碎破セラレテ、立トコロニ斃死ス、艦隊司令長官中将キューパ氏ハ其傍ニ立チ居リシモ、幸ニシテ危害ヲ免カレタリ、之ニ次キテ又砲台ヨリ発セル十吋砲彈ハ、旗艦ノ甲板上第三大砲座ノ傍ニ於テ命中破裂シ、立処ニ斃死スル者七人、大尉セフリン氏以下創傷ヲ負フ者五人、此外ニモ旗艦ニ命中セル砲台ノ彈丸破裂シタル者、及ビ実弾ニシテ人ヲ殺傷セスト雖トモ、其艦内ヲ毀壞シタルコト尠カラズ、故ニ敵艦ハ頗ル窘蹙セリ、レースホールス艦ハ進テ祇園洲砲台ニ近ツキ、誤マリテ(午後三時十分頃)浅洲ニ乗上ゲ、艦隊為ニ傾仄シテ殆ト危急ナリシモ、該砲台ノ大砲ハ此時既ニ敵ノ銳砲(アルムストロング)ノ為ニ、砲口ヲ毀壞セラレ居タルノ後ニ係ルヲ以テ、レースホールス艦ヲ射撃スル能ハザリシガ、該艦ハ頻リニ白旗ヲ甲板ニ翻ヘシテ、救援ヲ求メ居ルコト四十五分間ニシテ、アルグス艦及ヒコクエット艦ノ来リ援クルニ会シテ、始メテ禍害ヲ免カル、コトヲ獲タリ、

註本文英艦レースホールスハ、誤マリテ祇園洲前ノ浅洲ニ乗リ上ゲ、自カラ脱スルヲ得ズシテ絶体絶命ノ危境ニ陥リ、加之此時暴風海ヲ捲キ、激浪泌湧タルヲ以テ、該艦ハ力尽キテ殆ント絶望セシモ、

幸ニ砲台モ亦其砲既ニ毀壞シタル際ナリシカ故ニ、撃破ノ禍ヲ免カレ、而シテ四時前ニ及ヒ、英艦アルグス号及ヒコクエット来リ、救ヒ綱ヲ以テ之ヲ曳キ出シ、退去スルコトヲ得タリシナリト云フ、

此日暴風雨朝ヨリ夕ニ微シテ歇マズ、飛雲天ニ漲リ、海波高ク翻ヘリ、英艦運動極メテ困難、加之旗艦長大佐ジョスリン以下死傷モ亦尠カラサルカ故ニ、午後三時頃英艦ハ陸上砲台ニ向テ休戦ヲ請求シ、其信号白旗ヲ頻リニ檣頭ニ掲テ之ヲ翻セリト雖モ、当時薩藩將校中ニ於テ、万国海戦休戦信号ノ通規如何ヲ了知シタル者、未ダ之レ有ラザリシガ故ニ、此白旗ノ何故ニ高ク翻ヘサル欤ヲ解セサリシト云フ、然レトモ午後四時前ニ及ヒテハ砲台モ其砲撃ヲ収メ、而シテ英艦モ亦砲ヲ収メテ、櫻島小池ノ方向ニ退キ去レリ、

然ルニ最初開戦ヨリ三時間ヲ経タル頃、英艦カ発射シタル火箭焼弾ハ、市中ノ各処ニ発火セシメ、築地町ヨリ起リ、西北市街ニ延焼シ、(争光明寺、不断光院) 仏寺モ亦鳥有ニ帰セリ、日暮七時頃英艦ハボツク号ハ、磯浜ノ奥ニ碇泊セル琉球船五隻ヲ焼ケリ、夜ニ入り薩藩ノ軍器製造・鑄造場ナル磯集成

館モ亦焼カレタリ、而シテ市街ノ炎焰ハ此夜徹宵消ヘザリキ、

此夜風弥烈シク、海上英各艦ノ運動漂蕩ニ困シムコト頗ル大甚タシ、就中英旗艦ノ如キハ其錨二個ヲ投シタルモ、其泊位ヲ保ツ能ハザルガ故ニ、蒸氣ヲ以テ僅カニ其漂流ヲ防クコトヲ得タリ、

七月三日、風漸ク収マリ、雨モ亦歇ム、英艦ハ海上ニ於テ、昨今ノ戦死者大佐ジョスリン氏・指揮官ウエルモツト氏以下十人ノ遺骸ヲ水葬セリ、

午後英艦隊ハ南ニ向テ出テ去ラムトスルニ臨ミ、重テ陸上ニ向テ市街ヲ砲撃スルコト數十発、然レトモ薩軍ノ之ニ応砲スル者僅カニ二砲台ノミニシテ、其発射スル所モ亦僅カニ二十発ニ過キス、薩藩ノ軍略ハ敵ヲ誘シテ上陸セシメ各地出沒、短兵接戦以テ第二ノ戦局ヲ制セムコトヲ企望シタルナリ、

然レトモ英人ハ敢テ危険ヲ冒シテ上陸スルヲ肯ンセス、此夜七島灘ニ碇泊シ、其各艦ノ毀損セル処ヲ修繕シ、七月四日午後ヲ以テ七艘一斉ニ出発シ、其内一艦ハ小根占ノ灘ニ於テ又碇ヲ下シテ駐泊シ、其損処ヲ修繕シタルカ、同六日ニ及テ一艦南方ヨリ来リテ之ヲ救援シ、始メテ出

テ去ルコトヲ得タリト云フ、

二日ノ砲戦ニ於テ、薩軍尤モ苦戦力闘セルモノハ祇園洲砲台ニシテ、総物主川上龍衛久堅(実名)（或ル一木ニハ久輪ト記セル者アリ、孰レカ正ナルヲ詳カニセス、後考ヲ俟ツ）モ同台

ニ於テ負傷シ、該台ノ照準役・砲隊士官税所清太ハ敵ノ砲弾ニ中リ、頭肩ニ重創ヲ被リテ之ニ死セリ、談合役川添喜右衛門・砲手重久甚太郎モ亦同台ニテ戦死ス、其他

戦死者ハ前田平右衛門・帖佐金四郎・西林兵衛・宮原常之允・蘆谷藏右衛門・山下覽之丞・源舜菴合セテ死者十人、其傷者ハ彈藥支配方家村幸之丞・平田甚五郎・脇岡

伊之助、廿四斤砲砲主平田九五郎・大平新左衛門、同砲伍長門松源之丞(以上祇園洲砲台ニ於テ負傷)・松崎仲四郎・有川善兵衛・井上直八・藤崎新之丞合セテ十一人ナ

リキ、

(現今ノ公醫品中甚長伝)

久光及ビ藩主修理大夫茂久ハ最初ヨリ戦争ノ避クベカラザルヲ知り、其子女ヲシテ予メ花尾山ニ徙ラシメ、又城

下市民ニ令シテ、老人及ビ兒女ハ悉ク予メ難ヲ避ケテ、郡村偏隈ニ移ラシメタリ、而シテ兩主ノ居館モ亦台海ニ頻シ、敵弾ノ衝ニ当レルガ故ニ、藩士ノ請願ニ依リテ、

久光父子ハ島津彈正ノ邸ニ移ラレタルモ、七月朔日事機

ノ既ニ迫ルニ及シテ、久光父子共ニ出テ、千眼寺ニ營シ、以テ親ク軍機ヲ指揮セリ、故ニ二日ノ戦、藩士ハ一層感奮シテ、英艦砲ノ堅利其砲ノ最モ精銳ナルニ対シ、旧來(アルムストロンク其他製利ナル新式施条砲)蘭式ノ滑蹠砲ヲ以テシ、要スルニ粗笨ナル火器ヲ以テ、敵ノ精利ナル砲力ニ抵抗シ、敵ノ良士官ヲ斃スコトヲ得タルハ、偶然ニ非ル也、

七月四日、英艦隊ハ弥ヨ退帆セリト雖モ、彼力此敗ヲ償ハムカ為ニ、再拳シテ來襲セムコト必然ナリト、薩藩君臣ハ益々背水、決死防戦ノ覚悟ヲ堅フシ、諸砲台ヲ修築シ、且ツ新タニ神瀬ノ要地ニ砲台ヲ築キ、大砲ヲ鑄リ、彈藥ヲ積ミ、弥ヨ軍備ヲ嚴整セリ、

前件二日砲撃ノ次第ヲ、薩藩ヨリ朝廷及ヒ幕府ニ届報セラレタル書面ハ、左ノ如シ、

伝奏ヲ經テ朝廷ニ御届書

去月二十八日、英艦七艘当城下海ニ渡來シ、生麥一

条ニ付、其死者遺族養育料可相渡旨、書翰ヲ差出候

ニ付、此義ニ就キテハ何所迄モ彼此曲直ヲ分解可致

含ニテ応接為致候、然ル所去ル二日晝、英艦水夫共

進來、城下ニ繫キ置キ候手船蒸氣船三隻ヲ非法ニ引

出シ、既ニ出帆ノ形ニ見受候ニ付、憤激ニ堪ズ即時

ニ可撃碎旨嚴令ヲ下シ、諸方台場ヨリ砲発ニ及候処、
彼ヨリモ頻リニ応砲、終日戦争、翌三日昼過退帆掛
ケ、海中孤島ノ台場又候撃合ヒ、其夜城下ヨリ四里
許沖ニ七艘共碇泊、同四日退帆仕候得共、其内一隻
ハ尚ホ碇泊致候、其痛処有之体ニ相見エ、漸々引船
ニテ退帆、追々死体並ニ器械等流レ寄り候得共、幾
人擊留メ候哉相分リ不申候、此方手負・死人別紙ノ
通、並ニ蒸氣船三艘焼亡、且市中寺院等所々焼失仕
候、不取敢此段形行早々御届申上候、以上、

亥七月五日

松平修理大夫

朝廷ハ此事状ヲ聞召サレ、左ノ褒詞ヲ薩藩ニ賜ハリタリ、

御褒詞

去ル二日英艦渡来ノ処、砲発血戦ニ及ヒ候趣
叡聞ニ達シ候、布告ノ御趣意ヲ奉シテ無二念攘斥候段、
叡感不斜候、弥々勉励有之、皇国ノ武威ヲ海外ニ輝カ
スベク様御沙汰候事、

亥七月

幕府ニ対スル薩藩届写

去月二十八日英船七艘城下海へ渡来、生麥一条ニ附
キ公辺へ御届申上、且案内船マテモ被遣候トノ趣キ

ニテ種々申出、是非曲直ヲ為致分解、応接未決中、
去二日手船蒸氣船三艘奪出シ、既ニ出帆ノ形ニ見受
ケ候ニ附キ無余義砲為致、翌三日マテ及掃攘、即
日城下許出帆十里計之処、七艘ノ中一艘ハ碇泊、外
六艘致出帆候、全体攘夷ノ期限モ相過候事ニ候得共、
弥々御決議未致承知候ニ附キ、此節迄ハ応接ノ上曲
直ヲ正シ可申合之処、彼ヨリ非法ノ働致候ニ附キ、
無余義前条ノ形行ニ相及候、委細長崎奉行へ申達候、
此段早々御届申上候、以上、

亥七月四日

松平修理大夫

元来薩藩ハ、其先藩主齊彬公以來士紀ヲ振肅シ、軍備ヲ
整理シ、其武力ハ九州第一ト称セラレシト雖モ、今回英
艦隊ノ来襲、欧州新式ノ鋭精ナル大砲ニ対シ、始メテ実
地ノ經驗ヲ獲タルカ故ニ、自ラ省ミテ其短処ヲ知り、智
識ヲ世界ニ求ムルノ急要ナルコトヲ深く感發シ、久光父
子以下全藩士民一同、協心戮力弥々益々淬励シテ軍国ノ
大事ニ勉メ、英国艦隊先度ノ敗ヲ恨ミトシ、再挙進襲ノ
意アルモ、幕府ハ強テ固ク之ヲ止メタルカ故ニ、暫時ハ
猶予スルノ色アルコトヲ告グ、是ニ於テ薩藩側用人岩下
佐次(分平)右衛門等ハ謀ヲ建テ以為ク、果シテ然ラバ此ノ事幕

府ヲ煩ハシテ、其調停ヲ請フ迄モナシ、我レ寧口直接横濱ニ趣キ、英國公使ニ面シテ談判ヲ遂ゲ、以テ事ノ曲直理非ヲシテ、分明ナラシムルニ如カサル也ト、乃チ其意見ヲ具シテ之ヲ幕府ニ稟議シタルニ、幕府ハ之ヲ許シタリ、故ヲ以テ九月廿八日、岩下佐次右衛門ハ重野厚之丞(安藤)及ヒ外国掛ノ同藩士ト共ニ横濱ニ至リ、英國代理公使ジヨソニールニ面会シ、其談判ヲ開キ、我ハ首トシテ英國艦隊力不意ニ薩藩汽船三隻ヲ押奪シタル非法ノ挙動ヲ詰問シ、之ヲ難シタルニ、英國代理公使ハ是レ全クリチャルドソン遺族ノ養育料ヲ請求スルカ為メ、其抵当ト為シタル者ニシテ、決シテ故無ク之ヲ掠奪シタルニハ非ルコトヲ弁明シ、更ニ生麥事件ノ曲直ヲ論シテ、彼我互ニ大ニ激論ヲ構ヒ、夜ニ入レトモ決セスシテ分レ、十月四日・同五日重ネテ応接談判ヲ開キ、岩下・重野大ニ力ヲ極メ、曲直ヲ論スト雖トモ彼ハ万国公法ニ憑リ、堅ク執リテ動カス、敢テ遜讓スベキノ状無シ、然ルニ此時徳川將軍將サニ勅命ヲ奉シテ重ネテ上洛シ、外国公使上ノ国是モ亦將サニ一大更新アラムトスルノ報聞カ密カニ洩レテ、岩下等ニ達シタルヲ以テ、岩下ハ重野ト謀リ以為久、京都・江戸間廟國是謀議ノ大根本、果シテ此ノ如クナルニ際シ、

吾曹二人徒ラニ既往ノ事ヲ論難シテ日ヲ費ス、為メニ議破レテ、英寇再ヒ鹿児島ニ來襲スルニ至ラシメバ、戦乱將サニ止ム時無ラムトス、果シテ然ルトキハ、前途京都ニ於テ將軍及諸侯伯ノ会同、以テ国是ヲ更定セララル、ノ妨ケト為ル莫キヲ得ンヤ、此際寧口大事ノ為ニハ小事ヲ忍フニ如カサル也ト、是ニ於テ二人ハ決心シ、幕府ニ内稟スル所アリ、十一月朔日ヲ以テ重ネテ横濱ニ趣キ、英國代理公使ニ再会シ、先般英公使カ鹿兒島ニ於テ要求シタル金額二万五千磅ヲ減削セシメ、英金壹万磅(伴銀ニ換)ヲ該公使ニ払渡シ、以テ生麥事件ノ局ヲ全ク終結スルコトヲ得タリ、

(註)島津久光公記ニ此事ヲ記シ、曰ク、英國政府ノ外交官カ日本政略上・商業策上ニ於テ、薩摩藩ト互ニ相和親ヲ厚フスルニ至レルハ、実ニ其生麥事件談判ノ結局ヨリ始レリトソト云ヘルハ、蓋シ英人ノ炯眼ナル、当時日本帝國ノ形勢ヲ審察シ、薩藩君臣ノ真摯ニシテ、共ニ国事ニ熱心ナル、其先進識者松木安右衛門(後ニ寺島宗則)、岩下(今ノ岩下左衛門)、日本革新ノ事ヲトモニ謀ルヘキノ要素カ、幕府ヨリモ寧口西南日本大藩ニ存在スルコトヲ感覺シタル者ノ如シ、

故ニ本文結局以後ニ於テ、三年ヲ出テスシテ、英国公使ハリーパークス氏カ深ク薩藩有為ノ名士(小松帶刀・大久保一藏等諸氏)ニ結フノ事、果シテ顯然タルニ至レリ、

四八一 軍事上ニ於ル日本

英国陸軍中佐バルロー氏述

嗚呼日本、日本ガ地球上無双ノ楽土タリ、絶倫ノ美国タルコトハ、我ガ欧州人ノ挙ツテ之ヲ想像スル所也、然レトモ真正ニ日本ノ善タリ美タル処ヲ知り得タル者ハ、欧州人中其レ果シテ幾何クカ有ルヤ、徒ラニ其天然山水風景ノ清秀明媚ナル、或ハ目下風俗雅馴嬌婉ノ点ヲ目シテ、以テ日本ノ真相ト為ス者ハ欧州人ノ常態也、嗚呼是レ豈ニ日本ヲ善ク知ル者ナランヤ、甚タシキ哉、欧州人ノ善ク日本ヲ知ル者稀レナルヤ、

余ハ再言ス、日本来遊ノ欧州人中、日本ノ真相ヲ視察スル者ハ寔ニ尠シト、是レ蓋シ日本人カ深ク遺憾トスル所ナリ、日本人ハ一大国民ナル自己ノ真価ヲ觀察セラレンコトヲ希望シ、而シテ其僅々二十五年ノ星霜ヲ以テ、遂

行シタル驚クベキ進歩ノ事業ヲ認識セラレンコトヲ、世界万国ニ向テ希望ス、日本人ハ決シテ彼三絃ノ音響絃妓ノ舞態、若クハ美学の妙技ヲ感賞スルコトヲ吾人ニ希望セス、日本人カ其奇古ナル事物ヲ忘却シ、或ハ抛擲スルノ状アルハ、吾人ノ慨歎スル所ナリ、然レトモ如斯キ吾人ノ憂慮ハ、却テ日本人ノ憾ム所ナリ、日本人ハ其文物ノ真相ヲ熟察シ、一大文明国タルヲ認識セラレンコトヲ希望シテ、已マサルナリ、

余カ日本ニ係ル知識ハ広カラズ、余ハ単ニ一個好問ノ世間遊遊者タルニ過キスト雖トモ、日本革新ノ一斑、即チ陸軍ノ改革ヲ觀察スルノ点ニ於テハ、特別ノ好機會ヲ有セリ、余ハ過去数年間、常ニ軍事ヲ研究シテ止マサル所ノ一軍人タリ、而シテ余ハ日本軍隊ノ実況ヲ觀察スルニ及テ、一大驚駭ヲ喫セリ、是レ実ニ余力ヲメニハ一ノ天啓ト謂フヘシ、余ハ欧州三等国ノ庸劣ナル陸軍ヲ、日本ニ於テ觀覽スルノ予想ヲ以テ此国ニ来レリ、然ルニ何ソ凶ラン、何レノ点ヨリ見ルモ、完全整備ナル一陸軍ヲ發見セリ、制度ノ感稱スヘキ、裝飾ノ善美ナル、教練ノ精到ナル、特ニ軍政ノ清廉少費ナルハ、東方邦国ニ於テハ絶テ其比ヲ見サル所ナリ、今日ノ日本ハ古寄ナル甲冑ヲ裝

シ、怪異ナル態状ヲ為ス所ノ双方武士ノ棲郷ニアラス、
欧州ニ在テモ、高等ノ位置ヲ占ムベキ実力ヲ有スル常備
軍ヲ設置スル邦国ナリ、此常備軍タル欧州最優ナル陸軍
ノ外、毫モ就テ学フヘキ所ナキ程度ニ進歩シ、軍事上牢
乎トシテ侵ス可ラサルノ邦国トナレリ、他日朝鮮問題ノ
破裂シテ、終局ノ整理ヲ東亞ニ為サ、ル可ラサルノ秋ニ
方リテヤ、準備整然、大ニ為ス所アラントス、

余ハ良好ナル紹介ヲ得テ日本ニ遊ヒ、有力ナル日本友人
ノ助力ヲ得テ、日本陸軍ノ事物ヲ觀察スルノ希図ヲ果ス
ヲ得タリ、陸軍大臣大山伯ハ殷懃ニ余カ観覽ノ希望ヲ承
認シ、訓令ヲ發シ、佳好ナル東道佐官Y氏ヲ附シテ接待
セラレタリ、

余カ巡覽セシ所ヲ記述スルニ先チ、日本陸軍ノ制度ニ係
ル二三ノ梗概ヲ記述スヘシ、徴兵ノ方法ハ義務徵募法ニ
シテ、例外ニ属スル数多ノ免役アリ、凡ソ壮丁ハ現役三
年・予備役四年・後備役五年通計十二年間ノ兵役ニ服セ
サル可ラズ、常備軍ノ兵員ハ平時大約七万五千人ニシテ、
戦時ハ之ヲ大約二十五万人ニ増員スルヲ得ルノ計算ナ
リ、近衛ヲ除クノ外局地主義ヲ採用シ、各師旅団連隊ハ
其管区内ヨリ兵員ヲ徵募シ、其管区内ニ司令部ヲ設置ス、

(近衛師団ヲ算入ス)

全国陸軍ハ七師団ヨリ成リ、其司令部ハ近衛及ヒ第一師
団ハ東京、第二師団ハ仙臺、第三師団ハ名古屋、第四師団
ハ大坂、第五師団ハ廣島、第六師団ハ熊本ニ在リ、一師
団ハ二旅団、一旅団ハ二連隊、一連隊ハ三大隊ヲ以テ編
成シ、大隊ハ四中隊ニシテ、大尉ハ乗馬セス、但近衛ニ
在テハ、二大隊ヲ以テ一連隊ヲ編制ス、故ニ近衛ハ歩兵
八大隊、師団ハ全七十二大隊トス、各師団ニハ野戰砲兵
一連隊・騎兵一大隊・工兵一大隊・輜重兵一大隊ヲ附属ス、
騎兵大隊ハ三中隊ヲ以テ編制スルノ規定ナレトモ、余カ
聞ク所ニ依レバ、第三中隊ハ未ダ設置セサルモノアリト
謂フ、野戰砲兵連隊ハ三大隊ヲ以テ編制シ、一大隊ハ二
中隊ニシテ、其第三大隊ハ山砲兵トス、但シ近衛ニハ山
砲兵ナシ、故ニ近衛野砲兵四中隊、師団野砲兵二十四中
隊・山砲兵十二中隊、即チ野戰軍ノ砲兵通計四十中隊・
砲二百四十門ニシテ、其他要塞砲兵四連隊アリ、各連隊
ハ要所ニ配置スルヲ以テ、要塞ニ依リ連隊ヲ編制スル中
隊数ニ多少アリ、工兵大隊ハ三中隊ヲ以テ編制ス、上來
列挙セシ軍隊ノ外、北海道屯田兵ノ如キ定規外ノ局地兵
アリ、

陸軍將校ハ大抵士官学校卒業生ナリ、故ニ欧州諸国陸軍

ノ將校ト同一ノ技術ヲ有ス、然レトモ現今ハ尙封建時代ヨリ軍籍ニ入り、又ハ下士卒ヨリ進級セル將校ノ多數アリ、特ニ上級將校中ニ此種多シ、士官學校其他獨逸式ヲ採用シテ設置セル專門ノ學校數多アリ、陸軍大學校ノ如キハ其一ニシテ、此校ハ參謀官ヲ養成スル所ナリト云フ、余ハ是ヨリ余カ實際巡覽セシ所ヲ、日記体ニ記述スベシ、

五月三日午前九時、陸軍省Y佐官馬車ヲ驅リテ帝國ホテルニ來リ、巡覽ノ同伴ヲナサンコトヲ告グ、佐官ハ余カ第一ニ喫驚セシ所ナリ、余ハ佐官ニ会见センカ為メニ階子ヲ下リタルニ、半佛蘭西流ニシテ、伯林參謀本部ノ一將校ノ如ク、無瑕ニシテ活潑ナル軍服ヲ着用セル、敏活ナル軍人風ノ小男子ニ接見セリ、此制服ハバンコック又ハカットマンデユニ於テ、吾人が常ニ見ル所ノ東邦將校ノ如ク不恰好ナル点ナク、東京旅館ノ広間ニ於テ、佛京巴里リツドラベイ街ヲ通行スル將校ヲ見タルニ覺ケリ、此旅館ヲ發シ、先ツ東京近郊數哩ノ地ニ在ル騎兵大隊營ニ馬車ヲ驅リ、途上佐官ヨリ陸軍軍政日本軍人ノ事情等ニ係ル有益ナル談和ヲ聞ケリ、其談話ハ遠慮ナク軍人風ノ淡泊ヲ以テ論談セリ、余ハ日本將校ヨリ此ノ如キ軍事知

識アル談話ヲ聞カントハ、予想セサリキ、

余輩ノ騎兵營ニ到着スルヤ、佐官所勞ニヨリ出勤セサルノ故ヲ以テ、一名ノ中隊長ニ面接シ、其案内ヲ受ケ兵營・職工場・炊事場・倉庫・厩等ヲ巡覽セリ、兵營ハ木造二階建ニシテ空氣ノ流通善ク、諸室ハ万事極メテ清潔ナリ、當日ハ降雨盃ヲ傾ケ、營庭ハ泥海ト化セルニモ拘ス、床上ニハ一点ノ汚穢ヲ見ス、是レ日本人ハ家屋内ニ入ラントスル時、靴ヲ脱スルノ慣習アルニ因レリ、各營舎入口ノ室ニ木釘ノ一列アリ、各々兵員ノ氏名番号ヲ記セル一小木札ヲ附シ、矮小ナル兵員ヲシテ濡レタル外套帽ヲ懸吊セシメ、其下ニ靴ヲ置カシム、各室ニ大凡十二台ノ臥床アリ、藁布団ヲ入レタル木匡ヲ以テ之ヲ製シ、毛布類ヲ多ク供給シテ蒲団ニ代用シ、兵器ハ架上ニアリテ、被服ハ背囊ニ附着シ、又ハ棚ニ積ミ重ネ、宛モ秩序整然タル欧州兵營ノ室内ニ異ナラス、唯タ相違ノ点ハ英國又ハ伊太利ノ兵營ニ於ケル秩序清潔ハ、常ニ監督ヲ嚴施スルノ結果ナレトモ、日本兵營ニ在テハ、単ニ兵卒終生間ノ習慣ヨリ來レル結果タルコト是レナリ、兵卒自家ノ生業カ農若シクハ商工タルヲ問ハズ、矮小ナル兵員カ自己ノ身体ヲ清潔ニシ、又ハ物品ヲ掃刷スル時ノ如ク、快然事ニ

従フ時ハアラズ、実ニ清潔ハ其唯一ノ宗教ト謂フベシ、故ニ兵器ノ如キニ至テモ汚点ヲ見ズ、煌々トシテ光輝ヲ發スルハ贅言ヲ竣タザルナリ、兵員自己モ亦快活ニシテ幸福ナルカ如ク、身長ハ平均大凡五呎ニシテ、其状貌恰モ我カ強健ナル印度ノグールカス兵ノ如シ、

職工場ハ甚顯著ナルモノナリ、独リ馬具・被服・靴・帽等ヲ此連隊工場ニ於テ修理スルノミナラズ、新製品モ亦此所ニ於テ製作ス、或連隊ニ在リテハ、帽ヨリ靴ニ至ル迄、悉皆ノ制服及ビ馬具ヲ連隊各自ニ製作ス、然レトモ諸連隊悉ク然ルヤ否ハ、我之ヲ確知セズ、職工ハ凡テ法津上ノ兵役服務中ノ兵員ニシテ、特別ノ支給ヲ受クルニアラズ、特別ノ目的ヲ以テ徵募セラレタルニアラズ、余ハ誠ニ數人ニ就キ、其郷里ニ在テ從事セル職業ヲ問ヒタルニ、豈凶ラン、殆ト皆ナ從來ノ經驗ナキ農夫ナルノ答ヲ得タリ、彼等ハ入營後暫時ニシテ其職業ヲ修習シ、完良ナル物品ヲ製作シ得ルニ至ルト云フ、日本人ノ各自ニ応用スヘキ性ヲ有シ、手工ノ熟練ヲ要スル業務ニ於テ、日本人種ノ機巧堪能ナル此ノ如シ、日本人ハ実ニ天稟ノ工人ナリ、殆ト如何ナル徴兵ト雖モ、縫工若クハ鞍工トナル能ハザル事ナシ、此便利ハ他國陸軍ノ同一ニ有セサ

ル所ナリ、各中隊ニ在テハ其兵員ヨリ若干ヲ採リ、三ヶ月間ノ練習ヲ終ルノ後職工業務ニ使用ス、其勤勞ノ報償ハ、唯タ始ト悉皆ノ操練及諸勤務ヲ免セラル、ノ一事ノミトス、

炊事場ハ清潔ノ模範ナリ、然レトモ日本人カ凡テ斯ル事業ニ於テ清潔周到ナルヲ知ル者ハ、唯此一事ニ於テノミ然ルニ非ザルコト了知スベシ、兵員ハ一日三回ノ食事ヲナス、即チ午前六時三十分、正午及ビ午後五時三十分ノ三回ニシテ、後者ハ主食ナリ、食物ハ良好ニシテ充分ナリ、米・魚・蔬菜ヲ以テ之ヲ調理シ、毎食ニ茶ヲ添フ、時トシテハ肉類ヲモ給与スト云フ、

倉庫ハ日本軍政中ノ真ニ感稱スベキ一事ナリ、其完全ニシテ整頓セルハ、欧州ニ在テモ之ニ優ル者アルヲ見ズ、各中隊ニ各倉庫アリ、中隊長之ヲ管理シ、唯タ動員ノ際ニノミ使用スベキ被服・裝具ノ完全ナル新製一式ヲ收藏ス、又錫兵式若クハ儀式ニ際シテ使用スベキ正服ヲ收藏ス、動員被服ト正服トハ各別ニ收藏シ、各貼票ヲ附シ、小包トシテ棚上ノ定位ニ置ク、故ニ各委員ハ動員下令ヨリ十分間ヲ出テスシテ、新被服ヲ着了スルヲ得ベシ、此ノ如ク各兵員ノ有スル二組ノ被服ノ外ニ、中隊長ノ管理ス

ル二組ノ被服アリ、連隊ノ予備品ハ此外トス、蓋シ中隊倉庫ノ外、大隊・連隊ノ倉庫アリ、中隊長ノ要求ニ応シ供給スベキ多数ノ予備品ヲ收藏シ、連隊被服委員之ヲ管理ス、此諸品ハ所要ノ各品ト共ニ連隊職工場ヨリ之ヲ供給ス、故ニ工廠ハ有事ノ秋ニ方リ、之レカ煩累ヲ感スルコトナシ、又手綱ヨリ砲綱ニ至ル迄、靴・刷毛ヨリ外套ニ至ル迄其多数ヲ連隊倉庫ニ收藏ス、故ニ實際上各兵団ハ自己ノ工廠ヲ有スルニ全シ、強テ之ヲ評セバ、戰時用新製品ヲ收藏スルノ精神ヲ、少ク過度ニ実行スル者ト謂フベシ、例セバ砲兵ニ在テハ新砲煩・新車輛ノ完全ナル數組ヲ連隊ノ管理ニ屬シ、裸体ノ兵員馬匹ヲ除クノ外、一物トシテ新ナラザルハナク、毫モ古品ヲ供用セス、是レ佳良ナル制度ヲ極端ニ施行スルモノト謂フヘシト雖トモ、日本陸軍ニ在テ此ノ如ク準備ノ周到ナルハ、之ヲ記述スルノ価値アルモノト云ハザル可ラス、蓋シ東方諸國陸軍ノスル綿密ニシテ整然タル用心ニ乏シキハ、通例ナレバナリ、日本ヨリモ吾國ニ近キ某國陸軍ノ將校ハ、蓋シ自國ノ隊内ニ在テモ、同一ノ準備アランコトヲ欲スベシ、

余輩ハ倉庫ヨリ厩ニ到リ、同一ノ秩序清潔ヲ見タリ、建

築大ニシテ空氣ノ流通善ク、厩舎高クシテ能ク排水シタル、厩内ニ各馬匹ノ馬房アリ、各房ノ上方ニ馬齡其他ノ事ヲ記セル木札ヲ掲ク、馬匹ノ体格ハ小ニシテ、平均高サ大凡五呎弱ナリ、其狀貌ハ粗ニシテ、粗育ノ容貌ヲ呈スト雖モ、不良ノ点アルコトナク、艱苦ニ堪へ、有用ナル動物ナリ、乘馬ハ歩兵用ニハ適セルカ如クナレドモ、騎兵用トシテハ、吾カ印度騎兵連隊ノ最劣ナル地方育生馬匹ニモ及ハサルカ如シ、然レトモ是レ日本馬種ノ不良ナルカ故ニシテ、政府ノ罪ニアラズ、政府ハ將來此切要ナル事ニ適當ノ注意ヲ与フルノ時來リ、良好ナル種馬ヲ軍馬育成所ニ使用スルニ至ルヤ、疑ヲ容レス、

巡覽ヲ終ヘ將校集会所ニ入レリ、讀者乞フ、試ニ僅々二十五年前ニハ、歐羅巴ノ中世ト同一ナル開明ヲ有セシ邦國ノ將校集会所ノ如何ナル体裁ナルヤヲ想像セヨ、余ハ集会所ニ於テ將校一同ニ紹介セラレタリ、其中ニハ一親王モ在リテ、感賞スベキ精正流暢ナル仏語ヲ以テ話セリ、曾テ佛國サンシール兵學校ニ在學セラレタリト云フ、オレンヂ・葡萄酒・カステーラヲ以テ饗セラレ、諸將校懇懃ニ余ト共ニ一酌ヲ勉メタリ、午前多量ノオレンヂ・葡萄酒ヲ飲用セサル者ニハ、寧ロ苦難ナル責法ナリト雖

モ、パツス・エール酒ノ伯刺西人ニ於ケルヨリモ悪シカラザリキ、日本ノ將校集会所ニハ、英国ノ如ク前房ト食堂トノ二室アルヲ通例トス、而シテ將校ハ時々會食スルコトアリト雖モ、日常會食セズ、蓋シ大抵有妻ニシテ當外居住ナレバナリ、余カ聞ク所ニ拠レバ、凡テ將校ハ當外ニ居住スト云フ、

余等ハ騎兵營ヨリ近衛歩兵連隊營ニ馬車ヲ驅レリ、此兵營一美ナル練瓦ノ構造ニシテ、塙國維納市(ツルギ)又ハ伊國トリノ市ニ於テ觀タルカ如キ兵營ヲ、広庭ノ周圍ニ建設セリ、事務室・附屬室ハ階下ニ在リ、兵室ハ二階ニ在リ、倉庫ハ三階ニ在リテ、到ル所口騎兵營ニ於ケルト同一ノ整頓ヲ觀タリ、巡覽ヲ終へ、將校集会所へ定式ノ案内ヲ受ケ、再ヒ葡萄酒ト菓子トモ饗セラレ、來觀者名簿ニ余カ氏名ヲ記サンコトヲ乞ハル、名簿ノ最後署名者ハ大凡五年前ニ來觀セシ英國將校ノルマン大尉ナリキ、連隊長ハ余カ來觀ノ記念トシテ、余ニ該兵營ノ写真一葉ヲ贈リ、余等ハ過量ノ葡萄酒ヲ傾ケテ、欣然トシテ帰途ニ就ケリ、五月八日午前八時、Y佐官及通訳者某ホテルニ來リ、余ト朝餐シ、前日巡覽セシ近衛兵營ヨリ稍ヤ距リタル一大操練場ニ馬車ヲ驅レリ、野砲兵二中隊・山砲兵一中隊・

騎兵一大隊・歩兵四大隊既ニ在場シ、諸隊ハ各別ニ演習ヲ施行セリ、廣大ナル操練場ハ青草ヲ以テ覆ヒ、諸隊同時ニ演習スルノ余地充分ナリ、余ハ諸隊ノ司令官ニ紹介セラレ、順次各兵科ノ演習ヲ觀覽セリ、各司令官ハ余ノ希望セル演習ヲ觀覽セシメタルヲ以テ、連貫セル運動ハ之ヲ施行セサリシト雖モ、兵員カ真ニ施行シ得ル所ヲ實際ニ視察スルヲ得タリ、余ハ明言ス、余ハ大ニ喫驚セリト、余ハ周辺ニ施行セラル、所ノ諸演習ヲ二時間注意シテ觀察シ、以テ生シタル意見ヲ吐露スルトキハ、歩兵ハ甚タ良好ナリ、余カ指名スルヲ得ル所ノ或ル歐洲歩兵ヨリモ良好ナリ、砲兵ハ良好ナリ、少クトモ可ナリ良好ナリ、騎兵ハ尋常ナリ、是レ怪ムニ足ラス、日本人ハ乘馬人種ニ在ラズ、通常人ノ乘馬セルハ甚タ稀ニシテ、日本人ノ腿ハ鞍ニ適セス、又馬匹ノ速度・体格ハ良好ナル進襲ノ性質ヲ有セス、日本ノ地形モ亦嶮岨ナル山岳重疊シ、森林深密ニシテ水田多ク、良騎兵ノ發達ヲ望ム可ラス、然レトモ是等ノ障碍不利益アルニモ拘ラズ、操練ハ確固ニシテ馬匹ハ習熟セリ、騎兵ヲシテ尋常ナラシムル所以ハ、乘馬術等ニ在テ存ス、

歩兵ノ操練ハ普魯西式ニ拠レリ、獨逸軍人ノ愚妄ナル昂

首歩進ヲ除クノ外、簡單ニシテ實際のナリ、余カ一覽セル隊ノ中隊教練ハ、四月末ニ終了セルヲ以テ、大隊教練ハ未タ二三日間施行スルニ過キスト雖モ、予行教練周到ナリシヲ以テ、其運動試ニ快捷精正ナリ、攻撃演習ハ特ニ良好ニシテ、兵員ノ大ニ習熟セルヲ觀ル、余ハ、良司令官ヲ戴ケル日本歩兵ハ操練上ヨリ觀察スレバ、吾カ印度連隊ノ過半ノ如ク良好ナルヲ確信ス、但シ是レ印度將校ノ専門的私情ヲ以テ、陳述スル所ナリ、野砲兵ハ各砲ニ馬匹四頭ヲ繫駕ス、砲ハ伊國式ニシテ、吾國ノ十三ポンド砲ニ對シテハ劣ルベシト雖トモ、十三ポンド砲ハ日本ノ馬匹ニハ過重ナルベシ、砲車上ニ二名ノ砲手ヲ載ス、砲兵ノ操練及ヒ運動ハ、英國砲兵ト同一ニ快捷ナラスト雖トモ、或ル大陸陸軍ノ砲兵トハ同一ナリ、山砲兵ハ印度アンジヤブ砲兵ノ如キ効力ナキカ如ク、其載荷ハ印度ノ担力アル小騾ノ運搬スル載荷ニ比シテハ、山地ノ作業ニハ過重ナルカ如シ、然レトモ日本砲隊ハ敏捷ニ運動シ、各員其業務ヲ熟知セリ、操練場ヨリ砲兵連隊ノ兵營ニ趣ケリ、前述セル如ク、一連隊ハ野砲(四中队)二大隊・山砲(二中队)一大隊ヲ以テ編制ス、兵營ノ内務ハ此編成ニ適合シ、各大隊ハ各別ニ兵營ヲ有ス、余等

ハ將校集會所ニテ定式ノ接待ヲ受クルノ後、砲兵工廠ニ趣ケリ、

東京砲兵工廠ハ小銃及ビ彈藥ヲ製造シ、大坂砲兵工廠ハ砲礮及ビ彈丸ヲ製造ス、日本人ハ精巧ナル人種ナレバ、工廠ノ業モ亦精巧ナルベシト予想セラル、ニ違ハズシテ、工務果シテ良好ニシテ、最優ナル器械ヲ備へ、目下盛ニ連發銃ヲ製造ス、此銃ハ村田銃ト稱スル彈庫銃ニシテ、彈庫ニ二十發ノ彈藥ヲ入ル、ヲ得、聞ク所ニ抛レバ、既ニ六万挺ヲ製造シ、明年ハ軍隊ニ交附スヘシト云フ、他所ニ於ルカ如ク、工廠ノ各部ニモ整頓清潔ヲ見ル、此点ニ於テハ、何レノ歐洲工廠ヨリ優レル所アルカ如シ、余ハ是ヨリ少シク日本ノ新陸軍ニ就キ、軍事上ノ要素ヲ記述シ、其外交政略上ノ關係ヲモ記述スベシ、上來述ブル所ニ抛リテ、日本陸軍ハ単ニ表面上裝飾セル偽物ニアラズ、最優ナル模範ニ抛リテ成形セラレタル完全靈活ナル軍制ニシテ、日本ノ所要ニ恰適セル者ナルヲ明知スベシ、實際ノ經驗ナキヲ以テ、日本軍人カ勇敢ト稱スル至重至要ナル軍性ヲ有スルヤ否ヤヲ斷言スル能ハザルハ、素ヨリ論ヲ俟タスト雖モ、日本軍人カ之ヲ有セスト思惟セラル、理由モ亦タ之レナシ、日本軍人カ軍紀堅忍不撓

等ノ如キ他ノ軍性ヲ有スルハ、疑ヲ容レス、是等ノ軍性ハ以テ真正ナル軍武ノ精神ヲ生スルノ根源ナリ、又日本人民ハ軍役ヲ厭ハズ、兵員ハ皆幸福健康満足ナル外貌ヲ有ス、其身体ハ短小ナレトモ、我が印度グールカス兵ヨリモ小ナラズシテ、同一ノ強健ナル状貌ヲ有シ、其体格上欠点アルニアラス、陸軍病院ノ如キハ入院患者甚ダ少シ、全良ナル軍制、實際的ノ訓練及ヒ上陳ノ諸性ヲ有スル日本陸軍ハ、真面目ニ講究スヘキモノニアラスト謂フ可ラス、

日本陸軍ノ欠点ヲ有スルヤ明ナリ、先任上長ノ將校ハ、少壯年齡間ノ教育完全ナラサル所アリ、良司令官ヲ作ルニ必要ナル從屬ノ地位ニ於ケル經驗完全ナラサル所アリ、故ニ諸級將校ノ専門的教育ハ稍々皮相ナリト雖モ、陸軍ハ勿論、將校団モ一朝一夕ニ之ヲ創設スル能ハザル者ニシテ、日本ハ僅々廿五年間ヲ以テ、中世ノ文化ヨリ現今ノ文化ニ一躍シタル邦国ナルヲ忘ル可ラズ、此事実ヲ參考スルトキハ、日本陸軍ノ達成シタル進歩ハ、公平ナル觀察者ノ真ニ喫驚スル処ナルヤ必然ナリ、此ノ如キ短日月ヲ以テ、此ノ如ク驚クベキ成績ヲ得タル陸軍当局者ハ、優等ナル智力ト能力ヲ有スル者ヲ以テ組織セラル、ヤ論

ヲ疎タズ、斯卡ル当局者ノ存在スルハ、以テ日本人ガ將來充分ニ現時ノ所要ニ適任ナル將校団ヲ、養成スルヲ得ヘキ能力アルヲ証明スルニ足レリ、

他ノ弱点ノ騎兵ニ存スルハ疑ヲ容レスト雖モ、日本ノ地形ハ騎兵ノ運動ニ適セズ、且ツ日本ヲ侵撃スル敵軍ハ、多数ノ騎兵ヲ其海岸ニ上陸セシムル能ハズ、故ニ日本陸軍ハ歐洲諸國ノ如ク、良好多数ノ騎兵ヲ必要トセサルコト明カナリ、

日本陸軍ノ如キ新設ノ陸軍ニ、少許ノ弱点アルハ怪ムニ足ラス、怪ムヘキハ却テ弱点ノ僅少ナルニアリ、日本陸軍ハ東邦的ノ標準ヲ以テセス、歐洲的ノ標準ヲ以テ之ヲ觀察スルモ、尚有力ニシテ整備セル優等ノ位置ニ居ルモノナリ、殊ニ其最モ敬稱スベキハ、經濟ノ正直ニシテ、管理ノ良好ナルニ在リ、是レ帝國政府ヲシテ少額ノ經費ヲ以テ、斯ル如キ國軍ヲ建設スルヲ得セシメタル所以ニシテ、其兵員ハ平時ニ在テ七万五千人、戰時ニ在テハ其三倍ニ増加スルヲ得ヘク、其經費ハ一千七百万円、即チ大約英貨二百五十万ポンドトス、吾英國陸軍ノ如キ、世界ニ散在スル陸軍ノ經費ト、徵兵法ニ拠リ徵募セル局地駐屯ノ陸軍ニ要スル經費、特ニ日本ノ如キ勞銀ノ低廉

ニシテ、工業上ノ利便多キ、特殊ノ事情アル邦国ノ軍費トヲ比較スルノ至愚ナルハ、余素ヨリ之ヲ知ラサルニアラスト雖トモ、日本カ昔ニ有力ナル陸軍ヲ有スルノミナラズ、其経費ノ低廉ニシテ、且部内ニ腐敗ノ痕跡ヲ止メサル陸軍ヲ觀ル、豈ニ之ヲ称セサルヲ得ンヤ、

次ニ考察ヲ要スルモノハ、此陸軍ヲ備フルノ目的是レナリ、宇内ノ列国其数多シト雖トモ、日本人ノ如ク秩序整然トシテ平和ノ性質ヲ有シ、且ツ法令ヲ確守スル人民ハアラサルヘク、日本人ノ如ク貧民ノ少ク、且ツ国内ノ紛擾、若クハ公然タル叛乱ヲ生スヘキ原由ノ少キ邦国ハアラサルヘシ、故ニ此ノ如キ有力ナル陸軍ヲ設置スルノ目的ハ、下等社会ヲ鎮圧シ、若クハ帝政ノ安固ヲ保護センカ為ニアラズ、単ニ外患ニ虞備スルノ目的ニ出ツ、日本ハ其独立ヲ維持センコトヲ決心シタル邦国ニシテ、眼前ニ他ノ東方諸国ノ否運ヲ目撃シ、外寇ヲ防キ、国家カ安寧ヲ維持スルノ要ハ、強大有力ナル陸海軍ヲ備フルニアラルヲ知レリ、而シテ日本ハ、既ニ其目的ヲ達セリト謂ハザルベカラズ、蓋シ今日ニ在テハ、一国ノ独立ヲ以テ日本ヲ進撃シ、其目的ヲ達シ得ヘキ邦国アルコトナシ、英國ハ恐ラク日本ノ海軍ヲ撃破シ、諸港ヲ砲撃スルヲ得ベ

シト雖モ、此事ト雖トモ、他ニ之ヲ為シ得ベキ邦国ハアラザルベシ、故ニ日本ハ實際英國ノ如ク、牢々トシテ外敵ノ侵ス可ラサル邦国ナリ、

日本カ一見スレバ、其所要ニ不權衡ナルカ如キ陸軍ヲ設置スル他ノ一理由アリ、余ハ其当否ヲ知ラスト雖トモ、日本ハ朝鮮及ビ日本海西岸邦土ノ滅亡スルコトアラバ、其嗣後權ヲ得ルノ非常ニ有益ナルヲ思惟スルノ邦国ナリ、而シテ其要求ハ清・露兩國ノ要求、利益ト衝突センコトヲ予知ス、故ニ其有事ノ秋ニ方リ、自己ノ權利ヲ保持スルノ準備ヲ必要トセリ、朝鮮問題ハ、露國カ北太平洋上ニ至大ノ權利ヲ得ントスル企望ノ燒点ニシテ、英國モ直ニ其利害ヲ感シテ交渉ヲ開クヘシ、此時ニ当リ、各種ノ合縱ヲ觀ルヘシト雖トモ、本問題ノ決定上、英・日兩國ノ同盟ヨリ重要ナルハナシ、而シテ日本カ現今ノ法式ニ則リテ、戦争ヲ成スノ能力アル軍隊ヲ以テ、有効ナル援助ヲ成スヲ得ルノ位置ニ在ルニアラザレバ、英國ハ此同盟ヲ請求スルコトナカルヘク、從テ有益ナル効果ヲ生スルコトナカルベキハ、日本経世家ノ熟知スル所ナリ、此点ヨリ觀察スルトキハ、日本陸軍ハ東亞ニ於ケル政略上ノ一大要素ニシテ、決シテ忽諸ス可ラサル者ナルヲ知ル

ベシ、日本ハ独力ヲ以テ、露国ニ対シ其權利ヲ主張スル能ハザルベク、英国モ亦独力ヲ以テ、浦潮港ヲ撃破スルノ難事ナルヲ知ルヘシト雖モ、英日同盟ノ成ルアラバ、太平洋ノ海岸ヨリ露国ヲ掃蕩スルコトハ、望ミ難キニ非ルナリ、

英国ハ他ノ歐洲諸国ト共ニ、清国政府ノ老衰腐敗セルヲ知ルト雖モ、亦其政府ノ感情ト唐托^(マツ)トヲ顧慮ス、所謂清国ノ要素ナル者ヲ危虞スルノ流行ヲ来セリト雖トモ、清国政府ノ衰頹ヲ知り、清国人ノ夷狄ニ対スル無識ナル憎悪ヲ知ル者ハ、清国トノ同盟ノ信憑スルニ足ラサルヲ知ルヲ得ヘク、又或ハ清国ノ真ニ恐ルベキ敵国トナルベキコトアルベキヲ相像スル者多シ、之ニ反シ、日本ヲ以テ東邦問題上ノ一要素トシテ論スル者ナク、又思惟スル者ナシ、然ルニ余ハ確信ス、他年一日北太平洋ノ自由ヲ刼迫脅スル巨国ニ対シテ、輸贏ヲ争フノ終末ニ方リ、輕重未タ定ラサル權衡中ニ、日本カ揮フ所ノ一劍ハ、善ク其事局ヲ決スルノ力アルコトヲ、^(編集違イカ)

四八二 日本ノ交易ニ關係セル神奈川開版之別段

新聞紙

〔番号四七九第四横浜新聞と同文により削除〕

四八三 我会社ヨリ告ル新聞(戦争ノ報)

一千八百六十三年八月十九日 ^{我文久三年七月六日} 豊後海ニテ

記ス、

第八月十一日午後第三時十五分^{我六月廿七日八時半越}、船隊鹿兒島港ニ入ル、此港ハ最モ好キ港ニシテ、港口七八里ノ闊サアリ、諸台場ノ内我見残スモノハ一二ナリ、夫ヨリ午後第八時九十分^{我後五時過頃}ニ、市街ヨリ南方凡八里ヲ隔テ、深サ十七尋ノ処ニ碇泊セリ、之ヲ測量スル事大ニ難シ、全月十二日^{六月八日}午前第七時^{六時半}錨ヲ揚ケテ、鹿兒島ノ市街ニ向ケ進ミ、其深サ二十尋ヨリ十五尋ノ処ニ到リ、鳥島ト市街ノ南方ニアル岬トノ間ヲ過リ、我船ノ右側ニ見エル洲ヲ過キタリ、午後第八時四十分^{夜五時過}ニ、市街近ク、二十尋ノ処ニ到リ市街ヲ見ルニ、備ヲ嚴重ニ立テ、台場ニハ兵士充滿シテ、薩摩ノ旗章ヲ飄シ居タリ、其台場ハ市街ノ前面ニ併列シ、其下ニ数隻ノ大船并ニ支那船五隻ヲ繫キタリ、我輩市街ヲ離レ碇泊ナシタル後、薩摩ノ士二人端船ニ乘リテ来リタルニ由テ、詰問書ヲ其者ニ渡シ、第十三日午後第三時^{八時半}頃、一

人ノ執政ノ次席ノ者一隻ノ端船ニ乗り来リ、衛士四十人ヲ率ヒタルニ、其衛士悉ク集リタルヲ俟テ乗船シタリ、其後暫シアリテ又一隻ノ端船来リケレハ、執政次席ノ者云ヒケルハ、右答書中ニ過失アレハ、我今上陸シテ再ヒ来ルベシト云テ立帰レリ、然レトモ何時頃ニ右ノ答書ヲ持来ルト云フ事不告シテ帰レリ、之ニ依テ我等直ニ其変アラン事ヲ察シ、大砲ノ備ヲ立テ、翌日午後第八時頃迄ニ戦争ノ支度ヲ為シタリ、又右執政次席ノ者、提督ノ船ニ来リテ書翰ヲ贈リシカトモ、日本語ニテ認メアレハ、之ヲ翻譯スルニ数時刻ヲ費スベキニ由テ、コロネルニールハ其書翰穩当ナルヤ否ヤヲ知ラサルカ故ニ、此返答ハ明朝受取ニ来ルベシト答ヒタリ、第十四日^{朔日}七月午後凡ソ八時三十分頃、前日薩ヨリ贈リタル書翰ノ返答受取ラントテ、端船一隻来レリ、是ニ於テ、英ノ提督ハ直ニ其答書ヲ贈レリ、蓋シ此答書ハ薩ヨリ贈レル書翰ノ趣意ノ、甚タ穩当ナラサル旨ヲ述タルモノナラン、是故ニ提督ハ其書翰ヲ持来レル者ニ、此以後ハ必ズ和睦ノ旗章ヲ樹テ来ラスンバ、決シテ薩人トハ談判スベカラズト云ヘリ、○午前第十時^{我四時頃}ニ至リテ、提督ハハルクルヲ誘引シ、砲船ハホツ

クニ乗り、十二日^{八月}港内ニテ見受タル螺機蒸氣船三隻ヲ質物ニ取ラント欲シテ、港内ニ進ミ行ケルニ、右ノ蒸氣船ハ果シテ猶其処ニ碇泊シテ居タリ、是ニ於テ我船ノ碇泊所ヲ探ラントテ、港内ヲ廻リケルニ、何レノ処モ皆四十尋以上ノ深サノミニテ、岸ヲ距ルコト百ヤルドノ処ニ至ラサレハ、三十三尋ノ深サノ碇泊処ナシ、是ニ於テ提督ハ、第三時頃我本船ニ還リ、号令ノ旗ヲ揚ケテ、アルキユス船・レースホルス船・コクエツテ船・ペール^(Pain)、船及ヒハホツク船ノ船將ニ指揮セリ、是レ恐ラクハ、港内ノ蒸氣船ヲ奪フベシト云ノ号令ナルベシ、是ニ於テ午後第七時三十分^{我六時半過}ニ至リシ頃、我船ニ其蒸氣船ヲ奪ハントテ進帆セリ、十五日^{我七月二日}午前第四時二十分^{我七時過}頃、我船ヨリ本船ニ使者ヲ送リテ、蒸氣船ヲ奪ハシメ、昨日港内ニ進ミタリト云フ事ヲ報告シタリ、○午前第十時^{我後四時過}ニコクエツテ船ハ、薩摩ノコンテスト船ニ綱ヲ掛ケ、アルギユイ船ハ薩摩ノシル、シヨルシケレイ船ニ綱ヲ掛ケ、レースホルス船ハエンゲラント船ニ綱ヲ掛ケタリ、但シ午前迄ハ此船ニ水夫ノ乗組ミタルヲ見タルカ、此者共ハ陸上ニ送リタル者ト見ユ、又其外二三個ノ台場ニ

ハ、防禦ノ兵見ヘタリ（但シ薩摩ノシルシヨルジゲレイ船
ニ乗リ組ミタル士官ノ内、兩人ヲ生捕リタリ、其中一人ハ、
カシハ^{ハコトカ}ト号スル医人ニシテ、相応ニ英語ニ通セル者ナ
ルカ、先年日本使節ニ從テ歐羅巴ニ到リ、当今薩摩ニ在テ船
將ノ役ヲ勤メタル者、又一人ハオタニ^{小谷ト云フカト}稱シテ、薩摩蒸
氣船隊第一ノ船將ナリ、此兩人ハ決シテ我ニ敵スル事ナク、
其船ヲ奪ハレタル後ハ我船ニ乗り移リタリ、是レ蓋シ上陸シ
テ戦ハンヨリハ、寧ロ英国提督ノ手ニ属スルヲ欲スルナリ、
本月廿四日^{七月十日}ノ夜半過ニ、此兩人ヲ神奈川ニ上陸サセタ
リ）、楮夫ヨリ風追々烈シク、暴風雨ノ徵アリ、其風
ハ東南ノ風ニテ、午後湖水減少シタル時、薩摩ノ突出
セル台場ヨリ相圖ノ大砲ヲ発砲スルト、忽チ諸台場ヨ
リ我船隊ニ向テ実丸或ハ破裂丸等ヲ打發シケルカ、実
丸ハ我頭上ニ近ク飛ヒ過キ、二三ノ破裂丸ハ我近辺ニ
テ破裂シタリ、且ツ敵ハ臼砲ノ破裂丸ヲ以テ、台場ニ
對セル我船ヲ碎破セントスル様子ナレトモ、決シテ其
功ヲ遂クル事能ハズ、夫ヨリ風漸々暴烈トナリケレハ、
提督コクエツテ船・レースホルス船・アルギユス船等
ニ相圖ヲ示シテ、已ニ奪ヒ取リタル船ニ火ヲ放チケル
ニ、其船々忽チ炎火トナリタリ、但シ此船ヲ焼ク事ハ

實ニ惜ムベキ事ナレトモ、此ノ如キ場合ニ至リテ之ヲ
焼クハ、提督ノ任ナレハナリ、此蒸氣船ノ価ハ、荷物
ヲ除テ三十万ドルラルノ価ナリ、○午後第十二時五十
分^{我九時}ニ碇ヲ揚テ、戦争ノ列ヲ整ヘタリ、其後又午後
第二時十分^{我八時}ニ至リテ、第八号ノ台場ニ向テ、自在
砲ヲ以テ破裂丸ヲ放發セシニ、能ク其功ヲ奏セリ、又
午後二時二十分^{我八時}、我船ノ右側ヨリ台場ニ向テ実丸・
破裂丸ヲ放發シタルニ、又其功ヲ顯ハセリ、敵ヨリ砲
發セル実丸・破裂丸ハ我船ノ近傍ニテ破裂シ、我船ノ
綱具ヲ破リ切りタリ、檣上ニ在テ台場ヲ望見ルニ、其
処ニ屯スル人々ハ已ニ去リタリ、我等ノ砲力ニテ、敵
ノ大砲四挺ヲ台場ヨリ打落シタリ、是ニ於テ、我等烈
風ノ吹ニ乘シテ陸ニ向ヒ、大ナル台場ニ近キケルニ、
砲烟台場ヲ蔽ヘルカ故ニ、陸ヨリ我船迄ノ距離何程ナ
ルヤ、之ヲ測リ知ルコト能ハズ、察スルニ凡七八百ヤ
ルドナルベシ、午後二時三十五分、船將^{Captain}シヨスリン并
ニ指揮官ウキルモットノ二人、檣上ニ於テ同一ノ彈丸
ニ中リテ死ス、此時提督并ニハルクル氏ハ船將及ヒ指
揮官ト俱ニ檣上ニアリシカ、幸ニシテ其危難ヲ免レタ
リ、提督ハ此危難ノ場合ニ臨ト雖モ、一向恐怖ノ色ナ

ク沈着シ居ルヲ以テ、其平生ノ氣質ヲ顯セリ、然レトモ事終リタルノ後ニ至リテ、戦争ノ時我傍ニテ戦死シタル勇士等ノ事ヲ想ヒ出シテ、大ニ感傷セリ、十インチ一インチハ凡ノ破烈丸、我甲板ニ備ヘタル第三ノ大砲八分計ナリ口ノ傍ニテ破烈シ、其処ニ在ル者七人死シ、ロイテナントゼフリン并ニ外五人創ヲ被レリ、其外一箇ノ破烈丸ハ我船ノ右側ヲ打穿テ、船中ニアリシ大ナル端舟中ニテ破烈シタリト雖トモ、幸ニ傷害ヲ受ル者ナシ、又一箇ノ実丸ハ櫓上ノ欄ヲ打払ヒ、船將部屋ノ窓ヲ打壊シ、遂ニ船尾ニ至ツテ留マレリ、此時敵ノ放發益烈シク、我船正ニ十インチ乃至十八斤ノ大砲三十七挺ニ相對セリ、午後三時十分凡我八時半比、レースホルス船第八ノ台場ニ近ツキ、放發シテ台上ノ砲ヲ打落シタル時、アルキユス船及ヒコクエツテ船、進ンテレースホルス船ヲ援ケタリ、午後三時三十分放發ヲ止メタリ、三時四十三分チヨスリン岬ニ至リ、其処ノ深サヲ量ルニ二十五尋アリ、四時二十分我七時、台場ヨリアルキユス船ニ向ケ放發スル事ヲ止ム、レースホルス船及ヒコクエツテ船ノ人々ハ、市街ノ炎焼スルヲ見タリ、七時我六時半比ニ至リテ、ハホツク船ハ琉球船五隻ヲ焼キ、八時ニ至リテ薩摩ノ鎗

造所焼ケタリ、此時風烈シク雨降テ、我船碇ニツヨ下シタレトモ、猶之カ為ニ流サル、カ故ニ、少シク蒸氣ヲ發シテ之ヲ留メタリ、夜半ニ至リテモ市街鑄造所并ニ船々ノ火烟、猶以イマダ盛ナリ、

十六日日曜日、即我七月三日午後四時七時、市街并鑄造所猶火炎アリ、右船々ハ水ニ浸セル所マテ焼ケテ、陸地ニ吹上ラレ

タリ、第七・第八ノ台場ノ諸物件ハ破壊セリ、十一時我四時半比ニ船將チヨスリン、指揮官ウエルモツト、ヤルト(Yardley)

リ、スミツト、ハカルネス、リントセイ、チヨン・ワ(John Warren)

ラン、チヨン・ホウキンス、バーク、フレンミンクノ(John Hawkins)、(Parker)、(Fleming)死屍ヲ水葬セリ、此人々ハ皆昨日鹿兒島ノ戦争ニテ戦

死シタル者共ナリ、市街并ニ鑄造所、午時ニ至ルマテ猶炎焼ス、午後第三時二十分我八時半比旋ヲ揚ゲ、船隊ヲ建テ

、進ミ、再ヒ戦争ノ用意ヲ為シ、薩摩守ノ屋敷并市街ニ破烈丸ヲ放發シ、兩岸ノ台場ニ向テ放發セリ、三時

四十五分我七時頃、第十一ノ台場及ヒ突出シタル台場ノ火薬庫破裂シ、其飛屑鳥島ノ台場ニ至レリ、此処ノ台場并

ニ突出シタル台場ヨリ船隊ニ向テ放發シ、五時我七時半比ニ至リテ止メリ、市街ハ次第ニ延焼シテ薩摩守ノ家屋モ

焼ケ、其余炎遂ニ其家屋ノ南方ニ及ヘリ、五時三十分

我船七島ニ至リ、其処ノ深サヲ量ルニ八尋アリ、此島

ヨリ市街ノ南方迄凡六里余リアリ、九時三十分凡我夜五
半時比

(Theater)ハルリンク氏ハ昨日被リタル創ニテ死セリ、

十七日我七月
四日午後二時我八
時頃、船隊皆碇ヲ上ゲ、港口ニ進

發セリ、此時市街猶炎焼シアリテ、十四里ヲ去テ之ヲ

見ルニ、猶頗ル盛ナリ、

死傷者

ユリユヤリス船中死者九人、手負二十二戰後ノ

死者一人・重創ノモノ二人

ヘール、船手負七人

コクエツト船死者二人、手負四人、其内(副官)ロイテナン

ト一人

レイスホルス船手負三人

ペルシウス船死者一人、手負九人

アルキユス船手負六人

ハーホツク船死傷ナシ

總計死者十三人、手負五十人

八月十五日、戦争ノ時用ヒタル薩摩ノ大砲員數

第一ノ台場

三十二斤又二十四斤ノ大砲

* 八挺

臼砲

二挺

第二ノ台場

十八斤ノ大砲

* 三挺

臼砲其員數詳ナラス、

右第一・第二ノ中間野戦砲

* 七八挺

第三ノ台場

臼砲

三挺

第四ノ台場

大砲員數詳ナラス、

第五ノ台場

八インチノ大砲

* 二挺

三十二斤又ハ二十四斤ノ大砲

* 九挺

野戦砲

* 三挺

第六ノ台場

十八斤ノ大砲

三挺

第七ノ台場

十インチノ大砲

* 二挺

三十二斤ノ大砲

* 五挺

野戦砲

二挺

第八ノ台場

十インチノ大砲 * 一挺

三十二斤ノ大砲 * 五挺

十八斤ノ大砲 * 一挺

白砲 * 一挺

第九ノ台場

野戦砲車台ニ載セタル十八斤ノ大砲四挺

第十ノ台場

同上ノ大砲 * 三挺

第十一ノ台場

八インチノ大砲 * 二挺

三十二斤ノ大砲 * 四挺

第十二ノ台場

西方ニ向ケテ備ヘタル十八斤ノ大砲 * 三挺

東方ニ向ケテ備ヘタル十八斤乃至三十二斤砲 十二挺

我等遠見シテ数ヘタル大砲等ノ総計

大砲 五十五挺

白砲 一挺

野戦砲 十三挺

右総計六十九挺

我等生捕タル日本ノ士官兩人ノ告ケタルハ、

白砲 七挺

大砲 十二挺

上ニ挙ル処ノ六十九挺ヲ之ニ加フレハ、其総計八十

八挺ナリ、*ノ符号ヲ着シタル大砲ノ員數ハ、我士

官等目撃シテ數ヘタル者、其符号薩摩ノ海軍ニ屬セ

ル日本ノ士官兩人ノ言ニ從ヘル員數ニシテ、其兩人

ハ薩摩ノ蒸氣船シルデヨルケ船ニアリシカ、提督ノ

船ニ乗セル者ナリ、(鹿兒島戰爭構供新聞(八戸市立図書館所蔵)にて校訂)

四八四 薩州英戦争之儀英人所著之新聞

英国軍艦、第八月十二日日本六月廿七日午後八半時頃鹿兒島港

口ニ來リ測量之処碇泊ス、翌十二日碇ヲ上ケ、蒸氣ヲ

以テ追々鹿兒島府ノ□ニ碇泊、薩州士兩人來意ヲ為

尋問來ル、英国ミニストル兼テ認ル書翰英文、和文相渡、

同日午後八時、薩州重役人四十人ノ供侍ヲ連テ艦ユライ

ニ來リ、對話少時間ニシテ他人來リ、返書中ニ誤有ト

云ヒ共ニ帰ル、何時頃回答スベキ旨ヲ申ス故、惣軍艦

台場ヲ離レテ碇泊ス、同日夕五時過返書ヲ持參ル、然

共日本文ノミナレハ不解、明日迄成否ヲ可決旨ヲ申、

使ヲ返ス、翌十四日朝五時過、薩士返事ヲ聞ニ來ル、然ルニ薩州ヨリノ返答、我求ル処ニ応セサル文意ナレハ、此後白旗ヲ建テ來ルニアラサレハ、引合サル旨申断テ返スニ、四時水師提督小軍艦ハワアツクニ乗テ港内ヲ見廻ルニ、十二日ニ見ヘタル薩州ノ蒸氣船猶碇泊シテ有り、本艦ユライニ歸ル後、アルコス・ライスホース・コツケツト・ヘール・ハワアツク五隻之船將ニ合図シ、明日右蒸氣船ヲ可奪旨ヲ示ス、翌十五日朝四時ヨリ、コツケツト艦ニテコンテスノマ、トノマ、サノマ、コルコスニノマ、テシルセオルシケレノマ、ライスホースニテエレケラノマ、アリ、薩船シノマ、ル、セラルシケノマ、ヨリ得タル擒兩人アリ、一人ハ医師ニテ名ヲカシワト云松本幸、曾テ日本使節ト歐州ニ至ル者ニシテ、蒸氣船ノ甲比丹也、英語ヲ解ス、外一人ハ小谷ト云海軍ノ船將也、兩人ハ横濱ニ歸ル後、二十四日ノ暗夜ニ神奈川ニ上陸セシメタリ、第八月十五日日本七、月日本七、九時、風吹出ス、時ニ台場江砲ヲ打出スニ依テ碇ヲ上ケ、戦ヲ始メ、廻リ打ヲナス、

四八五 薩州ヨリミニストル江送レル返書之大意

英国軍艦鹿兒島江來ル前ニ、大君政府ヨリ薩州太守江英国人償金ヲ求ムル旨達シ更ニナシ、薩州太守、政府執政ノ取極ナクシテ私ニ決スル事能ハサレハ、償金ノ事ニ付テハ、英国ミニストル須ラク江戶政府へ申達スベシ、然レトモ日本ノ法ニ拠レハ、太守少シモ過アル事ナシ、太守東海道ニ於テ、リチアルトソンノ刺害セラレタル事ヲ知レトモ、島津三郎ノ命シタルニモ非ズ、日本ニ於テ故ナク人ヲ殺ス者アレハ、必死刑ニ行フベシ、故ニ刺害セル者ヲ見出サントスレトモ、他領ニ走リテ尋ヌルニ道ナシ、若太守外國人ヲ欺カントセハ、既ニ刑ニ行フベキ者ヲ獄ヨリ出シテ、是ヲリチヤルトソンヲ殺セル者トシ水師提督ニ渡スベシ、然トモ太守ハ此ノ如キ偽計ヲ行フニ忍ヒズ、又太守ハ大君ト外國人ニ結ヘル定約ニ少モ關係スル事ナシ、夫定約ナル物ハ、權現様以來ノ法則ニ叛クモノ也、大君其法則ニ背キ、外國人ヲシテ日本ニ來ラシメ、日本諸侯ノ通行スルヲ妨ケシムル上ハ、大君獨リ其事ヲ引請ベシ、若外國人ヲシテ此ク横行ナサシメハ、日本諸侯厥路ヲ經テ國へ行事難カルベシ、リチヤルトソンヲ殺セシハ、日本ノ法則ニ叛ケハナリ、太守少モ過ナシ、故ニ決テ英

国ノ求ルニ応スベカラズ、

四八六 横濱新聞 千八百六十三年八月廿二日
我文久三年癸亥七月九日ナリ

日本

此度英国軍艦ノ珍ラシキ所為ハ下ニ記載セル如クニ
テ、其軍艦ノ上海ニ到着シタル便ヲ得タル時ニハ、最
早之ヲ出版セントテ、夫々用意シテアリケル、然ルニ
今朝右軍艦当港ニ来着セルヲ以テ、暫ク其出版ヲ見合
セ、我等之説ヲ慎ニ取極メント決定シタリ、

是迄予等ハ十分格別ナル事件ヲ毎日待兼テ居タリシ
カ、今漸々逐一ノ説話ヲ聞、真ノ報告ヲ知ルヲ得タリ、
然レトモ是等モ猶少シク疑フベキ処モアリケレハ、兩
三日中ニハ又委シキ説話ヲ得テ、信実ニ読者ニ示サン
コトヲ期スルノミ、

爰ニ此数字ヲ加ヘタル絵圖ニ就テ説示サンニ、鹿児島
ノ圖ハ粗略ナリト雖トモ、日本地圖ヨリ写セルモノニ
シテ、十分正実ナルコト疑ナシ、薩摩及ヒ其近傍大隅
諸州ヲ写シタル圖ハ、其国ノ産物ヲ前知セン為ニ、諸
書参考スル人ヨリ懇ニ予等ニ与ヘラレタルモノ也、而
シテ其第三ノ圖ハ、イユールヤリユス船ノ或人ヨリ得

タルモノニシテ、之ヲ其提督ノ圖ト比較參訂シタルニ、
甚精密ニシテ決テ謬誤アルコトナシ、爰ニ絵圖ニ著セ
ル砲台ノ表目ヲ挙クルコト左ノ如シ、

- 第一号 三十二斤ノ大砲八挺 白砲一挺
- 第二号 全 三挺 全 二挺

但第一号ト二号トノ堡砦ノ間ニハ、野戰砲八挺ア

- 第三号 白砲三挺

- 第四号 未詳

- 第五号 八インチ一イインチハノ大砲二挺 三十二斤大砲九挺
野戰砲 三挺

- 第六号 十八斤大砲 三挺

- 第七号 十インチノ大砲二挺・三十二斤大砲五挺・

野戰砲二挺

- 第八号 十インチノ大砲一挺・三十二斤大砲五挺

十八斤大砲一挺
野戰砲

- 第九号 十八斤ノ大砲四挺

- 第十号 十八斤ノ大砲三挺

- 第十一号 八インチノ大砲二挺・三十二斤ノ大砲四

挺

- 第十二号 三十二斤ノ大砲 十五挺

但放発セル者ハ三個ノミ、

金曜日出版ノ前日ニシテ、
我七月八日ナリ、ノ朝ニ、英國ノ急便船コルモレン

ト名船比之當港ニ來着セリ、是ハ当月十三日也上海ヨリ出帆

シタル由ニテ、予等ニ第六月廿六日之書翰ヲ携へ來レ
ル也、此コルモレント船ハ、当月十八日鹿兒島ヲ通行

セシ折ニ、英國軍艦ニ出会タルヲ以テ、其説ニ抛り手
短ナル別段ノ新聞ヲ著スコトヲ得タリ、

アルキユス船并ハ一ホツク船ハ、薩摩ニ於テ戦争ノ後、
今朝當港ニ來着セシ、予等提督船ノ到着ヲ每時待受タ

リ、是ハ読者ニ公然タル事件ヲ告知セン事ヲ願フヲ以
テ也、然レトモ未其折ヲ得ズ、奇事珍説ヲ流布シ易ク、

因テ次ノ事件ハ公ニアラサレ共、実説ナルヲ以テ之ヲ
爰ニ記ス、

鹿兒島ニ赴キタル軍艦ノ内、提督コーブルノイエルヤ
リユス船ハ大砲三十五挺、ペール船ハ廿一挺、アルキ
ユス船ハ六挺、ベルシユース船ハ十七挺、コクエツチ
船ハ四挺、レースホルス船ハ四挺、ハ一ホツク船ハ二
挺ヲ備へ、当月六日當港ヲ出帆シテ、十一日午後鹿兒
島港ニ着船シタリ、此鹿兒島ノ港ハオスホルス及ヒ其
他ノ人委シク記載シタル如ク、其周圍広闊ニシテ、其

形状画キタル如ク美ニシテ、其要害モ又攻撃スル能ハ
サル者ニ似タリ、

軍艦鹿兒島ヲ遠ク離レ碇泊セリ、是市街ハ住民十分ア
リト云へリ、其製造所・倉庫等ニ於テハ、最盛大ナル
造営ナリ、

十二日軍艦其碇泊ノ場ヲ離レ、市街ニ向ヒ諸台場ヨリ
凡一千式百ヤルトヤルトハノ
我三尺ノ処ニ諸艦ヲ移セリ、此処ハ

水ノ深サ二十尋アリ、絵図面ニ第一ト記セルヲ以テ知
ナルベシ、此台場ハ尽ク市街ノ正面ニ并列シテ、其広

サ南際ヨリ北際迄凡二里程モアリ、其南際ハ台場ニ第一
ト記シ、北際ハ第八ト記セリ、

朝六時薩摩上等ノ士數輩提督船ニ來リケルカ、其振舞
衆人ヲ見察スルニ、執行不処可也ノ礼義作法トハ大ニ異リ

テ、其所為平穩ナラザル体アリ、譬へハ圈中ノ虎、其
牧人鞭ヲ提ケ、困ニ向テ來ルヲ睨ムカ如シ、然ルニコ

ロネルニールハ之ヲ大ニ堪忍シ、用心ヲ専要トセリ、
或人ノ前見ニ、是レ必定兵器ヲ用ル機会ニ至ルベシト

云へリ、○薩摩ノ士等曰ク、薩摩候ヲ
云歟ハ当今鹿兒島ニ
在ラズ、是ヨリ二十里隔タル霧島ノ市街ニ在トテ、詰

問書ヲ受取タレハ、右書之答ハ此船中ヲ立退タルヨリ

二十四時ノ間ニ出スベシト申置タリ、翌日ニ至リ、諸軍艦諸事平生ノ如ク平穩ナレハ、コロネルニ使者來リテ、此答書中ニハ相違アリトテ持歸レリ、又直ニ他人來ルベシトテ、間モナク我船中ヲ立退タルカ、誰一人モ不來、漸九時ニ至リテ最肝要ノ書ヲ贈レリ、此公書ハ新聞紙ニ載セ、読者ニ示サント予等久シク希望スル所ノモノ也、コロネルニールハ此時ニ至リテモ尚ホ堪忍ヲ加ヘタルニ、十四日九時比役人兩人船ニ來リテ、此挨拶ヲ聞ント左ニ述タリ、京都ニ於テ一橋公并御老中二人、島津三郎(久逸)ニ確カト達セシハ、三郎從臣外人ヲ殺害セシ事ニ付、薩摩ニ於テ執扱フベキ事ニアラズ、幕府ニ於テ諸件取扱事ナレハ、今考ルニ、江戸ニ於テ既ニ事ノ整ヒタルト思フ、然ルニ江戸ヨリ此事件ニ於テ何ノ沙汰モナク、軍艦薩摩ニ來ルハ何事ナルヤ、初ヨリ解シ難シ、日本ノ法律・規則ニ從フ時ハ、薩摩ハ自己ニ事ヲ所置スルノ權威ナク、英國ノ詰問書ヲ採用ユルトモ、又用ヒサルトモ、自己ニ計フベキ事ニアラズトナリ、平和ニ処置スル希望ハ更ニ絶テ、唯欺偽ヲ旨トスルト思フニ由リ、コロネルニールハ最早事聞ラズ提督事務ヲ握リ、十四日午後諸

軍艦尽ク備ヲ立直シ、其内大ナル者ハ台場ヨリ離レ、瀬戸ノ中央ニ於テ双方ヨリ千七百ヤルト宛隔テ、島下ニ船繋セリ、右台場ハ絵図ニ第二ト記シタルヲ見テ知ルベシ、イユーヤリユス船ハ備ヲ改ト雖トモ、ベルシユース船ト共ニ其場ヲ離レズ、十五日朝ペール船・コクエツテ船・アルキユス船・ハーホツク船及ヒレースホルス船ハ港内ニ進ミ、又近傍ニ碇泊セル薩摩ノ蒸氣三隻ヲ賣トシテ取押ヘタリ、其船号エンケラントト云ル者ハ、千八百六十一年拾貳萬元ヲ以テ薩州ニ買入、今一隻ハシヨルジゲレート謂ヘル者ニシテ、四萬元ヲ以テ買求メ、又一隻ハコンテスト謂ヒ、昨年第五月八万五千元ニテ買入タリ、此三隻碇泊ノ場所ハ図面ニ載サレトモ、ウイルモツト岬ノ後ニ繋リタルト知ベシ、此日ヤ早朝ヨリ大風ナリシカハ、其勢次第ニ烈シク、激浪ヲ起シ、剩ヘ暴雨降テ港内怖シキ有様ナリ、十時ニ至リテ、上文ニ載ル英船モ薩船モ共ニ列ヲ交セリ、十二時ニ諸人尽ク午食ニ就キテ、何ノ備モ無カリシニ、突然トシテ陸地ノ台場ヨリイスヤリユス船ニ大砲ヲ打掛、島ノ台場ヨリモヘルシース船ニ打掛タリ、是ニ於

テ兼テ質ニ取りシ蒸気艦三隻ヲ焼打セリ、尤乗組ノ者ハ其以前ニ陸地江送り返セリ、蓋シ上等ノ士二人ノ内一人ハ、以前歐羅巴使節ニ属從セル人ニシテ、自身ノ願ニヨリ提督ノ船ニ乗り、今其船中ニアリ、頓テ諸船尽ク錨ヲ揚ゲ戦隊ヲ却キ、ペルシユス船ニテ戦ヲ初メ、敵ノ放発ニ応シテ軍法ヲ乱サス、一々はヲ撃ス為メ敵合近クナリシカハ、又他方へ乗移シ、台場ニ向テ戦備ヲ整ヘタリ、敵ノ台場十ヶ所ハ、諸船各四百ヤルトヨリ八百ヤルトノ距離ヲ測リテ備、イユールヤリユス船ハ特リ二百ヤルトノ距離ニ在テ、極北第八番ノ台場ナリ、戦ヲ開キ図中点線ヲ以テ示ス如ク、徐々ニ転行シテ第一番ノ突出セル台場ニ及ベリ、其中絶間ナク殊ニ烈シク打合ケリ、夜ニ入テ我軍艦ヨリ破烈彈ヲ以テ市街諸部へ打掛シニ、其三堡ハ已ニ放発ヲ止メタリ、是ニ於テ諸船ハ各々其碇泊場へ引取シカ、特リレースホルス船ハ第八番ノ台場ヨリ二百ヤルト内ニ備ヘテ、其台場ノ力竭キ放発ヲ止ル迄之ヲ攻メ、真ノ英国軍法ヲ以テ功績ヲ顕セリ、此時是ヲ援ケシメントテアルキユス船ヲ繰出シケレハ、他ノ一台場ヨリ放発セル彈丸ノ中間ニ在テ戦フ事凡一時計、其後終ニ其功ヲ果セリ、

此日ハ十五日土曜日ニテ、終日暴風雨ナリシ、此時我損失ハ死者十一人、傷者三十九人ナリ、其死シタル者ノ内ニテ諸人ノ悲歎セルハ、提督艦ノ甲比丹シヨスリシナリ、此人平生ハ殊ニ温和ナレトモ胆略アリテ、一旦獅子ノ怒ヲナス時ハ其勇猛比類ナク、真ニ英国將士ノ龜鑑ニシテ、諸人之ヲ尊敬セサルハナシ、指揮官エドワルドウキルモツトルモ同シク勇名アル者也シガ、シヨスリント共ニ一彈丸ニ当リテ死セリ、此兩人ハ戦争ノ中間^{三時三}提督船ノ甲板上ニ立シカ、彈丸端船ヲ貫キ來テ、立処ニ兩人ヲ打殺セリ、提督ハ上官ト共ニ甲板ノ狭方ニ在リシカ、甲比丹ノ打レシ時、不思議ニ其彈ノ難ヲ免レタリ、

第九時比ニ市街ノ一方火焰熾ナリ、翌日天気快晴、十一時ニ兩將ト水夫七人ノ死骸ヲ取収メ、軍艦ハ發放セシ島ノ台場ニ近寄りテ出船セリ、英國軍艦ノ敵方ヲ敗リタル働ハ、驚ベキ有様也、

宮殿・製造所・器械藏及ヒ倉庫ヲ始トシテ、全市中悉ク破碎セシ事ハ疑フベクモアラズ、又諸台場モ甚損傷セリ、初日ニハ此台場ヨリ戦争ヲ仕掛タレトモ、第二日ニハ軍艦其前ヲ通行セシ時ハ、一ヶ所ノ台場ヨリモ

書ヤ洋書調所江出役之人ヨリ借セシ故、多クハ真ナ
ラン歟、

文久三亥年八月初三日写之毛鄙人
赤昌綏

四八七 外国新聞

四八七ノ一
余去月廿六日出板セル新聞紙中ニ載スル所ハ、日本国ト

条約ヲ取結ヒ、古昔ヨリ諸国人民ノ至ラサル地ノ港ヲ開
キタル以来、最重大ナル事件タリ、

大不列顛国ハ、平和ナル処置ニテ自国人民ノ正理ヲ守護

シ、国ノ恥辱タラサル取計ヲ為サントシタレトモ、日本
国ノ一諸侯(薩州ヲ指ス)ノ頑固及偽計ニテ、大ニ其妨ケトナレリ、又

鹿兒島ノ大事件以来、英吉利国ハ東方ノ残忍ナル人ニ向
ヒ、猶更ニ一大戦争ヲ為サントスル事ヲ疑フ者アラサル
ヘシ、当今日本ハ外国人トノ交際危難ニ及ヒタリ、且今

日余ニ届キタル新聞ニ從ヘハ、其国中ノ争乱モ又甚危キ
様子ナリ、

(康直、外国奉行)

松平石見守及江戸政府ノ高貴役人等、当今下ノ關一件ニ
就キ、米利堅人・和蘭人・佛蘭西人ト應接ヲ為シカ為
ニ横濱ニ来レリ、此人々ノ云ヘル所ニ從ヘハ、此度高官
ノ大名三人ヲ長州則長門ニ送リテ、其地ノ諸侯ニ下ノ關

ニテ外国船ニ打掛タル事ヲ談判シ、或ハ之レヲ罪セント
シタリ、○余等又聞知スル所ニテハ、長州侯ハ下ノ關對
岸ノ台場ヲ奪ヒ、周防灘ノ入口ヲ指揮セントシタレバ、
長崎奉行三艘ノ蒸氣船ヲ以テ豊前及豊後ノ海岸ニ進ミ、
毛利大膳大夫(薩親、長州藩主)ノ奪取リタル台場ヲ取戻サントシタル事ア
リ、

薩摩ノ国中ニモ二党ヲ分チ、当今ノ君侯及其臣下ノ一部
ハ平和ヲ好ムト雖トモ、老年ナル島津三郎及臣下ノ大半
ハ攘夷戦争ヲ好ノ評判アリ、

読人日本国ノ後來ノ様子ヲ見ントスルニハ、次ノ新聞ヲ
待ツヘシ、

大不列顛女王殿下シヤルヂ、トアツヘイルス、コロネル、
スト・ジョン・ニールノ親切ニ抛リ、余等最切要ナル書
翰ヲ爰ニ載スル事ヲ得タリ、第一、千八百六十二年第九
月十四日リチヤルドソン殺害ノ事ニ付、不列顛政府ノ望
ヲ載セ、コロネルニールヨリ薩摩侯ヘ贈ルノ書、

第二、薩摩侯ヨリ之レニ答フル書、

余等ハ別段諸説ヲ爰ニ載スル事ナク、此二通ノ書翰ヲ衆
人ニ示サントス、

薩摩侯松平修理大夫閣下へ、又君侯留守中ナラバ、

薩摩・日向・大隅・琉球諸島ヲ暫時支配スル名代

千八百六十三年第八月十二日

日本ニ在ル 大不列顛公使ヨリ

去年第九月十四日、則日本文久二年八月二十一日ニ、閣下ノ父ニテ、島津三郎ノ駕籠脇ニ列シタル者、東海道ニテ守護ナキ無罪ノ英吉利一商人ヲ殺シタル事、閣下已ニ好ク知レル処ナルヘシ、且此行列中ノ者、以前ノ商人ノ傍ニ在ル二英人及一婦人ニ斬掛ケ、此二人ハ大傷ヲ蒙リ、婦人ハ漸ク逃延ヒタル事、此レ亦閣下ノ好ク知レル所ナルヘシ、此英人ノ姓名左ノ如シ、

カルレス・レノキス・リチャルドソン 死ス

ボララデイレ婦人名 無恙

ウイルレム・カラルケ 大傷

ウイルレム・マルセル 同

此事件ハ英吉利政府及国民ノ憤怒ヲ引起シ、開化シタル諸國ノ憐ヲ生スルニ足レリ、大君政府ハ我英吉利女王ト平和懇親ノ条約ヲ取結ビタレバ、余此レヲ熟考シ、島津三郎行列中ニ在ル罪人ヲ

求出シ、其首ヲ斬ルヘキ事ヲ大君政府ニ言送レリ、

余カ為セル堪忍ハ、我政府ニテ好シトスル所、且大君

政府ニテ委シク知レル所ナリ、

若シ此騒動ノ時ニ当テ、此堪忍ノ処置ヲ行ハズンバ、

島津三郎ヲ生擒シ、殺害スルニ至ルヘシ、

此騒動ヨリ既二十ヶ月ヲ経タレバ、余ヨリ本国政府ニ

委シク其様子ヲ言送レリ、又大君政府ヨリハ大君ノ好

ム所ニ從ヒ、閣下ヨリ罪人ヲ執ヘ、江戸ヘ送來ルベキ

事ヲ數度余ニ告知セリ、

然レドモ閣下ノ領地江戸ヨリ甚遠ク、且大名ノ受タル

免許アレバ、閣下ハ江戸政府ヨリ罪人ヲ江戸ヘ送出ス

ヘキノ命アレ共、之ヲ輕シ、之ヲ執フル事ナキヲ以テ、

大君政府ニテハ余義ナク、英人殺害ノ償ヲ為ス能ハザ

ル事、余ヨリ本国政府ニ告知セリ、

其後余ニ、本国政府ヨリ此事件取計ノ仕方ヲ委シク言

來レリ、

大君政府ハ国法就中国中ノ騒動ニ抛リ、大名臣下ノ為セル罪過ニ付キ、其欲スル所ヲ強テ大名ニ為サシムルヲ得ス、○然レ共英吉利人ヲ殺シタル事ニ付キ、大君政府ヨリ日本國中諸人民ニ代リ償金ヲ出シ、且此罪ヲ

免ル、者書ヲ余ニ贈ル事当然ナリ、

余ハ本国政府ノ指揮ニ従ヒ、条約ニテ外国人通行ヲ許シタル道路ニテ、閣下ノ臣下英吉利人ヲ殺シタルニ拠リ、大君政府ニ償金ヲ出シ、罪過ヲ免ル、ヲ欲スル書翰ヲ余ニ贈ルヘキコトヲ言出セリ、

大君政府ハ直ニ之ヲ承知セリ、

然レ共不列顛政府ノ決定シタル所ニテハ、閣下此罪人ヲ守護シ、或ハ其当然ナル刑罰ヲ免ルスノ理ナルベシ、故ニ余政府ヨリ閣下ニ、左ノ箇条ヲ望ムヘキ命ヲ受ケタリ、

第一条 リチャルドソンヲ殺シ、其他ノ人々ニ襲掛ケ

タル罪人ヲ、英吉利船將ノ目前ニテ吟味シ、其首ヲ斬ルベキ事、

第二条 殺害サレタル人ノ親族、及斬掛ケタル者ノ刃

ヲ逃レタル人ニ分配スヘキ金トシテ、二万五千ポンドステルリングヲ出スヘキ事、

英吉利政府ノ望メルニケ条ハ、余ヨリ閣下ニ告知ラシムルヤ否、直ニ閣下ノ承知スヘキ所タリ、若又然ラズンバ、日本海ニ在ル英吉利海軍提督、兵力ヲ以テ十分ナル報ヲ為サントス、

英吉利船將ハ此書翰ヲ渡スノ任ヲ受タレバ、余ヨリ閣

下ニ言送レル言前ノ様子ヲ委シク知レリ、故ニ閣下若シ之ヲ承引セザレバ、船將日限ヲ定メ、又軍艦新ニ到着スル事アラバ、直ニ戦争ニ及フヘシ、

故ニ閣下ハ此書類ニ載スル事件ヲ能ク熟考シテ、処置ヲ為スヘシ、此書翰ヲ改ムル事ハ余ガ力ニアラズ、

謹テ之ヲ呈ス、

(自記ス) 日本ニ在ル英吉利公使イ・スト・ジョ

ン・ニール、ジョン・マキトナルト之ヲ書ス

四八七ノ二

上ニ記セル死傷ノ巨細書(鹿児島灣戦争ノ際)

上ニ挙ケタル第一ノ者ハ腦蓋ヲ碎カル、

第二ノ者ハ腦蓋ノ後部ヲ碎カル、

第三ノ者ハ腦蓋及ヒ顛ヲ碎カル、

第四ノ者ハ腦蓋ヲ碎カル、

第五ノ者ハ同上、

第六ノ者ハ腦蓋ヲ碎カル、

第七ノ者ハ同上、

第八ノ者ハ同上、

第九ノ者ハ胴腹ヲ破ラル、

- 第十ノ者ハ破裂丸ニテ胸膈ノ右部ヲ砕カレ、肋骨及ヒ
肺ヲ破リ腕ヲ碎ル、
- 第十一ノ者ハ破裂丸ニテ右肩ニ薄手ヲ得、其火勢ニテ
面部ヲ焼キ、又種々ノ薄手ヲ得ル、
- 第十二ノ者ハ破裂丸ノ碎片ニテ薄手ヲ得、又右脚ヲ傷
リ、
- 第十三ノ者ハ破裂丸ノ碎クル勢ニテ、面部并両腕ヲ火
傷セリ、
- 第十四ノ者ハ破裂丸ノ碎片ニテ面部ニ創ヲ得、又其火
勢ニテ火傷セリ、
- 第十五ノ者ハ碎片両腕ニ中リテ創ヲ得、又左股ノ内部
ヲ傷リ、
- 第十六ノ者ハ火薬ニテ面部ヲ焼ク、
- 第十七ノ者ハ碎片ニテ頭上ニ創ヲ得ル、
- 第十八ノ者ハ右腕ニ薄手ヲ得ル、
- 第十九ノ者ハ両腕・臍下及ヒ脚ニ薄手ヲ得ル、
- 第二十ノ者ハ左脚ニ薄手ヲ得ル、
- 第二十一ノ者ハ彈丸ノ碎片ニテ頭上并ニ左足ニ創ヲ得
ル、
- 第二十二ノ者ハ左腕及ヒ脇ニ薄手ヲ得ル、
- 第二十三ノ者ハ右脚ニ薄手ヲ得ル、
- 第二十四ノ者ハ破裂丸ニテ面部ヲ殺ク、
- 第二十五ノ者ハ破裂丸ニテ右股ヲ傷キ、顔・眼及ヒ腕
ヲ火傷シタリ、
- 第二十六ノ者ハ碎片ニテ胸部ニ薄手ヲ得ル、
- 第二十七ノ者ハ左腕ニ薄手ヲ得、破裂丸ノ碎クル勢ニ
テ指及ヒ面部ヲ火傷シタリ、
- 第二十八ノ者ハ碎片ニテ左足ヲ破ル、
- 第二十九ノ者ハ破裂丸ノ火勢ニテ面部ヲ焼ク、
- 第三十ノ者ハ右股ニ薄手ヲ得ル、
- 第三十一ノ者ハ、破裂丸ノ碎片ニテ足ヲ傷キ、其火勢
ニテ面部ヲ火傷セリ、
- 第三十二ノ者ハ碎片ニテ額及ヒ踝ヲ傷ク、
- 第三十三ノ者ハ碎片ニテ面部及ヒ左股ヲ傷ク、
- 第三十四ノ者ハ碎片ニテ臀及ヒ両足ヲ傷ク、
- 第三十五ノ者ハ碎片ニテ踝ヲ傷ク、
- 第三十六ノ者ハ碎片ニテ腓腸及ヒ脚ヲ傷ク、
- 第三十七ノ者ハ碎片ニテ指ヲ傷ク、
- 第三十八ノ者ハ碎片ニテ腓腸ヲ傷ク、
- 第三十九ノ者ハ砲丸ニテ胸腹ヲ破ル、

- 第四十ノ者ハ同上ニテ右股ヲ破ル、
 第四十一ノ者ハ実丸ニテ左膝ヲ傷ク、
 第四十二ノ者ハ同上ニテ左脚ヲ傷ク、
 第四十三ノ者ハ股ニ薄手ヲ得ル、
 第四十四ノ者ハ左脇ニ薄手ヲ得ル、
 第四十五ノ者ハ両足ヲ碎ク、
 第四十六ノ者ハ右股ニ薄手ヲ得ル、
 第四十七ノ者ハ破裂丸ニテ右手ヲ傷ケリ、
 第四十八ノ者ハ碎片ニテ右手三ツノ指ヲ傷ク、
 第四十九ノ者ハ同上ニテ、右ノスケーピング未詳ニ数
 点ノ小創ヲ得ル、
 第五十ノ者ハ右腕ヲ破ラル、
 第五十一ノ者ハ碎片ニテ左腕ヲ傷ク、
 第五十二ノ者ハ同上ニテ左踝ヲ傷ク、
 第五十三ノ者ハ同上ニテ両腕ヲ破ラル、
 第五十四ノ者ハ右腕ヲ碎キ、右股ヲ傷ク、
 第五十五ノ者ハ碎片ニテ脚ヲ傷ク、
 第五十六ノ者ハ同上ニテ面部ヲ傷ク、
 第五十七ノ者ハ同上ニテ脚ヲ傷ク、
 第五十八ノ者ハ同上、

- 第五十九ノ者ハ同上ニテ腕ヲ傷ク、
 第六十ノ者ハ同上ニテ面部ヲ傷ク、
 第六十一ノ者ハ左腕ノ関節ヲ損ス、
 第六十二ノ者ハ右手ノ大指ヲ傷ク、
 第六十三ノ者ハ右腕ニ薄手ヲ得ル、

ダーロダ并ニ其会社ノ開板、

(鹿兒島縣會報新聞ハ八戸市立圖書館所蔵にて校也)

四八八 薩摩侯松平修理大夫執政川上但馬ヨリ英

吉利公使コロネルニールヘ贈ル日本文書

書翰ノ翻訳

(頭註卷一)七月廿九日談判ノ本辭書ヲ付ス
 人ノ生命ヨリ貴キ者非サレハ、人ヲ殺ス者ヲ執ヘ、

死刑ニ処スルコト当然也、故ニ我方ニテ昨年以來罪

人ヲ執(卷一)〔書面上ニ止ル〕ント力ヲ尽シタレトモ、当今日本國ノ諸大名

中ニ争乱ヲ起ス者アリテ、此ノ如キ罪人ヲ隠シ守護

スレハ、我方ニテモ之ヲ捕フルヲ得ズ、○又罪ヲ犯

ス者一人ニ非サレハ、遁レ隠ル、事猶更ニ易キヲ得

タリ、島津三郎江戸ニ至ルハ、外国人ヲ殺害スルノ

為メニハ非ズ、江戸ト京都ノ仲入レヲ為サンカ為ナ

リ、故ニ島津ハ外国人殺害ヲ命シタルニ非サルコト

分明ナリ、日本國ノ法律ヲ犯シ逃レタル者ハ、死刑

分明ナリ、日本國ノ法律ヲ犯シ逃レタル者ハ、死刑

ニ行フベシ、○若我方ニテ此罪人ヲ尋出シテ、其罪ヲ吟味シ、之ヲ刑スル事アラハ、早速其事ヲ長崎又ハ横濱ニ在ル英国船將ニ告知ラセ、自ラ来テ其刑ヲ觀ルヲ願フベシ、○我方ニテ此刑ヲ行フヲ得ル時節ノ延引スル事、無拋事情ト君方ニテ好ク推知スベシ、○若又我方ニテ他ノ罪人ヲ刑ニ処シ、偽テ此度ノ罪人ナリト云フ共、君方ニテ之ヲ見分ル事能ハズト雖モ、我方ニテハ如此先祖ノ神靈ノ恥辱トナル事ヲ為サズ、日本中一洲ノ政府ハ皆江戸政府ニ從フ者ナレハ、其命ニ背クヲ得サルコト、〔日本里數凡七思〕君方好ク知ル所ナリ、〔卷〕條約中ニ、外国人ノ通行ニ付、分界ヲ定メタルコトアルハ、我方ニテ知ル所ナリトモ、外国人日本人ノ通行ヲ妨クルノ免許ヲ得タル條約アル事ヲ聞カズ、英吉利本国ニテ多クノ同勢ヲ引連旅行スル人ニ向ヒ、〔卷〕國ノ法律ヲ破リ、失礼スル者有ラハ、之ヲ罪スル一路ノ側ニ突出シ、之ヲ打ツコトヲ為サバ、〔卷〕○若シ之ヲ為サバ、〔卷〕ルニ至ラハ、諸侯ハ旅行ヲ為スヲ得ズ、○然トモ人ノ生命ヲ害スルハ、最大ナル罪過タリ、○諸事ヲ指揮スル江戸政府ニテ、外国人トノ條約中ニ、古來定リタル國ノ法律ヲ加ヘサル事、不十分ナ

ル取計方ヲ言ベシ、○江戸政府ハ此旧律ヲ條約中ヘ加ヘズ、我君侯ハ此旧律ニ從ヒ取計タリ、其是非ハ君方ニテ判断スベキ所ナリ、

此大事件ヲ決センカ為メ、江戸政府ノ役人ト我政府ノ役人ト互ニ君方目前ニテ、何カ是、何カ非ナルヲ論スベシ、

罪人ノ一条ヲ取極メタレハ、償金ノ事ヲ決スベシ、大君ヨリ英国軍艦已ニ日本ニ来レルヲ蒸氣船ニテ告知ラシ、断ル事ナシ、○大君政府ハ我等ヲ苦マシメントノ策ナルベシ、○若然ラスンハ、必ス御老中ヨリノ書翰アルベキ道理ナリ、○此ノ如キ惡計アルヲ以テ、英人ト我等トノ問ニ争論ヲ引起セリ、

此一事我等之驚ク所ナリ、○君ハ之ヲ驚カサヤ、我政府ハ江戸政府ノ命ニ從ヒ、諸事ヲ取行ントス、君カ書翰ヲ載スル所ヘ、我方ヨリ心ヲ打明ケ返答スル事此ノ如シ、

文久三年六月廿九日(千八百六十三年八月十三日)

自記ス

執政

〔卷〕河上タイマ

ア・ア・ゼ・フウル及アレキサンドル、ホン・

シーボルト訳ス

ジョン・マキドナルド之ヲ書ス

四八九 千八百六十三年第八月廿一日横濱新聞大

日本七月八日也

〔頭註本〕「戰況第一報」
英国軍艦コロモント、書状ヲ得テ当港ニ只今着セリ、

右船鹿兒島ニアル英国軍艦ニ逢ヒ、次ニ新聞ヲ持參セ

リ、去ル土曜日七月第十二日、軍艦鹿兒島之港江碇

泊シ、大風吹ク、日本ヨリ不意ニ發砲セリ、不幸ニシ

テ次之人々殺亡セリ、

カピタン將船ヲシヨスリンク名・コンマンダント司令ウユル

モツト名

右兩人一之丸ニテ打殺サル、凡手負・死人六十人、船

〔頭註本〕「死傷六十八」
モ多少損傷ス、英艦当港江來ル、近キニアリ、

書中之文巨細ニ記スルヲ得ズ
其大眼目ヲ載ス

当十五日七月第十二日、台場ヨリ打出ス、

水師總督直ニ相図ヲ為ス、日本船三艘ヲ焼ク、捻仕

掛之蒸氣船ナリ（船号エンゲランド・シルオルジクル）、

コンテスト船号、横浜又ハ長崎ニテ買入タル薩船也、右日本船ハ其

朝來リテ軍艦之傍ニ碇泊セル也、台場ヨリ打掛ケタ
ルヲ以テ軍艦碇ヲ上ケ、台場ヨリ五百及六百ヤルド（二尺余）

離レテ一列ニ連レリ、台場ヨリ射事甚強ク、殊ニ大

筒ニシテ、其内六十乃至七十挺ハインデ一尺之破
余也

裂丸、又三十二斤乃至二十四ポンド之夷丸ナリ、カ

ピタン並ニコンマンドル前二名ハ、イ後イニ二時
ヲ載スハ、午刻第十二時五分

之頃、甲板之橋橋上所ナリニテ、一彈丸之為メニ即死ス、

又十インデノ破裂丸、甲板之中央ニテ破裂ス、水夫

七人即死、手負之者水夫五人、ロイテナンド官名チヨ

フス一人也訳者云、右ヘテ、天氣惡敷雨降り、風陸ニ

向テ吹ク、午後第三時火府中ニ起ル、第三時二十分

ニ發砲止ム、第七時十五分ニ小軍船ワアツク、五

〔本〕「三艘和船二艘」
隻之琉球船ヲ焼、第九時二十分ニ造作場及ヒ商家焼

ケル、府造作場等ニ打掛ル事終夜、第八月十六日七月
〔本〕「二十一時」

三午前第三時三十分ニ碇ヲ上ケ、蒸氣ニテ港口ニ出

掛ケ、府ノ台場江向テ打テドモ破裂丸又、只答ルモノ
ハ夷丸

ハ台場ニケ所ノミ也、碇泊セル所ハ台場ヨリ丸之達

セサル所也訳者云、二度目、府ハ夜半尚ホ焼テアリ、

手負死人目録

一ユライリス船 死人十人、手負廿一人内死人一人

二ペール船 死人七人内手負一人

三アルユス船 手負三人

四コツケツト船 死人一人、手負六人内一人ロイチシト一人死ス

五ペルシウス船 死人一人、手負二人

六ライスホース 手負二人

七ワアツク船 無之

右之如シ、

英船鹿兒島ニ至リシハ、晦日カ本月朔日ニ有之、戦争ニ及候前三日程同港ニ碇泊ス、薩州藩士モ參リ申立候事モ、穩ニ濟スベキ談判等有之、然ルニ二日昼時ニ不意ニ打掛候由、軍艦明日ハ横濱へ帰港之由、此新聞ハ上海ヨリ薩摩海ヲ通ル船江申來ル也、

四九〇 日本貿易新聞

四九〇ノ一

日本貿易新聞第廿六号

千八百六十三年十一月四日、我文久三年九月廿三

日 横濱刊行

去月廿六日ニ御老中ヨリ垂墨利加・和蘭両国ノミニストルヲ招待シタル會議之要領事件ヲ取極メタル時、曾テ小笠原ヨリ告知セル外国人ヲ悉ク引払ハシムル事廢（欄外未附著）「横濱在留外人引払停止云々」セリト、御老中ヨリ言ヒシ事ヲ承知セリ、○各廢止ニ成リタル事ハ今始テ聞所ナレトモ、ミニストル等ハ以

前ヨリ、其事ノ廢止ニナルベキ事ヲ云ヘリ、

リースホルス船、長崎ヨリ当月二日ニ当港へ入津セリ、

○右之船ハ先達テ此地ヲ發シ、長崎へ到リシガ、彼地

へ入津後、直ニ薩摩ノ上官右船中へ來リ、船中^{（朱）}之士官

等ニ対シ甚親シミ、兄弟ノ如クシ士官等ニ語りケルハ、

吾レ此レイスホル大船ヲ能ク見知レリ、吾先達テ鹿兒

島戦争之時第八番ノ砲台ヲ指揮セシカ、此船右砲台ニ

迫テ、陸地近ク進メリ、又曰ク、右一戦ニ於テ薩摩人

死傷スル者千五百人、製造所并軍艦若干ヲ失ヒ、市街

ヲ打崩サル、事三分之ニ過キ、巨堂數基ヲ毀チ、大

二城舎ヲ破ラル、

一彈丸遙ニ国内ニ飛來リ、一ノ神殿^{（朱）}内へ落掛レリ、

殿内ニハ夥多ノ国人等群集シテ、異人退治ノ祈禱ヲ凝

シテ在リシカ、彈丸遂ニ其信心無ニシテ、若干人ヲ擊

殺セリ、第八番ノ砲台指麾官又曰、薩摩ニテハ先達テ

鹿兒島ニ於テ、英船颶風中ニ在テ、巧ミニ諸船ヲ運用

セシヲ見テ、其天氣平和ナル時ニハ、其術技ノ高ヲ察

知シ、以後ハ英人等ト能ク交ル時ハ、益ヲ得ル事極メ

テ多キ事ヲ會得セリ（事美ナリ、悉ナ人如此唱ヘタリ）

彼上官其領分中ニテ英人ヲ饗応セント欲シ、且ツリカ

ルドソンノ為ニ、其死シタル所へ大ナル墓碑ヲ建立スルナラント云ヘル事ヲ他ヨリ聞及ベリ、是レハ大ニ疑惑アルコトニテ、若シ我一隻ノ船、一人ノ名代ヲ鹿兒島ニ送ルトキハ、彼レ必ズ其地ニ至ルモノヲ悉ク生捕ラント欲スルナルベシ、或ハ以前ノ如クエスカドロソ隊ヲ送ル時ハ、是ヲ射撃スベシ、蓋シ彼レハ其処置マテノ令ハ未タ受ケザルベシ、

近頃当港ヨリ出帆セシ英国ノ蒸氣船セーレヲ、彼ノ上官七万五千元金ニテ買入タリ、其上猶巨大ナルフレカツト船軍艦ヲ買得ル事ヲ願フト聞ケリ、

御老中ノ事ハ以前之會議後無事也、

前週日中ニ、富強ナル大名多ク江戸江到着セリ、

江戸ニテ貿易船ヲ留メ、荷物ヲ横濱へ出スヲ禁ス、

横濱ノ番兵ハ無用ナル者ト思ヒシカ、此度悉ク廢止ニ

成ルト云フ事ヲ聞ケリ、○諸事常ノ如シ、只貿易甚タ

衰微ニ成シノミ、

四九〇ノ一

日本貿易新聞第二十七号

西曆一千八百六十三年十一月十一日、我文久三

年十月朔日

神奈川開板

薩摩和陸ヲ求ムル事

此前ノ新聞紙ニ、薩摩ハ英国ヨリ彼レニ促シタル事ヲ取極ムル様ニ取扱ハント欲スル由ヲ載セタリ、然ルニ是ニ反シテ、其新聞出ルヨリ間モナク、薩摩侯ノ利益ノ為ニ、薩摩ノ役人英国ノミニストルヲ待チ〔頭註末〕「和陸談判ノ第一回」〔注〕受ケ、対面ヲ願フ事ト成レリ、是ニ於テ薩摩役人、〔注〕神奈川奉行ニ附屬スル〔注〕精太郎、〔注〕重野厚之丞及ヒ筆者〔注〕名

大君政府ノ官吏ニ案内セラレテ、英国旅館ニ来レリ、然ルニコロネルニールハ其希望ヲ承引シテ、応接ノ

日限ヲ当月九日〔注〕我九月十八日〔注〕月曜日ニ定メタリ、

諸其当日約束ノ時刻ニ至リテ、彼ノ役人ハ英国ミニ〔頭註末〕「和陸談判ノ開始」

ストルヲ招待シ、薩摩侯ト英国トノ間ニ入組ミタル

事情ヲ悉ク吟味スル事ニ取掛リテ、是カ為メニハ頗

ル許多ノ時日ヲ費ス可キカ故ニ、其間ヲ互ニ耐忍セ

スンハト思フヲ告タリ、

コロネルニールハ是ニ於テ、吾カ英国ノ希望スル事

件、既ニ彼ノ役人ヨリ薩摩侯ニ通達セシナルベク、

且其事恐クハ成就セサルベシト思ヒケレトモ、彼ノ

役人等ノ言ヒ出スベキ条件ヲ詳ニ聞カン事ハ、吾カ

好ム所ナリト云ヘリ、

其時彼ノ役人等重大ノ事件ヲ説キ出ス事、左ノ如シ、
英国ト日本トノ間ノ和親条約ハ、只

大君ノミニ關係スル事ニ非ズ、即チ日本蘭國ニ關係
スル事ナルベシ、是故ニ薩摩モ亦此利益ヲ受クルヲ
当然ノ理ナリト思ヒ、且ツ此利ヲ得ン事ヲ希望セリ、
固ヨリ薩摩侯ハ戰爭ヲ好マス、最初ヨリシテ戰爭ハ
薩摩ノ本意ニ非サルナリト、

コロネルニール曰ク、條約ノ儀ニ付テ、足下等ノ申
サル、趣至極尤ナリ、固ヨリ條約文面ノ内ニ日本全
國ノ利益ヲ含蓄シ、關係セル事大ニシテ、薩摩ニ於
テ關係アル事、恰モ 大君ニ於ルト異ナル事ナシ、
故ニ此條約ノ行ハル、間ハ、薩摩モ其利益ヲ受クベ
キハ勿論ノ事ナリ、

偕薩摩使節ノ言フ所ヲ聞クニ、嘗テ鹿兒島ニ船隊ノ
進入セシ時ノ始末ニ於テハ、全ク薩摩公ヲ非難スヘ
キ事ニ非ズト云ヘリ、

是ニ於テ、コロネルニールハ鹿兒島ニテ重役人ヨリ
受取タル書面(本「川上恒馬カ書翰」)ヲ取出シ、其時ノ様子ヲ参考シテ、左
ノ數ヶ条ヲ言ヒ出セリ、曰ク、英国ノ船隊鹿兒島ニ
入津スル時、嘗テ薩摩ニ対シテ鬭争ヲ起スノ意アル

ニ非ズ、故ニ吾カ船隊三日ノ間、鹿兒島砲台ノ下ニ
接近シテ碇泊セシカトモ、諸船ニ備ヘタル大砲ノ内、

一挺タリトモ彈丸ヲ装シ、放發セシコトナシ、斯テ
待ツ事數日ニシテ、薩摩ノ民人多分疑念ヲ懷ケル事
ヲ察知シ、且薩摩侯ニ告シ書翰ヲ、返答トシテ受取
タル書面ノ趣甚タ不満足ニシテ、吾カ希望ノ主意決
シテ聞入レラレサル事ヲ察スルニ足レリ、是ニ於テ

我船隊碇ヲ揚ケ、進ンテ薩摩ノ船ヲ取囲ミシカトモ、
是モ不満足ノ返答ヲ請取シ後ノ事ニシテ、固ヨリ之
ヲ奪ヒ去ラント欲スルニハ非ズ、又之ヲ打壞ランカ
為メニモアラズ、只吾カ望ム所ノ罰金ヲ請取迄ノ質
物トシテ、之ヲ取押ヘ置キシノミナレハ、決シテ敵
対スル所為ニアラズ、唯一個ノ予備ニシテ、此ノ如
キ機會ニ臨ンテハ、何國ニテモ之ヲ行フ事ナリ、然
ルニ薩州ニ在テハ、リカルドソンヲ殺害セシ罪アル
ノミナラズ、一言ノ報告モナク我船隊ニ向テ砲發シ、
敵対ノ兆ヲ顯ハシタレハ、何事モ薩摩ハ其罪ヲ免ル
、事能ハズ、

薩摩ノ使節曰ク、鹿兒島ニ在ル重役人等ハ、英国船
隊我船ヲ取囲ミテ、既ニ敵対ノ端ヲ開キ、將ニ此船

ヲ奪ヒ去ラントスト思ヘリ、故ニ已ムヲ得ズ諸砲台
ヨリ放發ヲ始メタリ、然レトモ若シ先ニ英國ヨリ我
船ヲ取囲ミシ所業アラサレハ、決シテ一砲タリトモ
我方ヨリ放發セシ事ハアラサルベシ(事實如斯、第
卷ニ詳記ス)

右ニ就キコロネルニールハ、其事件ヲ巨細ニ討論シ
テ、薩摩役人ノ議論ハ虚説多ク、偏固ニシテ取ルニ
足ラズトセリ、是ニ於テ、薩摩ノ役人等ハ、更ニ往
還ノ通行ヲ障クル議論ニ転シテ謂ラク、外国人東海
道ヲ通行スベキハ当然ノ事ナレトモ、大名行列ノ通
路ヲ妨クベキ理ハアラサルベシト、且英國ニ於テハ、
行列ノ通路ヲ障クル者ヲ罰スベキ法律ハ、アラサル
ヤ否ヤト尋ネタリ、

コロネルニールハ答テ曰ク、英國ニ於テハ假令非人
ト雖モ、往還通行ノ義ニ於テハ、國王ニ異ナル事ナ
シ、只其時ノ模様ニ依リテ、或ハ左ニ寄り、或ハ右
ニ片寄りテ通行スルノ規則アルノミ、但シ此ノ如ク
注意シテ通行スルハ英國ノミナラズ、諸国共ニ普ク
取用ル事ナルカ故ニ、日本ニ於テモ外国人ハ此規則
ニ從テ通行セント欲スルナリ、

是ニ於テ薩摩人ハ言葉ヲ巧ニシ、再三之ヲ論シタル
後ニ左件ヲ述タリ、日本ニ於テモ行列ノ通路ヲ妨ク
者ヲ処置スルニハ、只和カニ之ヲ鞭チ、或ハ之ヲ路
傍ニ押シ出スベキ事ニシテ、決シテ此者ヲ殺害スル
ヲ得ズ、又之レニ大傷ヲ蒙ラシムルヲ得ズ、是故ニ
日本ニ於テ自倭二人ヲ殺害スル者ハ、自ラ死罪ヲ招
ク者ナリ、

コロネルニール曰ク、是レ即チ吾カリカルドソンヲ
殺害シタル者ノ罪ヲ問フ所ナリ、
薩摩ノ役人等ハ更ニ其意ヲ述テ、英國ヨリ薩摩ニ促
シタル事件ヲ互ニ熟談シ、且ツ我等ノ謂フ所ヲ精密
ニ吟味スル為ニハ、尚幾度モ応接ヲ得ン事ヲ願フト
云ヘリ、

コロネルニール曰ク、此儀ハ吾カ同意スル能ハサル
所ナレトモ、唯一度ノ事ナラハ、随分汝等ノ応接致
スベシ、抑汝等ノ立入タル議論ニ就テハ、一トシテ
十分取極リタル説ナキ事ヲ、吾レ若シ最前ヨリ知ル
事ヲ得ハ、此度トテモ吾ハ汝等ト応接スル事ヲ為サ
ザルベシ、
倭英國ミニストルハ善ク勘弁シテ、薩摩ノ役人ノ為

ニ四時余ノ時刻ヲ費シタル後ニ、再ヒ彼等來会ノ日限ヲ当月十三日^{我十月三日}金曜日ト取極メタリ、其他當一週日ニハ確乎タル新聞甚タ尠シ、

但本月五日^{我九月十四日}ニ御老中ヨリ諸国ノコンシユル等

ニ贈リタル廻文ニ曰ク、交易繁昌ニ付、互ノ防禦ノ為ニ、余儀ナク横濱ニ於テ堡砦ヲ築クニ至レリト、然ルニ政府ハ已ニ其事ニ取掛リテ、神奈川奉行ノ住居セル丘岡ノ麓ノ海浜ニ於テ、堡砦ノ場所ヲ撰ミ、周圍ニ竹垣ヲ設ケ、夫ヨリ内ニハ日本船モ外国船モ入ルベカラザル由ヲ告ケタリ、蓋シ此沙汰ハ一度始マリテ、直ニ廢セラレタル趣ヲ聞シカトモ、水師提督等ノ考フル所ハ甚タ当然ノ説ニシテ、此堡砦ハ随分要害ノ手立ト為ルベキ故ニ、若シ日本政府急ニ之ヲ築キ建ル時ハ、必ス其要害ヲ保タンカ為メナルベシト云ヘリ、按スルニ多分此考ニ相違ナカルベシ、日本人ノ横濱ヲ警衛スル者、昨日^{我九月十九日}ヨリ増シテ三百人ヨリ六百人に至レリ、我等或人ノ説話ヲ聞クニ、此地ニ再ヒ浪人ノ徘徊セル様子アルヲ以テ、警衛ノ人数ヲ増シタルモ、全ク之レカ為ナリト云ヘリ、是蓋シ実説ナルベケレトモ、我等ハ之ヲ疑ヘリ、

此前ノ新聞ニ、我等ハ諸国ノ大名絶ヘズ江戸ニ來着セル説ヲ記載セリ、然ルニ又タ一説アリテ、薩摩侯ハ当今江戸ニ來住セル由ヲ云フ者アレトモ、我等ハ之ヲ信スル事能ハズ(全ク風説、外人ノ信セサルモ至當ナリ)、但

大君政府ハ其神奈川鎖港ノ企ヲ遂クル能ハサルヲ悟リタルカ故ニ、再ヒ諸大名ヲ尽ク江戸ニ呼集メテ、速ニ大會議ヲ設ケ、更ニ此後ノ処置ヲ吟味セント欲スル様子アル事、疑フベキニアラサルナリ、

此ニ奉行ノ転役アリテ、当今神奈川ノ奉行糟谷大和^(義明)守ハ他ノ役ニ転シテ、堀宮内^(利志)其跡役ヲ任セラレタリ、

駒井大學^(信興)及ヒ合原猪三郎^(義直)ハ奉行并ニシテ、奉行他出ノ時ハ、奉行ノ如ク諸事ヲ取扱ヘリ、且此兩人ハ久シク神奈川ニ在留セルモノナリ、

京極能登守^(高則)ハ長崎奉行職ニ転役シタリ、

是ニ由テ之ヲ見レハ、外国交易ノ為メニ開キタル諸港ノ奉行ハ、任官シタル貴人ニアラサレハ、其職ニ任セラレサル以前ノ法律トハ、稍ヤ變革スル様子ナリ、一千八百五十九年当港ヲ開キタルトキニ、日本政府ハ其人ノ任官ノ有無ニ係ラズ、奉行職ニ任スベ

キ説ヲ唱ヘタリ、然レトモ各国ノコンシユル等之ヲ好マズシテ、通常ノ如ク任官シタル高貴權威ノ人ノ奉行職ニ任セラレン事ヲ好ムト云ヘリ、但シ諸事ヲ熟考スルニ、コンシユル等ノ謂フ所ハ、実ニ当然ノ理ニシテ、当港ノ奉行職ハ高官權威ノ人ニ命セラレン事ヲ望ム所ナリ、

此他重大ナル動靜ヨリ、但シ衆人ノ諸説モ、遂ニ大君ノ評議中ニ取り行ハレサルト見ヘタリ、

当今ノ第九日^{我九月二日}ニ外国奉行三人、合衆国ノ使節館ニ来リ、セネラールフロインニ応対シ、合衆国軍艦セームストーンノ甲比丹フライスノ目前ニ於テ、嘗テ小笠原ヨリ贈リタル鎖国攘夷ノ書翰ハ、間モナク再ヒ取り返サルヘキ趣ヲ告ゲタリ、

其後御老中ヨリ各国ノミニストルニ廻文ヲ贈リテ、小笠原ノ書翰ヲ取返サント欲スル由ヲ述タリ、蓋シ各国政府ハ、日本政府ヨリ贈リタル此書翰ヲ目シテ、戦争ヲ始ムベキ告知ヲ為セルニ外ナラズト考ヘタルカ故ニ、今此書翰ヲ取返シタル事ハ、其宜キヲ得タリト云フベシ、

四九一 日本江向ヒ我等ヨリ言出セル事件

四九一ノ一
(第九月十日^{我七月十八日}倫敦及支那新聞ヨリ撮出ス)

日本ヨリ告来レル最後新聞ニテ、余等以前出セル新聞紙ニ載スル如ク、狡猾ナル日本人ハ、夷狄ト徐々ニ談判スル事無益ナルノミナラズ、大ニ害アル事最明白トナレリ、日本人ノ談判スル主意ハ、大ニ時日ヲ延シテ其詭計ヲ遂ケ、切迫セル事情ヲ免レントスルニアリ、コロネルニール曰ク、日本人償金ヲ払フニ付キテ、大ナル難事夥多アリト、此難事ノ一ハ貧乏ナリ、然レトモ日本國中六十余州内二州程ハ、年々ノ入高佛朗西全國ヨリ更ニ多キ者アルトノ評判アリ、日本國ニハ古昔凶失セル猶^{ヨオテン}太十部ノ人民ノ子孫、猶存セリトシテ推考スルモ、驚クベキニ非サル程ノ猶太人ノ所業ニ甚タ相背タル事ナリ、コンネルニールヨリ第六月二十日、横濱ニ在ル英吉利コンシユルヘ送レル償金ノ請合ノ書翰ニ、堪忍惠ノ意アレトモ、日本人ハ其実意ヲ会得シ得ル事ナシ、然ルニ我方ヨリ強テ償金ヲ送ルベキ事ヲ言出スヤ否、速ニ四十四万墨是可トルラルノ大金、連続シテ我金庫ニ入来レリ、

大君政府ニテ諸事ヲ為サスンハ、我方ニテ十分ニ之ヲ為スベシ、近頃木造ノ魯西亜小船纜カニ小砲數門ヲ備ヘタル者、日本ノ城塞ヲ攻取り、其守兵ヲ追散ラシ、夥^(悉)數財ヲ奪ヒ返レル事アリ、アトミラールコーブモ亦琉球島ニ趣カハ、大ナル利ヲ得ン事必定ナルベシ、琉球島ノ近海ハ颶風烈シク、暗礁多ク、水流速カニシテ、前年葡萄牙人ノ至ルヲ妨ケタリト雖モ、当今ハ此島ニ至ラントスルコト、魯西亞人ノ日本砦ヲ奪ヒ取りタルヨリモ更ニ容易カルベシ、余等ハ琉球島ノ入高ヲ以テ、日本政府ノ貿易ヲ禁スルノ策ヲ破ルノ手段ヲ廻ラスベシ、然レトモ此等ノ手段ハ、日本トノ交際最危難ニ及ベル時用ユベキ策略ナルカ故ニ、爰ニ記載ス、余等此度日本ノ教皇(日本帝領地内ニアル羅馬法王ノ如キ者)異国人ヨリ言出セル事ノ相談ニ与レルヲ聞ケトモ、当然ナリト考ヘ、別段驚ク事ナシ、余等謂テ、此教皇ハ其位階帝ノ上ニ在ルト雖トモ、其權勢ハ遙ニ及ハサルベシ、然レトモ此教皇ハ償金ヲ出ス難事ノ一ヲ為セリ、大君ハ第四月六日、既ニ外国人ト拒絶ニ及ハントスル時ニ當テ、償金ヲ出スヲ命シタリ、然ルニ其後大君ハ教皇ヨリ此一事ニ付、逆鱗ノ命ヲ受タルト云ヘリ、此

教皇ハ海外ノ諸事ヲ知ル事、大君ヨリモ更ニ優リタル事ナク、又此度ノ事件ハ法教ニ係ル事ナシ、縱令若シ法教ニ係ハル事ナリトモ、日本國中ノ法教一致スル事ナシ、故ニ先年日本ニ天主教ヲ弘メタルコト、速カナルヲ得タリ、日本國中ノ人民皆一政府ノ下ニアリテ、其命ヲ奉スルハ教皇ノ權威ニモ非ズ、教皇ハ尊ムニモアラズ、又タ法教ノ一致シタルニモ非ズ、然リト雖モ教皇ノ政ハ國ノ為ニ害トナリ、開化ノ進ムルヲ妨クル者タリ、故ニ余等若シ意ヲ得ルコトアラハ、此ノ如キ政度ノ根ヲ刈リ尽サントス、

当今最モ大切ナル事件ハ、攘夷鎖港ノ一条ナリ、我方ヨリ拒絶ニ及ハントスル事ヲ言出セル時ノケ条ニ、日本政府ニテ十分ニ聞順ハサルハ、已ニ敵對ノ処置ト称スルニ足ルノミナラズ、戰爭ノ処置ト云フニ足ル、且又タ我商人等ハ條約ニ載タル如ク、日本ニテ開ケル港ニ在住シ、絶ヘズ貿易ヲ為スコト当然ナルニ、今ハ余儀ナク横濱ヨリ引退キ、我貿易大ニ衰微シ、夥多ノ損失ヲ生シタランニハ、我方ヨリ惟償金ヲ望ムヲ為サズ、日本ノ教皇及ヒ政帝ヲシテ、決シテ我貿易ヲ妨クル事能ハサラシムノ手段ヲ取行フベシ、我方ヨリ以后手強

ク談判ヲ仕掛ケ、決シテ日本人ノ好メル延引ノ計策ニ
陥ラサルベシ、第六月二十一日、アドミラルコープ
ルヨリコンシユルニ贈レル書状及ヒ我新聞紙中ニモ載
セタル如ク、横濱ニ在住スル異国人、其身ノ危難ナル
コトノ告知ラセヲ得、其用意ヲ為ス事ヲ得ルハ、悦フ
ベキ事ナリ、当今商人等危難ニ逢フコトアリト雖モ、
後年ニ至ラハ此ノ如キ事ナキヲ得ベシ、此危難ノ時ニ
当リ、我方ニテ十分ナル兵備ナキヲ以テ、暴悪ナル日
本人我カ商人ヲ害スルニ至ルハ、歎息スベキコトニテ、
其罪ハ英吉利全権ミニストルニ在リト云フベシ、

四九一

第十月二十四日上海新聞ヨリ撮出ス

此度薩戦争ノ起源ハ、実ニ些少ナル事タリ、当今日本
ノ危難ハ、去年ヨリリカルドソンヲ殺害セルヨリ始レ
リ、薩摩ト戦争以后、事ノ成行甚タ因循シテ決セサリ
シカ、近日ニ至テ、漸ク定マルヲ得ントスル模様ナリ、
償金ヲ出ス時日ノ延引シタルコトハ、別段茲ニ載スル
ニ及ハズ、惟 大君ヨリノ願ニ応シテ之ヲ許セルト云
フノミニテ十分ナリ、政府ヨリ償金ヲ払ヒタレトモ、
リカルドソンノ親戚及ヒ彼レト同時ニ遊歩シ、傷ヲ蒙

リタル人々ニ分配スベキ金ハ、未タ出スコトナカリシ、
此償金ヲ得ンカ為メニ、第八月ニ英船鹿兒島ニ至レリ、
其時ノ合戦ノ様子ハ、今諸人ノ好ク知ル所タリ、英吉
利軍艦ハ其用法熟練ヲ極メテ戦ヒケレトモ、其將校・
舟人等ノ死傷多ク、船モ又之ニ準シテ破損シタリ、又
此戦ヲ以テ日本人ノ心ヲ動揺スルニ至ル事ナシ、此戦
ノ時奪ヒ取タル敵船ハ皆既ニ焼失シ、勝利ノ証表トナ
ルモノナシ、並細亜地方ノ戦ニテ帷旌・大砲等ヲ奪
ヒ取り、数多ノ生擒ヲ為シ、敵兵ヲ多ク殺シタルノミ
ヲ以テ勝利ト為シ、敵ヲ我カ議論ニ服セシムル事ヲ以
テ、勝利ト考フル事ヲ為サズ、

故ニ日本ニテハ大戰ニ全勝ヲ得タルニアラサレハ、何
事モ都合能ク行フ事ヲ得ズ、

当時御門ノ臣下ノ内、英吉利軍船鹿兒島ニテ大ニ損失
ヲ受ケ、反撃サレタリト謂フ者多ク、如此ナル事ハ実
ニ歎スベシト雖モ、戦ヲ起セル原因ヲ以テ考フレハ、
其罪全クアトミラールコーブルニ在リト云フ能ハズ、
アドミラルハ数艘ノ軍艦ヲ以テ迫レハ、薩摩モ之ニ
恐ルベキト考ヘ、遂ニ稍其意ヲ達シタリ、戦ノ勝敗ハ
強テ論ス可キ事ニモ非ズ、

当今日本國中ニテ数党ヲ分チタル形勢、猶ホ以前ト異ナル事ナシ、

大君ハ其自己ノ領地ニ於テ孤立ノ勢ニシテ、外国人ノ援ヲ得ント願ヘルコト明カナリ(本)、「此一節ハ幕府密謀中最モ注目スヘキ要点ナリ」

御門ハ外国貿易ニ開キタル港、皆己レノ領地内ニ非ズシテ其利益ナキヲ羨ミ、外国人ヲ驚カシ畏怖セシメ、己レト直ニ条約ヲ取結ハシム事ヲ計レリ、此大ナル謎ヲ解ク事未タ容易ナラズ、

大君ハ奴隸ノ如ク、大名ノ勢更ニ強シ、佛蘭西アドミラルノ親戚タルモンシニールカミユスノ殺害ニテ、日本トノ交際必大危難ニ至ラントス、

縱令如何ナル事アリトモ、日本トノ交際ニアル難事ヲ除カントスルニハ、必暫時間ノ一決戦ヲ為サバルヲ得ズ、

文久三亥年霜月初五燈下ニ写之

小竹山人赤間海

四九二 (旧邦秘録)

四九二ノ一

時ニ末藩島津淡路守寛殿ハ英佛來侵ノ報ヲ聞キ、応援

ノ為メ數百ノ兵ヲ率ヒ來襲セラレシニ、早ヤ退去ノ後ニシテ、兵ハ福山ヨリ返シ、家老等其他數名ヲ従へ來襲、其時ヨリ時事ヲ憂へ、一時調和ノ論ヲ主張シ、窃(本「久鈔」)ニ家老樺山舎人・番頭能勢次郎左衛門等ヲ江戸へ遣ハシ、夷情ヲ搜索シ、當時内國ノ事情ヲ慮リ、宜シク中庸ヲ取り、内外両全ノ策ヲ立、樺山・能勢ノ二名ヲシテ深ク幕吏ト議シ、而シテ後岩下佐次右衛門(本「官報」)等ニ論シ、内外寬急ノ別ヲ立テ、其宜シキニ随フヲ良策トスルニ及ホシタリ、岩下ハ元來知慮アリ、時態ヲ酌ミ事ニ処スルノ才アリ、故ニ両士カ説ヲ可トシ、一時調和ニ專断シタリ、而シテ後

太守公 国父公此由聞召シ、大小寬急ノ別素ヨリナンハアルヘカラサル時機、加之京師ノ形勢危急ノ秋ニ方リ、内外ノ国難切迫、特ニ春來數回御上洛ヲ促サレ、殊更ニ堺町御門ノ事ヨリシテ、分崩離折ノ機顯然タルカ故、小ヲ忍ンテ

叡慮ヲ安ンシ、内ヲ治メ、而シテ後外ニ及ホスハ、此時ニ外ナキカ故、忠寬殿及ヒ岩下等カ議ヲ採容シ玉ヒ、御上洛發令セラル、ニ至レリ、是ヨリ只管内政整治皇威挽回ニ竭力セラレタリ、岩下等ハ仮令ヒ調和スルモ

曲直分明ナルノミナラス、妄リニ我汽船ヲ掠奪シタルハ、其曲ヲ貢論シ、而後チ処スル所アラントス〔米〕「能勢直陳紀事参照、当時ノ事情知ルニ足ル」

四九二ノ二
文久三亥年七月八日、神奈川ヨリ刻附ニテ、翌九日来ル、

英軍艦

一 船号　　コルモラント

一 船将　　ブコル

一 馬力　　六百九十九

一 乗組　　九十人、内士官十三人

一 大炮　　四挺

一 仕出シ九日以前上海

右英国軍艦、今八日巳ノ中刻入港、薩海之模様、国士ヨリ書翰ヲ以運上所迄申越候趣、神奈川奉行ヨリ御達左之通、

一 六月廿二日横濱出帆、薩海鹿兒島港着之上、三日之間ハ平

穩ニ引合等致シ居候所、四日目第十二時頃ニ至リ、俄

ニ薩軍艦并台場ヨリ五六百程発炮イタシ候ニ付、英船

ヨリモ答炮イタシ、遂ニ薩方之軍艦三艘打沈、并台場

等ヲモ打崩シ、英之方カビティン船將二人・士官二人・

水夫十三人程死亡有之、同日第二時頃戦争相済候旨、且又薩州行之英船、今夕頃又ハ明朝当港江相廻リ可申候間、アトミ船之アール警督江面会之上ナラテハ、委細ニハ相分リ兼候得共、先以此段政府江モ御申立ニモ可相成ト存候間、不取敢申立之俣認メ差進候、

〔表紙〕

忠義公史料

市來四郎編
文久三年七月ノ五止

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事執筆史料」
(紙数一一六枚)の記載あり〕

目録

舊邦秘録横濱新聞抄記〔他〕

鹿兒島湾ニ於テ英国艦隊ト戦闘概況

薩州政府ヨリ回答書(A)

江戸詰御用部屋書役ヨリ差遣候書状写

舊邦秘録

四九三 〔舊邦秘録〕 横濱新聞鈔訳〔他〕

四九三ノ一
第十号

横濱横字新聞

一千八百六十三年第八月十四日午前九時、薩摩ノ吏二
名旗艦ニ来リ、昨夕送ル処ノ編者曰、川上但馬回答ヲ促ス、
中将キユーパ氏ハ、此日午前親ラハボーク号ニ乘リ、
(Knap)

湾内北隅ノ海浜及ヒ一島編者曰、松島ヲ云フ乎ノ海浜水ノ深淺・戦
闘線ヲ測量ス、時ニ暴風ノ微頭レタルカ故、各艦ニ令
シテトツプゲルンマスト桅ヲ下ノ語ヲ降サシム、

今夕薩摩吏二名又旗艦ニ来ル、中将キユーパ氏ノ報告
ニ、明日午前十時迄ニ回答ヲ待ツヘキヲ約シタリ、
公使ニキールハ、薩摩重役川上但馬カ回答書ヲ閱スル
(Mack)

ヤ、到底英国ノ要求ニ応セサルヲ察シ、遂ニ海軍中将
ニ請フテ、最後編者曰、最後ノ処分トノ処分ヲナサシムル事
ニ遷レリ、依テ海軍中将ハ前約ニ違ヒ、一千八百六十
三年第八月十五日ノ払晷、ピサル号ノ艦長海軍大佐ポ
(Bohler)

ーラスヲシテピサル号、コクエツト号・アーガス号
及ヒレースホースノ三号薩摩ノ汽船三隻ヲ拘獲シ、之
(Rachene)

ヲ各艦ノ舷側ニ結着シ、第三碇泊所ノ海ニ携ヘ来レリ、
薩摩ノ士官四五名毎船ニ乗組居タリ、其船ニ乗ル所ノ
士官二名ヨリ島津家ノ訓令ヲ乗員ニ諭達シ、談判中兵

士官二名ヨリ島津家ノ訓令ヲ乗員ニ諭達シ、談判中兵

士官二名ヨリ島津家ノ訓令ヲ乗員ニ諭達シ、談判中兵

士官二名ヨリ島津家ノ訓令ヲ乗員ニ諭達シ、談判中兵

端ヲ開ク事ヲ禁シタリ、依テ此時乗員ハ皆上陸セシメ
タリ 編者曰、松本・五代ノ二名ヲ除キ、其他ノ士官及、
ヒ乗員ノ考、悉ク松島小池村ニ上陸セシメタリ 中将キニューバ
ハ右三船ヲ拘留シテ、生麥ノ報酬ニ充ツルトキハ、島
津氏ニ於テモ必ス自ラ公使カ要求ニ応スヘシト思惟セ
リ、

以上記スル処ノ新聞紙各異同アリ 合テ、 其中ニ第九紙及海軍雜
誌ニ記スル詳悉ナルノミナラス、事實確当ナリトス、編者カ輩
モ戰爭ノ実況記憶スル処アレハナリ、

四九三ノ二
第十一号 (番号四七九の第四横浜新聞と同文により削除)

四九三ノ三
第十二号 (番号四八三と同文により削除)

四九三ノ四
第十三号

英艦横濱ニ退キタル後、同国人等へ談話ノ記左ノ如シ、
一千八百六十三年八月十七日午後艦船ノ修復終リ、午
后二時鹿兒島ヲ各艦一同抜錨シ、灣ヲ出テ東北ノ間ニ
針道ヲ定メ、横濱ニ向テ発向セリ、(マ)マ 号ハ機関ヲ
損シ、仮修復ヲナセシト雖トモ、四五英里ヲ航シタル
時又損壞ヲ生シタリ、故ニ鹿兒島灣口ニ停メタリ 編者案
スルニ

小根占沖ニ碇シタ、此ノ停メタル船中ノ人々ハ、皆死ヲ決シ
ル船ナルヘシ、 此ノ停メタル船中ノ人々ハ、皆死ヲ決シ
テ別レタリ、果シテ薩摩ノ兵ニ襲ハル、ヲ期シタリ、
此航中薩摩士官二人ノ生捕ノ者ハ艦牢中ニ置キタリシ
モ、甲板上ノ遊歩ヲ許シ、懇ニ遇シ、薩摩ノ情実ヲ聞
キタリ、其云フ処英艦入灣スヘキヲ前知シ、放撃ノ準
備ヲナシタリ、又戰略ノ趣ヲ述タリ、茲ニ於テ他日再
襲ノ計略ハ一変シタリ 編者曰、松本・五代カ我軍備、
次第ヲ説キタルヲ云フナラン乎

再襲シ公使ノ要求ヲ達センニハ甚タ困難ナリ、単ニ再
襲シ海陸攻撃スルトキハ、数年ヲ経過スルニ非ラサレ
ハ、到底公使ノ意ヲ達スヘカラサルナリ、

大挙再襲スルモ一艦隊ト又半艦隊トヲ要シ、陸兵一千
人ヲ要セサルヲ得サルナリ 編者案スルニ、一艦隊ハ八隻、又半艦隊
ハ四隻、合テ十二隻ナリ、外ニ運送船數
艘ヲ附屬スルヲ彼國海
軍ノ規則ナリト云フ、

斯ノ如ク備ヲ要スルニモ、少クモ八ヶ月間ノ后ニ非ラ
サレハ、鹿兒島灣ニ艦ヲ廻ラスコト能ハサルヘシ、
然ル時ハ島津氏モ其間ニ台場ヲ再修シ、大小砲ヲ備増
スノ設アルヘシ、大砲ハ新式ノ設ナシ得ヘカラサルヘ
シ、之レ頼ム処ノ製造所ヲ焼滅セシカ故ナリ (事實如
所記)

鹿兒島ハ日本第一二位スル陸戦ニ長シタリ、兵士ノ勇

壯ナルモ、又亜細亞州中ニ抽タリ、速ニ再襲ヲ促カサルハ、大英国ノ恥辱ナル、無論中将及ヒ大中少佐ノ面目ヲ下セハナリ、中将及大中少佐ノ思惟モ、前日ノ戦ハ不幸ニ帰シ、榮譽ヲ得サリシト思定シ、再襲ヲ望ムコト尤切ナリ、

公使ノ要求モ水泡ニ帰シタルノミナラス、惜ムヘシ、二人ノ中・少佐ヲ失ヒタルハ、甚タ恥ル処ナリ、二人ノ中・少佐大英国ノ為メ身ヲ致サレタルハ、神人共ニ敬惜ニ堪ヘサルナリ、

以上新聞紙及聞見録十二葉、悉ク大同小異ナリ、亦左ニ記スル処ノ海軍雜誌説ハ誤謬少キカ如シ、適々誤レルハ嵌註ヲ加ヘタリ、

四九三ノ五
海軍雜誌記載スル所左ノ如シ編者曰、海軍雜誌ハ我カ海軍省ニ於テ、明治十九年秋編修ニ係ル況ク内外ノ説ヲ、史乘ニ求メテ記シタル者ナリ、中ニ本藩英国トノ戦争、彼ノ国史中記スル処ヲ拔萃記載シタル者ナリト云フ、

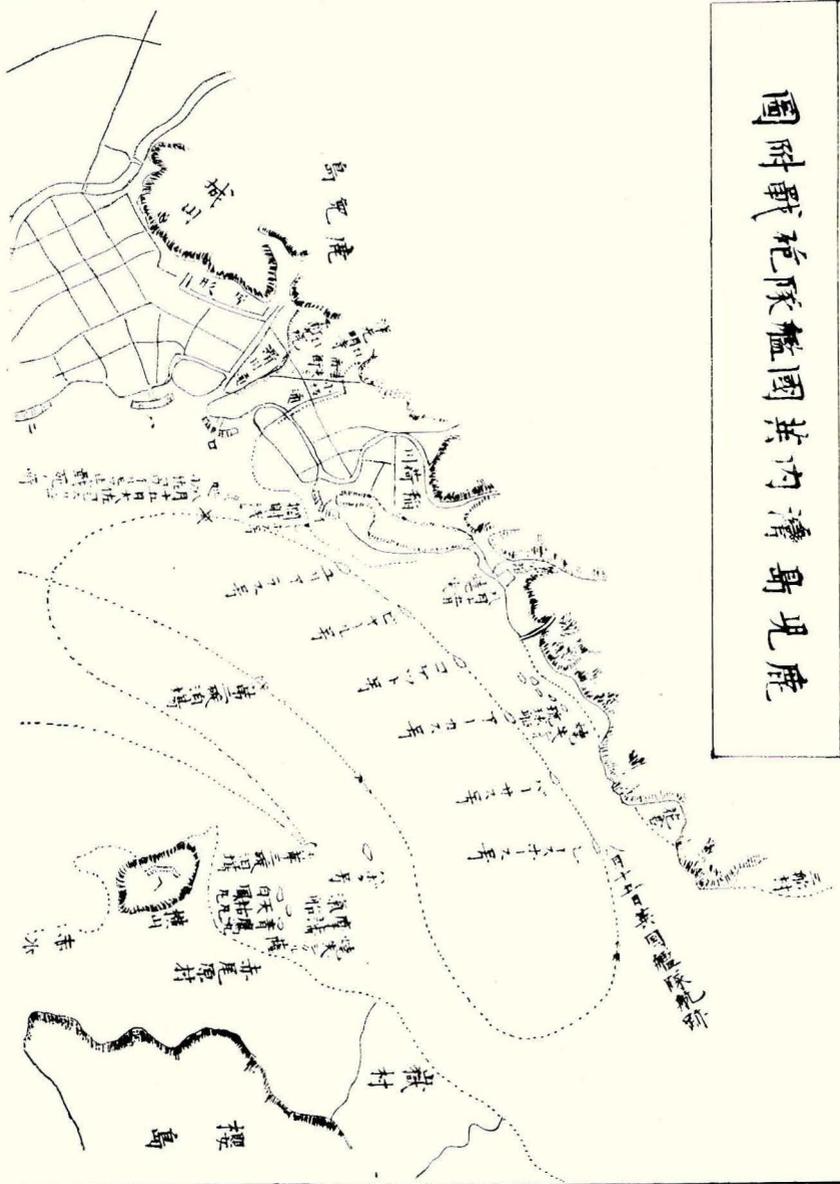
一千八百六十三年八月三日我文久三年、英吉利国支那海鎮司令長官海軍中将キューパ、部下ノ艦隊ヲ帥ヒテ日本横濱ヲ発シ、九州島鹿兒島灣ニ向フ、此時日本人二名ヲ以テ引水者トス所謂水先案、内者ナリ、在日本英国代理公使陸軍中佐ニールモ旗艦ニ乘リ込ミ、同シク鹿兒島ニ赴キ

タリ、此他訳官イユズテン(Baker)英國及ヒシキーボルト(Seward)和蘭ノ二名(Geyer)從隨セリ、又訳官ガワ、マクドナル、ウキリス、フレチャ(E. M. Shaw)及ヒサトウ府雇ナリ五名ハ各艦ニ二名分乗セシメタリ、皆支那及日本語学士ナリ、○艦名左ノ如シ、

艦名	艦長名	乗組人数	蒸気馬力	大砲数
ユリアラ <small>(Euryalus)</small>	ジョスリン <small>(Loaring)</small>	六百人	四百	四十六 <small>司令長官海軍少将キユーパ</small>
ビヤール <small>(Rear)</small>	ホーレス	二百四十五人	四百	二十一
パーサス <small>(Pereus)</small>	キングストン <small>(Kingston)</small>	百七十二人	二百	十七
アーガス <small>(Argus)</small>	ムーア <small>(Moore)</small>	百七十人		六
レース <small>(Racehorse)</small>	ボックサ <small>(Boxer)</small>	百〇三人	二百	四
コクエツ <small>(Coquette)</small>	アレキサンダ <small>(Alexander)</small>	七十八人		四
ハボツク <small>(Havoc)</small>	プール <small>(Poodle)</small>	五十人	六十	三
	合計	千四百十八人		百〇一門

八月十一日日本六月二十七日午後十時、英国艦隊鹿兒島(谷山ノ地)ニ投錨ス、

鹿兒島灣內英艦隊戰時圖



○鹿兒島諸台場ハ衛兵アリ、○鹿兒島及ヒ其他砲台ノ位置及ヒ大砲左ノ如シ、

	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	合計	位置		記事
													攻城砲	野戰砲	
	砂揚場	大門口	新波戸	辨天波戸	祇園州	櫻島横山	鳥島	櫻島洗出	沖小島	全	山	合	大	砲	
	八	三	十一	七	七	四		五	四	五	四	五十八			
	二		三	二			三	一				十一			
	一	一	三	四	一				一			十二			
	十一	四	十七	十三	八	四	三	六	五	六	四	八十一			
	露砲台ニシテ防弾	火薬庫アリ	露砲台ニシテ防弾	露砲台ニシテ番兵	小屋三軒アリ(野)	露砲台ニシテ番兵	小屋七軒アリ(野)	火薬庫アリ	陰砲台ノ実驗砲台	如ク見ユヲ設ケス	横堤三				

編者曰、砲数彼レ七隻ニ備フルル処百〇一門、我カ十一砲台ニ備フルルハ八十二門、其中戦争ニ供シタルハ七十八門ニ過キサルナリ、

四九三ノ六
鹿兒島各所砲台ニ備フルル処ノ砲ノ種類左ノ如シ
編者曰、
処ノ砲数又ハ斤量等誤謬アリト雖トモ、英人探訪シ記ス処ナルカ故、改正ヲ要セス

一 滑膛砲青銅製

蘭式 百五十斤第三・第四砲台二門
第三ハ弁天波戸、
第四ハ新波戸ナリ、

一 蘭式 八十斤砲

一 蘭式 長短二十四斤砲

一 蘭式 八十斤砲及ヒ六斤砲等

一 白砲青銅製

蘭式二十九寸石臼砲

二十寸臼砲

蘭式陸用鉄拵

一 砲車

守城兼海岸砲或ハ四輪車櫓盤及ヒ軌道各木製象限

儀用、

一 彈

鉄実弾 榴弾 霰弾

編者曰ク、茲ニ記ス処ノ英艦死傷表ハ、各新聞紙ニ記ス処ト差アリト雖モ、此ノ数ヲ以テ正確ナル者ト認定ス、
英艦死傷表

艦名	死亡	負傷	死傷合計
ユリアラス	十	二十一	三十一
ピヤール		七	七
コケツト	二	四	六
アーカー		六	六
パーサー	一	九	十
レースホース		三	三
合計	十三	五十	六十三

四九三ノ七
英兵戦死人名左ノ如シ、

- チヨスリン (Usher) 三十七歳也 年詳ナラス
- ヘアリー (Hegarty) 二十一歳也 三十二年
- ウィノ (Winn) 三十歳也 年詳ナラス
- ウキルモツト (Winn) 三十歳也
- フレミン (Flaming) 二十三年
- ヒードスエツト (Lindsey) 二十一年

ウエレン (Warren) 十九年

スミチ (Smith) 二十三歳也 二十三年

ヤーデレイ (Yardley) 二十四年

ヘーウキンス (Hawkins) 十九年

フィン (Fin) 二十七年

ハーティン (Harding) 十七年

以上十一名即死編者曰、前ニ記ス処ノ名ト差ヘリ、何レカ見ナリヤ、今本書ノ如ク記ス、
薩兵死傷表編者曰、此ノ表ニ記ス処ハ、戦後英人探察ヲテ記シタル者ニシテ、誤謬アリト雖トモ削除ヲ加ヘス、

	死	重傷後日死	重傷	軽傷	死傷合計
台場八ヶ所	二		一	五	八
沖小島台場			二	一	三
遊兵	二		二	二	六
合計	四	一	四	八	十七

編者曰、以上記ス処ノ死傷数ハ第一巻ニ記スカ如ク、
戦場ニ臨ンテ死傷ノ者ハ僅五名死者五名ノ中、現ニ戦場ニ臨
其他ハ兵士ニアラス、流シテ死シタルハ四名ニ止リ、
弾ノ為ニ死シタルナリ、ニ過キス、其他ハ流弾ノ為メ不慮ノ
災ニ罹レルモノナリ、故ニ英艦ノ死傷ト同視スヘカ
ラサルハ多言ヲ要セス、茲ヲ以テ勝敗ヲ論スルトキ
ハ、死傷ノ多寡ト進退ノ枢機ヲ以テスルハ、和漢洋

古今ノ通義ナリ、然ルニ彼ハ臨戰者ノ死傷我ニ数倍ナルノミナラス、將校二名即死セルアリ、或ハ貴重ナル錨索ヲ放棄シタルハ、彼ノ軍法上一大欠典ニシテ、狼狽ノ形況論ヲ俟タサルナリ、或ハ三日ニ至リテ倉皇退艦シタルハ、敗走ト云フモ不当ノ言ト謂フヘカラス、其他各艦共ニ索具或ハ蒸機ノ要部ヲ撃壞セラレ、或ハ一艦ハ壞損シテ機関ノ運轉ヲナスコト能ハス、四五日間小根占海ニ繫碇シテ修繕ヲ加ヘ、援艦來リ挽キ去リタリ、我ハ市街數百戸ヲ燒燼セラレ、或ハ製造所ヲ燒カレタリ、是ヲ戰鬪ノ損亡ト謂フヘシト雖モ、三日ニ至リテ彼カ上陸ヲ待チタリ、或ハ彼退艦ノ時砂揚場・大門口又ハ櫻島三所ノ砲台或ハ沖ノ小島ヨリ砲撃シ、未タ足レリトセスト雖モ、彼ハ我砲台前ヲ遙ニ隔リ航通シ其距離凡ソ十四五町許リ、敢テ近ツキ挽戰セサリシ故、遺憾ナリト雖モ放発ヲ罷メタリ、惜ムラクハ、我レニ追躡ノ軍艦備ハラサルニアリ、是等ノ点ヲ以テ勝敗何レニアリヤ、識者ノ論判ヲ待タスシテ、我レ捷ヲ得タリト云フモ誇言ニアラサルヘシ、然ルヲ況ンヤ彼ハ貴重ノ錨索ヲ放擲シタルハ、狼狽ノ尤モ甚タシキト謂ハサルヲ得ンヤ、

四九三ノ八
鹿兒島湾内砲撃ニ使用セシ英艦アームストロン砲報告編者
曰、此ノ報告書ハ横濱港ニ退キタル
後、本國ニ報シタル者ナリト云フ

第三百六十四号

アームストロン砲報告

拜啓、余ハ今回ユーリヤラス号・コケツト号・パーシユース号・アーガス号及ヒリースホース号ヨリ、過般鹿兒島砲撃ノ際ニ使用シタルアームストロン砲ノ種類・其発射ノ數及ヒ其損害等ニ関スル詳細ノ条件、并ニ該砲ノ功用(効)ニ関シテ、此等ノ艦船ヲ指揮セシ諸將校等ノ所見ニ於テ、有益ト察セラレタル事件ヲ記載シタル報告書ヲ差出サシメタルニ付キ、別紙五件相添ヘ、之ヲ海軍本部委員ノ高覽ニ供スル為メ進達ス、

千八百六十三年九月廿一日我文久三年八月

横濱在泊ユーリヤラス号ニ於テ

海軍中将兼司令長官

アウガスタス・キユーパア署名

龍動府

海軍本部主事御中

編者曰、有名ナルアームストロン砲、日本ニ於テ其功用ヲ

全	全	全	B二十一	全上
全	全	全	B八十	全上
全	全	A四十五	頸ヨリ折断ス	

英国軍艦ユーリヤラス号搭載アームストロン砲、鹿
兒島ニ於テ実験ノ成績附録

百十斤廻転砲ハ八月十五六ノ両日、共ニ大仰角ヲ照準度ノ高点用ヒテ急發ヲ行ヒタリ、其激動ハ極メテ大ナル者

ナリシカ、十六日十二度ノ仰角ヲ用ヒテ、四千碼本日本日

丁數凡ノ二十二丁余距離ヨリ十三彈ヲ發射シ、且ツ至大ノ仰角ヲ

用ヒテ二彈ヲ發射シタル時ノ如キハ、激動ノ勢力殊ニ

大ナルヲ覺ヘタリ、砲車リールデョッククレーンホイッラノ後横托ハ照準索ヲ通過セシ

メタル孔ヨリ欠損シ、而シテ砲車サイドスノ兩側板ハ甚シク振

動シタル為ニ折裂セリ、機盤ハ退却セントスル徵ヲ示

スト雖モ、後部リールポストノ螺旋跳出セシ故ヲ以テ、微シク彎曲

シタルニ過キス、

十五日ニ頸ヨリ折断シタル火門鉄ハ即刻検査ヲ遂ケタルニ、其砲内ニ遺存シタル部分ハ堅固ニ本来ノ位置ニ

定着シ、而シテ少シク力ヲ費シタル後、能ク之ヲ抽出

シタル程ナレハ、砲尾螺旋ヲ正シク扭緊シタルコトハ

明白ナリトス、此變異ハ何故ニ之ヲ来シタルヤ、其原因ヲ示スニ足ル可ヤ、証徴一モ見ルヘキモノ無シ、強ヒテ此緣由ヲ解釈セント欲セハ、前表ニ示シタル如ク、此火門鉄ハ鉄製ノ者ナルカ故、之ニ疵瑕ノ存シタル者ト想像スルノ外、他ニ道ナキナラン、砲車ハ(元来一ノ六十斤砲ニ用ヒタル所ノ)旧物ナレハ、同一ノ仰角ヲ

以テ、之ヨリ滑臍砲ヲ發射シタルモ、恐クハ殆ント同

様ノ損傷ヲ来シタルナラン、然リト雖トモ、砲車及ヒ

後横托ハ一層堅固ニ造ラサル可ラス、何ントナレハ六

十八斤砲ニ用フルトキハ、其裝藥三等ニ類別シタル者

ニテ、最強裝藥ヲ使用スルハ甚タ稀レナルカ故ニ、断

ヘス強大ノ激動ヲ受ル患無キモ、アームストロン砲ニ

至リテハ其裝藥常ニ同一ノ者ナレハナリ、遠距離ニ於

テ執行シタル該砲ノ実験ハ極メテ善キ成績ヲ顯ハシタ

リ、現今使用セラル、彈丸中、実ニ至大ノ破壊力ヲ具

ヘタル者ト称シテ可ナルヘキ、着發信管破發彈ノ導火管ヲ云フヲ挿入

シタル通常榴彈ノ功用ニ至ラハ、如何ニ之ヲ讚美スル

モ侈言ニ非ラサルナラン、該彈ハ一モ不發ノ者無キカ

如シ、極メテ精密ニ之ヲ觀望シタルニ、其爆發ノ聲響

ハ四千碼日本里數ノ距離ヲ隔ツルモ、尚ホ分明ニ聞ヘタリ

編者曰、不発ノ彈許多アリシ、
事實ハ、後巻ニ記スカ如シ、

如何ナル場合ニ用フルニモ、着発信管ハ時限信管或ハ
ムーマソム信管ニ比スレハ、大ニ優レル者ノ如シ、何
トナレハ、前記ノ者ニハ之ヲ整合スル際、許多ノ注意
ヲ要スルノ不便有リ、又後記ノ者ニハ土功砲台ノ土
墨ヲ云ノ防
禦物ニ対シテ発射シタル、爆發セサルノ不便有レハナ
リ、射撃距離大ニ改変シ、而シテ急発ヲ持続セント欲
スル時ノ如キハ、着発信管ノ功用、自余諸信管ノ右ニ
出ツルコト極メテ明白ナリトス、何トナレハ該信管ハ
僅ニ胸壁ノ項ニ触ル、モ、乃チ爆發ノ功ヲ奏スレハナ
リ、四十斤砲モ百十斤砲ト同様ノ短処無キニ非ラス、
其砲車薄弱ニシテ、大仰角ノ連発ヲ支フルニ足ル可キ
力ヲ具ハサルコト是レナリ、二個ノ床板ハ激動ノ為メ
破壊シ、六個ノ火門鉄ハ廢物ニ属セリ、但其内ニテ四
個ハ全体ニ横過セル深キ裂痕ヲ生シ、一個ハ百十斤砲
ノ火門鉄ノ如ク、其頸ヨリ折斷シタリ、然レトモ此損
傷ハ、砲尾螺旋ヲ正シク扭緊セサル為メニ來レル者ナ
ルコト、疑ヲ容レス、而シテ他ノ一個ハ之ト同一ノ原
因ヨリ、其把柄ト鎖トヲ吹去ラレタリ、急発中ニ火門
鉄ハ熱ヲ生シ膨張シタルカ故、再ヒ冷ヘタルトキハ銅

鑊ハ脱却シタリ、此ノ如キ變異ハ二回有リタルニ過キ
ス、而シテ孰レモ裂痕ヲ生シタル火門鉄ニ起リタルコ
トナリトス、膛内ノ凹条ニ生シタル損傷ハ皆瑣末ニシ
テ、論スルニ足ラス、

百十斤舷側砲ハ屢々發射セサリシ故ヲ以テ、毫モ損害
ヲ被ラス、

該砲ヲ除キテハ、大仰角ヲ用ヒテ引續キ發射スルトキ
ノ激動ニ耐ユ可キ、堅牢ノ砲車ヲ具ヘタル如ク思ル、
者、一モ存スルコト無シ、

該砲ハ榴彈砲トシテ用フレハ、中甲板上ニ於テ甚タ貴
重ス可キ者トス、然レトモ砲門ヨリ發射スルトキハ、
上甲板砲ト同一ノ距離ニ於テ之ヲ使用ス可キ程ニ、十
分ノ仰角ヲ用フルコト能ハサル可シ、

砲術長

リチャード・イー・トラセー署名

艦長

セー・ビー・アレキサンダア批准

別紙第二

コケツト号裝載アームストロン砲報告

砲種	砲上記号	発射全数	鹿兒島二 於テ発射 ノ数	記	事
百十斤アームス トロン砲、長十 八ハント、重二十 ウエート	官立砲廠百 七十七番	実弾八十五 空弾二発	実弾及ヒ榴 彈三十七発	大形錫孟適合セシテ火門鉄ヲ引抜クコトニ勞力シタルハ、毎発後 小形錫孟ハ悉ク用尽シタリ、大錫孟ハ一モ適合シタルモノナシ、而シテ 用ヲナシタリ、駐退案ヲ通貫セシムル為メ艦側ニ打附ケタル右方ノ 環釘ハ、十分堅牢ナラサルニ因リ毀折シ、又左方ノ環釘ハ之ヲ取附 ケタル木造部不完全ナル為メニ、抜ケ出タリ、	

横濱在泊コケツト号

大尉アルベルト・イー・レー署名

少佐

アフ・アレキサンダア批准

別紙第三バシエース号裝載アームストロン砲報告

号番	砲種			発射数		砲ノ部分 及符号	損傷説明	装薬	彈丸	
	大サ及 符号	重量	長サ	八月十五 十六兩日	八月十五日以前					
二百一	四十斤砲	三十三ハンド	十七ヒート	三十七發	空砲八發	実弾二發	火門鉄四 十ポンド	上部ヲ吹 去ラル	五ポント 実弾	該砲ノ火門鉄ハ凡ソ三十回發射セ ン後ニ飛散シタリ、此發後ニ砲 尾ヲ抜ケ出シタリ、然レトモ砲長ノ 言フ所ニ依レハ、發射前ニ緊ク之 ヲ押圧シタリト云ヘリ、
三十	全	三十一ハンド	全	十五發	十八發	一發	火門鉄四 十ポンド	肩部ヲ吹 去ラル	榴彈	該砲ノ火門鉄ハ十五回發射ノ後ニ 飛散シタリ、此發後ニ砲尾ヲ拔 キ出シタリ、一條程後ノ方ニ抜ケ 出シタリ、
六十三	四十斤砲	三十二ハンド	全	二十三發	十二發	全	火門鉄四 十ポンド	肩部ヲ吹 去ラル	全	該砲ノ火門鉄ハ十五回發射ノ後ニ 飛散シタリ、此發後ニ砲尾ヲ拔 キ出シタリ、一條程後ノ方ニ抜ケ 出シタリ、

別紙第五リースホース号装載アームストロン砲報告

砲種	記号	発射ノ数		鹿兒島ニ 発射ノ数	記 事
		實彈及榴 彈	空砲		
六斤アームストロ ン砲三八ドレ トウエイト零ク イター十ポンド、 長サ五フット	官立砲廠三十九 号、千八百六十 年製、彈丸符号 カ ロ	皆無	皆無	實彈二 片鉄榴彈 十五	砲軍尾八十七回ノ発射ニ於テ破毀ス、
百十斤アームスト ロン砲 八十一ハンドレ トウエイト一ク イター六ポンド、 長サ十フット	砲射上記号官立 砲廠製造年号 千八百六十 一年、ダブル シト鉄彈記、 官立製鍊所	實彈二 榴彈四	二	實彈二十四、 片鉄榴彈三 十三、榴彈四 通常榴彈四 〔卷 八合計七十 八発〕	鹿兒島戰争初日ノ際ニハ、百十斤砲ヲ發射スルヲ爲メ大ニ難キヲ覺ヘタリ、其 故ハ強雨火門透シハ、門ニシテハ、我輩力引統裝藥室ニ走入セシメテモ亦該砲ハ九回失發シ タリ、右等ノ件ハナリ、而シテ十五回發射ヲ行フコト極メテ必要ナル際ニシテハ、其 キ遅延ヲ惹起シタリ、而シテ此種ノ發射ハ、樺或ハ手用木槌ヲ以テ之ヲ除クニ ニ通緊スルニ至リ、此種ノ發射ハ、樺或ハ手用木槌ヲ以テ之ヲ除クニ モ二十五分ノ間ヲ要シ、此種ノ發射ハ、樺或ハ手用木槌ヲ以テ之ヲ除クニ 困メラレテ、發射ハ再ヒ甚シク遲延シタリ、而シテ此種ノ發射ハ、樺或ハ手用木槌ヲ以テ之ヲ除クニ 第二日ニ於テハ、發射ハ再ヒ甚シク遲延シタリ、而シテ此種ノ發射ハ、樺或ハ手用木槌ヲ以テ之ヲ除クニ 力爲メニ該砲ノ發射ハ再ヒ甚シク遲延シタリ、而シテ此種ノ發射ハ、樺或ハ手用木槌ヲ以テ之ヲ除クニ トル所ニ依レハ、該砲ノ功用多キニ若カサルハ、右砲ノ改良ヲ加フルコトナラントナリ、 ハ、本艦ノ大砲ニ改良ヲ加フルコトナラントナリ、

〔編者曰、以上記ス処、彼放發大小各種ノ彈數凡ソ四
百八十一個ニ及ヒタリ、〕

り、鉄管ノ上ニ小榴彈ヲ附着シアリ、是ニハ火伝ヘス、
番号92トアリ、

四九三ノ九
田原陶章曰、〔後ノ七日〕四日午後英艦云々、七艘ノ内一艘小根占
砲台前面凡一里許ノ処ニ碇泊ス、夜入前ロケツト〔火〕
發ヲ放ツ、田間ニ打込ム、取揚テ見ルニ、鉄管直径三
寸余、長二尺五寸余、矢木詳ナラス、長一丈三尺許ア

四九四 鹿兒島灣ニ於テ英国艦隊ト戰闘概況
四九四ノ一
英国外務卿ラツセル氏ヨリ、日本駐劄同国代理公使
ニール氏ニ与ヘタル書
リチアードソン氏虐殺事件、及ヒ氏ノ同伴者タリシニ

紳士並ニ一婦人襲撃事件ハ、大ニ我英政府ニ辱ヲ被ラシメタリ、

我政府ハ最初、日本政府ハ直ニ兇徒ヲ糾問シテ相当ノ刑ニ処シ、且更ニ謝罪ヲ表シ、以テ彼ノ犯罪ノ決シテ小事件ニ非ラサリシコトヲ表明スルナラントノ希望ヲ有シ居リタリ、然ルニ十一月十六日付、日本外国奉行一書ニ由レハ、全ク此希望ヲ消散セシムルニ至レリ、日本外国奉行ハ卑怯ニモ逃辞ヲ設ケテ曰ク、三郎ヨリ幕吏ニ与ヘタル書答中ニハ、甚不相当ナル事アリト、又曰ク、奉行ハ該事件ニ就キ、尚ホ一層精密ナル穿鑿ヲ遂ケ、然ル後其結果ヲ貴下ニ報道ス可シト、抑右ノ虐殺ヲ行ヒ、且又同時ニ他ノ殺害ヲ行ハントシタルコトハ疑ヒナク、日本閣老ノ存知スル所ナルヘシ、而シテ苟クモ其職任ヲ知り、且ツ之ヲ尽シ得ルノ力ヲ有スル一政府ノ為スヘキ処置ハ、唯此兇犯ヲ捕ヘテ、之ヲ糾問伏罪セシメテ死罪ニ処スルニ有ルナリトノ事モ、又能ク詳知スル処ナラン、然リト雖モ是等ノ処分ハ其一部タモ、尚ホ未タ着手セラレサリシ者ノ如シ、英國政府ハ其当サニ要求ス可キ賠償ノ確定スルニ當リ、日本國政治ノ異常ナル体裁ニ就キ思考ヲ下タシ、而シ

テ遂ニ我英國政府ニ対シ、責任ヲ有スル者ニ二派アルコトヲ知レリ、乃チ其第一ハ、白昼街道ニ於テ英國臣民ヲ攻撃虐殺シタル者アリテ、其人判然シ居レトモ、遂ニ其罪ヲ問フコトヲ為サ、ル江戸政府、第二ハ此恐怖ス可キ罪科ヲ犯スニ當テ、事實命令ヲ下サバリシト為モ、尚ホ其臣下ノ之レヲ犯スコトヲ許シテ、更ニ之レニ刑罰ヲ加ヘサル島津三郎ノ親族ナル大名薩摩公ナリ、貴下ハ賠償トシテ、左ノ条件ヲ日本政府ニ要求スルノ訓令ヲ受クル者ナリ、

第一 条約上ニテ通行ヲ允可シタル道路ヲ通過スル英國臣民ニ、攻撃ヲ加ヘルコトヲ許シタル罪科ノ為メ、十分ナル正式ノ謝罪状ヲ出サシムルコト、
第二 此罪科ノ罰金トシテ、日本政府ヨリ十万磅ヲ領収ス可キ事、

次ニ貴下ハ左ノ条件ヲ大名島津公ニ要求ス可シ、

第一 リチャードソンヲ虐殺シ、及ヒ其同伴者タリシ婦人・紳士ヲ攻撃シタル犯罪者ノ首領ヲ、英國海軍將校一二名、目前ニ直チニ糾問シテ、之ヲ死刑ニ処スル事、

第二 虐殺ニ遇フタル者ノ親戚及當時纒カニ身ヲ以

テ虐殺者ノ刃鋒ヲ免カレタル者ニ分与スヘキ金額
二万五千磅ヲ領収スヘキ事、

若シ日本政府ニシテ此賠償ヲ拒絶スルトキハ、貴下ハ
此事ヲ其地海鎮ノ海軍將官、若クハ先任將校ニ通報シ、
之ヲシテ返報主義又ハ封港主義ナリ、若クハ此ニ主義
ナリ、孰レモ將官カ此目的ヲ達スルニ、最適切ナリト
信スル所ノ主義ヲ実施セシム可キ筈也、之レト同時ニ
貴下ハ此訓令大主意ヲ、日本在留歐洲諸國ノ公使及ヒ
海軍司令官ニ通知シ、且此騒乱中諸外國人保護ノ事ニ
就キ、貴下ハ英國海軍將官及諸外國海軍將校ト宜ク商
議ヲ為スヘシ、

又薩摩大名ニシテ、若シ直ニ此要求ニ応セサルトキ、
若クハ之レヲ履行セサルトキハ、海軍將官ハ其旗艦及
ヒ其他必要ノ軍艦ヲ率ヒ、薩摩公ノ領地ニ赴クカ、然
ラサレハ同処ニ十分ノ兵勢ヲ差遣ス可シ、聞ク、薩摩
公ノ領地ハ九州島ノ極南端ニ位スル一半島ニシテ、其
東南ニハ乃チ一港アリト、蓋シ此港ノ封鎖果シテ便利
ナルカ、若クハ同公住所ノ砲撃必ス行ハル可キヤ等ノ
問題ニ関シテハ、海軍將校官若クハ先任將校ハ、本国
政府ヨリモ遙ニ能ク之レヲ断定スルヲ得ヘシ、又聞ク

所ニ抛レハ、薩摩公ハ歐洲ヨリ購買セシ高価ノ汽船ヲ
所有セリト、然ラハ我要求ノ行ハル、迄ハ、是等ノ汽
船ヲ捕獲、若クハ抑留シ置クコトモ、亦一策ナル可キ
欵、

日本政府若クハ薩摩公ニ對シテ是等ノ処分ヲ施ス間
ハ、海軍將官ハ務メテ我臣民及其財産ノ安全ナラサル
諸港ノ防禦ニ、注意セサル可カラサルナリ、

日本政府ト右大名トノ區別ハ、必ス明白ニ為シ置ク可
キ要点ナリ、

日本閣老ノ云フ処ニ抛レハ、薩摩公ハ最モ勢アル一大
名ニシテ、容易ニ日本政府ノ束縛ヲ受クル者ニ非ラサ
ルナリト、然レトモ同公ハ勿論、其他ノ大名ト雖モ、
斯ノ如キ理由ノ為ニハ、犯罪ノ為メ蒙ル可キ刑罰ハ、
決シテ之ヲ免カルヲ得サル可シ、

千八百六十二年十二月廿四日(我文久二年十月)

外務省ニ於テ

ラツセル印

日本駐劄英國代理公使

陸軍中佐ニール貴下

四九四ノ一 (島津茂久)

薩摩公松平修理大夫殿下へ、又留守中ナラハ其撰政、

又ハ薩摩・日向・大隅・琉球諸島ノ政府ヲ綜理スル

上官へ

千八百六十三年第八月十三日 我文久三年
癸亥九月
在日本大不列顛公使館ニ於テ

去年第九月十四日 (即日本文久二年八月廿一日)、東海道

金川近辺ニ於テ、殿下ノ親父タル島津三郎ノ行列中ニ

在リテ、其乘輿脇ニ列シタル者兵器ヲ帯ヒス、且無罪

ノ英吉利一商人ヲ殺シタル事ハ、殿下既ニ能ク知ル所

ナリ、又同時ニ右家臣右商人ノ同伴人ナル英国紳士二

名、及ヒ婦人一名ヲ襲撃シ、紳士二名ハ大傷ヲ被リ、

婦人ハ漸ク逃レ得タル事モ、又殿下ノ能知ル所ナルヘ

シ、
死 (Charles Lanox Richardson)
チャールス・レノクス・リツ

チャルドソン
(Clark) (Woodrope Charles Clark)

重傷 (William Marshall)
ウイリアム・クラーク

同 (Borrdahle)
ウイリアム・マーシャル
ボーラデーデル夫人

此事變ハ大ニ英吉利政府及其国民ニ辱ヲ被ラシメ、文
明諸国ノ同感ヲ起シ、且愁傷ノ感覺ヲ生セシメタリ、大
君政府ハ我英吉利女王ト平和懇親ノ条約ヲ結ヒタリ、

故ニ予ハ篤ト熟考ノ上、大君政府ニ島津三郎從者中ニ
在ル罪人ヲ速ニ拘獲シ、且之ヲ死刑ニ処スルコトヲ讓
メタリ、

予カ如斯寛典ハ我政府ニテ承諾シ、且大君政府ニテ之
レヲ受謝セリ、

若シ此殺害騒動之時ニ当リテ、此堪忍ノ所置ヲ行ハス
ンハ、島津三郎ヲ生捕ニシ、且直ニ応報ニ由リ之ヲ殺
害スルニ至リシナラン、

此不慮ノ變動ヨリ既ニ十箇月ヲ経過シタリ、因テ余ハ
已ニ本国政府ニ詳細之レヲ報告セリ、又大君政府ハ時
常大君ノ要求ニ從ヒ、殿下ヨリ右罪人ヲ拘獲シ、糾問
処刑ノ為メ之レヲ江戸ヘ送り來ルヘキコトヲ、余ニ通
知セリ、然レトモ殿下ノ領国ニ於テ、直接ニ大君政府
ノ威權ヲ被ラス、且大名ノ受クル一二ノ特權モアレハ、
殿下ハ江戸政府ヨリ罪人ヲ江戸ヘ送出スヘキ命アレト
モ、之レヲ輕ンシ、之ヲ拘獲スルコトナキヲ以テ、大
君政府ハ止ムコトヲ得ス、英人殺害ノ償ヲ為ス能ハサ
ル事ヲ、本国政府ニ報告セリ、
此後余ハ本国政府ヨリ、此事件ニ関スル所置ノ訓令ヲ
受ケリ、

大君政府ハ貴國ノ法ニ準シ、殊ニ國歩ノ艱難ニ臨ミ、諸藩臣ノ為セル罪過ニ関シ、大名ヲシテ其希望スル所ニ從ハシムルコト能ハス、

然レトモ英吉利人ヲ殺シタル事ニ関シテハ、大君政府ヨリ日本國ハ一獨立國ナレハ、其大君政府ヲ經由シテ償金ヲ出シ、其臣民中誰人ヲ論セス、為セシ罪過ヲ謝セザルベカラス、余ハ本國政府ノ訓令ニ從ヒ、條約上ニ於テ外國人通行ヲ許シタル道路ニテ、殿下ノ臣下ヲシテ英吉利人ヲ殺害セシニ抛リ、大君政府へ償金ヲ出シ、且其罪過ノ謝罪状ヲ余ニ贈ルヘキコトヲ要求セリ、大君政府ハ直ニ承諾セリ、然レトモ又大君政府ハ殿下此罪人ヲ隱護シ、或ハ世界中何レニテモ大罪ト認ム可キ大罪ヲ犯シタル者ニ、相当ナル刑罰ヲ決シテ免カレシムルノ理ナシト断決ス、故ニ余ハ政府ヨリ殿下ニ左ノ事件ヲ要求スヘキノ訓令ヲ受ケタリ、

第一条 リチャードゾンヲ虐殺シ、及ヒ其同伴者タリシ婦人・紳士ヲ攻撃シタル犯罪者ノ首領ヲ、英國海軍將校一二名ノ目前ニ於テ直ニ糾問シテ、之ヲ死刑ニ処スル事、

第二条 虐殺ニ遇ヒタル者ノ親戚、及當時纒カニ身

ヲ以テ虐殺ノ刃鋒ヲ免カレタル者ニ分与スヘキ金額、二万五千磅ヲ領収スヘキ事、

英吉利政府ノ要求セル二ヶ条ハ、余殿下ニ告知セシムルヤ否、直ニ殿下ノ承諾スヘキ処タリ、若シ又殿下之ヲ承諾スルコトヲ肯セス、又ハ之レヲ怠リ、又ハ之レヲ避クルニ於テハ、日本海ニアル英吉利海軍一艦隊、將官兵力ヲ以テ其要求ニ從ハシム可キ充分嚴酷ナル方法ヲ採用セントス、英吉利軍艦艦長ハ此書簡ヲ渡スノ任ヲ受タレハ、余ヨリ殿下ニ照会セル要求ノ箇条ヲ詳細了知セリ、故ニ殿下若シ諾スレハ時日ヲ定メ、艦長ヲシテ其実行ヲ監守シ、又之ヲ拒メハ、其他軍艦ノ著到ヲ待テ直ニ戦端ヲ開クヘシ、故ニ殿下此書簡ヲ領収セハ、之レニ載スル事件ヲ能ク熟考シテ、所置ヲ行フヘシ、予ハ此書簡ノ主義ヲ改正論議スル権力ヲ有セス、恐惶謹言、

在日本英吉利代理公使

(Edward St. John Neale)
イ・シント・ジョン・ニール

四九四ノ三
薩州政府ヨリ回答書

一來翰之趣相達ス、生麥一条ニ付申立候事件、往復ニテ

ハ弁知致シ難キ義有之候間、明廿八日午刻他国人応接
 公使館ニ於テ事理明白ノ応接ニ及ヒ度候ニ付、水師提
 督其余重役ノ面々上陸アラシコトヲ乞フ、

一 貴国各船へ番船二隻ツ、附添置候間、薪水其れ有合ノ
 品希望ニ任セ指送ルヘキ也、是れ我国法ニテ其方へ便ス
 ル礼節ナリ、

一 前条不便ナラサル用ニ備へ候間、端舟等ヨリ上陸アル
 ニ於テハ、我国人騒忙如何ナル失礼ニ及ハンモ難計ニ
 付、前広口案内イタシ置所ナリ、

六月廿七日 薩州政府

四九四ノ四
 文久三年癸亥六月廿二日(千八百六十三年八月六日)

英国支那海鎮司令長官海軍中将キユーパ氏、其部下艦
 隊ヲ帥ヒ横濱ヲ発シ鹿兒島ニ向フ此時日本人二名、
 ヲ以テ水先トス、時ニ英
 国代理公使陸軍中佐ニキール氏旗艦ニ乗組ミ、共ニ鹿
 兒島ニ赴ク、訳官イエズデン氏及ヒシキーボルト氏之
 ニ随フ、且訳官ガワ氏・マクドナル氏・ウキリス氏・
 フレチャ氏及サトウノ五氏モ艦隊ノ諸艦ニ分乗シタ
(五名トモ薩府ノ應)
 リ、其艦ヲ編制スル艦名左ノ如シ、

艦名	艦長	乗組	馬力	大砲	司令長官 海軍中將 キユーパ 氏
ユリアラス	ジョスリン	六百	人四	百四十六	
ピヤール	ボーレス	二百四十五	人四	百二十一	
パーサス	キングストン	百七十二	人二	百十七	
アーガス	ムーア	百七十	人二	百六	
リースボー	ボウクサ	百〇三	人二	百四	
コクエツト	アレキサンダ	七十八	人百五十	四	
ハボツク	プール	五十	人	六十	三

〔表の上ニ貼紙〕 〔朱〕「阿多君へ」

アーガス 名馬力 四十二馬力
 コクエツト 名馬力 三十七馬力

〔朱〕 右馬力

〔朱〕「右之通り相見得申候、尤モ実馬力ハ見エス故候
 鹿兒島及其他砲台ノ位置及ヒ大砲ハ左ノ如シ、
 (名) 四十二馬力ト書シテ可ナラン」

位置	大砲			合計	記	事
	攻城砲	野砲	臼砲			
砂揚場	八	二		十一	露砲台ニシテ防弾火 薬庫アリ	

大門口	三			一	四	露砲台ニシテ番兵小屋三軒アリ
新波戸	十一	三	三	十七	露砲台ニシテ防弾火藥庫ニケ所アリ、番兵小屋三軒アリ	
弁天波戸	七	二	四	十三	露砲台ニシテ番兵小屋一軒アリ	
祇園州	七		一	八	露砲台ニシテ番兵小屋七軒アリ	
桜島横山	四			四	横堤五	
鳥島		三		三	全二	
桜島洗ヒ	五	一		六	露砲台ニシテ防弾火藥庫アリ	
出					除砲台ノ如ク見ユ 實際ハ砲台ヲ設ケス	
沖小島	四		一	五	全	
全	五		一	六	全	
山川	四			四	横堤三	
合計	五十八	十一	十二	八十一		

(八月十日)
同六月廿七日午後十時、英国艦隊鹿兒島郡谷山平川村(七ツ島池)ノ沖ニ碇泊ス、鹿兒島諸台場ノ衛兵、本日ヨリ之レヲ守衛シ、水軍隊モ又之ヲ守ル、

此外ニ屋久島岸岐ニ砲台ヲ築キ、二十九拇臼砲一門・二十拇臼砲二門・十二斤重砲・六斤重砲各二門ヲ備フ、其他大門口・洲崎等ニ數門、或ハ陸戦

ノ用意ニ數門ヲ各所ニ備ヘタリ、其數三十門ニ余レリ、

四九四ノ五

台場総物主

一 祇園洲台場 物主

川上 龍衛 (久徳)

一 六番組士族之ヲ守ル

島津権五郎 (久徳)

一 新台場 物主

新納休右衛門 (久徳)

一 辨天波戸台場 物主

川上 右膳 (久徳)

一 二番組士族之ヲ守ル

北郷 數馬 (久徳)

一 大門口台場 物主

相良 治部 (長發)

一 一砂揚台場 物主

島津織之介 (久直)

一 一番組士族之ヲ守ル

青山 愚知 善助 (兼西)

一 沖ノ小島台場 物主

肝付 兵部 (兼西)

一 櫻島諸台場 物主

櫻島士族之ヲ守ル

其他軍賦役

大山格之介 (綱良)

談合役

郡山 一介 (無禮)

同島ニ在リ

郡山 一介

一水軍隊

物主

仁禮 (神信) 舍人
有川彌九郎

外二

一屋久島岸岐

一鶴江崎重富別邸内

一大門口長土堤

右三ヶ所ニ遽ニ砲台ヲ設ケ、數門ヲ備ヘタリ、

四九四ノ六

英艦ト戦争ノ時薩摩藩ニテ用フル所ノ砲彈等ノ種類

一滑膳砲青銅製

蘭式百五十斤砲 新盛戸台場、弁天、渡戸台場各二門

蘭式八十斤砲

蘭式長短二十四斤砲及八十斤砲・六斤砲等

一白砲青銅製

蘭式二十九寸石臼砲・二十寸臼砲

蘭式陸用鉄椅、

一砲車

守城兼海岸砲或ハ四輪架車轆盤及軌道、各木製・象

眼儀ヲ専用ス、

一彈

実弾 榴弾 霰弾

一薬包

金布ヲ用砲台ニ蓄蔵スルハ、常ニ装薬シ置ケリ、

一火薬

英吉利強製法ニ因リ製造セシ火薬ヲ用ユ、砲ノ種類

ニ応シテ、其粒類ヲ異ニス、

一導火管

木製時限信管ヲ用ユ、火工場ニテ製造ス、

一摩擦管

打槌銅信管及急火管ヲ用ユ、

四九四ノ七

同廿八日午前七時

英国艦隊谷山郷平川村ヲ拔錨シ、同九時頃鹿兒島ヲ

隔ルコト千二百ヤードニシテ、水深二十尋ノ所ニ碇

泊シ、然ル後祇園洲・新波戸・辨天波戸・大門口ノ

台場ニ向テ戦艦ヲ排列ス、其距離凡ソ十二三町、此

時砲台ノ衛兵及ヒ水軍モ亦戦争ノ準備ヲナス、

午前十時応接官及軍賦役英艦ニ乗艦ス、英将ヨリ島

津家ニ贈ル書翰之レニ托シ、二十四時間内ニ回答セ

ンコトヲ約ス、即チ英国代理公使ニキール氏、本国

政府ノ命ニ依リ島津茂久ニ要求スル、左ノ二件ナリ、
第一条 リツチャードソン氏ヲ殺シ、其他ノ者ヲ襲撃
セシ罪人ヲ英吉利船將ノ目前ニテ糺問シ、其首ヲ截
ルヘキ事、

第二条 殺害サレシ者ノ親族及ヒ斬者ノ刃ヲ遁レタル
者ニ分配スヘキ金トシテ、二万五千ホントステルリ
ンヲ出ス可キ事、

依テ其二十四時ニハ近傍ノ偵察ニ着手セリ、日暮大
佐ボーレス氏・シヨスリン氏・少佐ウキルモツト氏・
工兵大尉ブライン氏、諸端舟ヲ以テ重富^{〔松良郡〕}辺ヲ偵察シ、
同所ニ隠レシ薩藩ノ汽船三艘ヲ発見セリ、其距離英
艦隊ノ碇所ヨリ凡八海里、今夕藩主ヨリ書ヲ送リテ、
明日英国上官ノ上陸ヲ求ム、

四九四ノ八(八月十三日)
六月二十九日

此日早朝鹿兒島砲台ニ於テ、其備フル所ノ砲ヲ悉ク
英艦ニ向ハシメ、又琉球船五艘^(三艘ノ誤和船二艘合テ五艘)ヲ其射線外ニ退カシ
ム、英將ニ於テハ、各艦ニ蒸氣ヲ起シテ拔錨ノ準備
ヲ為サシム、

午前薩藩ノ吏英艦ニ來テ上陸ヲ促カス、英將旗艦ニ

於テ會議ヲ開キ、ハボク号ヲ陸地ニ接近セシメンコ
トニ決ス、然レトモ薩人ノヲ承諾セス、

午後三時地方ヨリ通船數艘ヲ出シ、之レニ西瓜及鶏
卵ヲ載セ、商船ニ擬シテ偵察ヲ行フ(彼ハ已ニ察知セ
リ)

同四時英艦悉ク拔錨シ、敷根^{〔國分也〕}ノ方ヘ向テ出帆ス、其
内一艘ハ櫻島ノ北ノ岬ヲ回航シ、國分及磯辺ヲモ巡
察ス、

薄暮ニ至リ、旗艦ハ新台場ノ沖凡二千ヤード^{十七ノ八町}
所ニ拔錨ス、此地櫻島ヲ距ル千ヤード^{八町許}、水深
サ二十一尋ナリ、其他ノ艦ハ皆櫻島ニ接シテ投錨セ
リ、

四九四ノ九

薩摩月番家老川上但馬久運ヨリ英国代理公使ヘ答
書

殺害セシ者ヲ擲取り、死罪ニ処スヘキ義ハ尤ノ事ニテ、
人命ヨリ貴キ事ハナシ、故ニ直ニ収獲シ、相当ノ罪ニ
処スヘシ、然レトモ足下ノ知ル通、日本國中近來ハ諸
侯ノ意互ニ齟齬シ、或ハ是レヲ秘シ置者アリ、証拠ニ
ハ、昨年ヨリ頻ト探索スレトモ捕獲セス、且人数モ一

人ニ非スシテ、種々遁避ノ術ヲ尽スト見エタリ、固ヨリ江戸ト京都ト親睦ノ為ニスル者ニテ、私意毛頭ナケレハ主人ヨリ命シタルノ疑ヒナカルヘシ、殊ニ国法ヲ犯シ亡命セル者ハ、死刑ノ罪アルカ故ニ、若シ探索吟味ノ上死ニ処スヘキ時ハ、長崎・横濱等へ滞在ノ軍艦ニ此事ヲ達シ、夫々見分ヲ受クベシ、若シクハ此事ニ就テ昨今ノ猶予ナケレハ、不得止以前ヨリ罪アル者ヲ罪人ニ偽リ、足下等ノ眼前ニテ刎劉セハ、足下等其面貌見知りナキカ故ニ、実之罪人トモ思フベケレトモ、斯ノ如ク足下等ヲ欺クハ、固ヨリ先祖ノ志ニアラス、

一 日本政府ノ事ハ専ラ江戸政府ニ従フヘキ事、固ヨリ足下等ノ知ル所ニシテ、諸侯ハ其指揮ニ進退ヲ受クルナリ、然ルニ多年來條約ヲ交ヘシ事モ有ル由ナレトモ、其條約中ニ諸侯來往之節ハ、仮令幾里數往還ノミ免許アリト雖モ、其來往ヲ妨テモ宜シト云フ事ハアルマシキコトナリ、仮令若クハ足下ノ国ニテモアレ、我國ノ如ク數多ノ從者ヲ從ヒテ往來スル時ハ、普ク制禁アルニモ係ラス是レヲ犯サハ、衝倒ストナリ、又ハ打殺スカセサレハ、其國主ノ往來モ成難カルヘシ、勿論前ニイフ通り、人ヲ殺スノ罪ハ大ナルカ故ニ、之レヲ殺ス

ヘキコトハ足下モ同意ナル故ニ、此事ハ承引ナルヘシ、諸侯ヲ指揮セル江戸ノ政府ニテ、從來重キ国法ノ事ヲ條約ニ載セスシテ猥ニ諸侯ノ過トスレハ、政府ノ不行届ナルヘシ、政府ノ罪カ又太守ノ罪カ、如何判断アルヘシ、

一 此事ニ就テハ重大ノ事件ニ候間、江戸政府ノ重職ト我國ノ重職ト立合之上足下ニ論判セサレハ、此所ニテ片論ナリカタシ、

一 妻子養料ノ事ハ其後ニ定ムヘシ、

一 幕府ヨリ貴国軍艦渡來之義、已ニ蒸氣船ヲ以テ我レニ令セシト云フ儀ハ、曾テナキ事ナリ、右様ノ虚言恐クハ我ヲ瞞カス所以ト思ハル、若シ其言ヲ証セントナラハ、閣老ノ書簡モアルヤ、見セ玉ヘ、此等ノ事ニテ大ナル反覆ノ事多シト思ハル、何トモ不審ニ存スル事ナリ、足下ニ於テハ決シテ不審アル事ナキヤ、

一 我政府ニテハ江戸ノ政府ノ命ニ従フ事大切ナレハ、何事モ江戸政府ノ命ニ從ヒ処置スヘシ、

右來翰ノ趣ニ基キ、事実ノ情ヲ以テ、即チ誠実ノ意ヲ示ス、

文久三年六月廿九日

川上但馬

大英國シヤルゼ・ダフエール

兼コンシユル・セネラール

(Edward St. John Keate)
イ・シント・ジエン・ニール足下ニ報ス

四九四ノ二(八月一四日)
同七月一日

午前九時薩藩吏二名旗艦ニ来リ、昨夕ノ回答ヲ促ス、
中将キユーパ氏ハ此日午前、親ラハボク号ニテ、櫻
島北辺ノ海洋及ヒ帖佐辺(増長郡)ノ沿海ヲ測量セリ、時二暴
風ノ微アルヲ以テ各艦ニ令シ、トツプゲルンマスト
ヲ降サシム、今夕藩吏二名又乗艦ス、中将キユーパ
氏ノ報告ニ由レハ、同氏ハ此時、明日午前十時迄島
津家ノ回答ヲ待ツヘキコトヲ藩吏ニ諾スト記ス、

四九四ノ二(八月十五日)
同七月二日

代理公使ニキール氏ハ川上但馬ノ書ヲ閱スルヤ、到
底英國ノ要求ニ応セサル可キト察シ、終ニ中将ニ請
フテ最後ノ処分ヲ為サシム、依テ中将ハ前約ニ違ヒ、
払眺ピサヤル号ノ艦長大佐ポーラス氏ヲシテピキー
ヤル号、コクエツト号・アーガス及ヒリースホース
三号ハ薩ノ汽船青鷹丸・天祐丸及ヒ白鳳丸ヲ拘獲シ、

之レヲ各艦之舷側ニ結着シ、櫻島ノ碇泊所ニ携来リ、
薩藩士官四五名青鷹丸以下ノ每船ニ乗組居タリ、其
青鷹丸ニ乗ル所ノ士官松木安右衛門(時島寮)・五代才介
ヨリ島津家ノ訓令ヲ乗員ニ諭達シ、談判中兵端ヲ開
クコトヲ禁セリ、依テ此時乗員皆櫻島ニ上陸ス、

中将キユーパ氏ハ右三船ヲ拘留シテ、生麥ノ報酬ニ
充ツルトキハ、島津氏ニ於テモ必ス自ラ公使ノ要求
ニ応ス可シト思惟セリ、

「薩ノ台場ヨリ砲撃ヲ始メシハ砂場場ナリ、物主高
ムルノ次第ハ、英船ヨリ我汽船ニテ艘ヲ索キ出ス
ニ由ツテ、止ムヲ得ザル一挙ニテ射発ス、彼レ如
斯ヲ致サレバ、何ゾ射発ヲ好ムニ非スト、」

正午砂場場台場ヨリ風雨ヲ侵シ、旗艦イユリアラス
号ニ向テ射撃ヲ初ム、而テ其發スル所ノ弾、多クハ
旗艦ノ上辺ヲ経過シ、又其綱索ヲ切断セリ、時ニ自
余ノ英艦ハ櫻島地方ニ退テ、彈着距離外ニ碇泊セリ、
汽船ヲ拘留スル所ノ三艦コクエツト号・アーカス号
及リースホース号ヲ除クトキハ、砲撃ニ供ス可キ艦
船ノ數僅少ナルヲ以テ、中将キユーパ氏其汽船ヲ燒

沈ス可キ旨ヲ、信号ニテ命令ス、汽船三艘ノ価ヲ合算スレハ三十万五千弗ニシテ、其総噸數ハ千六百噸ナリト、又ハボク号ニ令シテ櫻島小池村沖ニ在ル三汽船ノ燒滅ヲ証スル為メ、之ヲ守ラシム、

又一艘ハ櫻島台場ニ向ヒ運轉シ、互ニ砲撃ヲ始メタリ(櫻島物主肝付兵部兼岡)

一(貼紙) 櫻島村次の歌

村次は横山小池赤生原

武や藤野といけば西道

以上村次ヲ以テ考フレバ三池村ナシ、果シテ小池村ノ沖ナルベシ」

是ヨリ先キパーサス号ハ、錨鏈ヲ脱シタルヲ以テ、

北方祇園洲ノ台場ニ砲撃ヲ行フ可キ旨令セラル、其

艦長少佐キングストン氏、敏捷其令ヲ執行セリ、
(貼紙)「此砲撃ハ天保山台場ヨリ放発ヲ始メシユへ、横山

源大夫令、櫻島袴越ノ台場ヨリ英船ニ向撃スルニ、

甲板上ニ榴弾止リ発ス、英人死傷相見得、甲板上

血流ヲ遠見セリ、距離ヲ附ケテ此流上ヲ退船シ、

前濱ニ向フ、其後再ヒ来リテ台場ヲ急撃セリ」

然ル後中将キユーパー氏艦長ノ官等ニ従ヒ、艦船ヲ列

單縦ニ編制セシメ、而シテ旗艦イユリイアラス号先ツ北方祇園洲ヲ砲撃シ、漸次南方ノ諸砲台ニ及ホス、然レトモ風濤荒ク、背後ノ諸艦密接随行スル能ハス、旗艦ノミ独行シ、之カ為各所ノ砲台ヨリ同時ニ數多ノ砲彈ヲ受ケタリ、

台場ヨリ発シタル(英手)徑十ノ砲彈、旗艦ノ砲門ニ命中シ、

中甲板ニテ破裂セリ、之カ為メ英兵七名戦死シ、十

四名負傷セリ、

一弾ハ旗艦ノ舷側ニ巨孔(ヒユルウオール)ヲ穿チ、又一弾ハブームニ

載セタル端舟ノ底ヲ破レリ、

午後三時ニ至ツテ旗艦艦長大佐シヨスリン氏・副長少

佐ウキルモツト氏艦橋ニ在テ指揮シケルカ、同弾ノ

為メニ射殺セラレタリ、

祇園洲砲台及ヒ備砲モ半ハ破損シ、諸台場總物主川

上龍衛久齡モ同所ニテ負傷セリ、又砲台ノ照準役稅

所清太戦死ス、

旗艦物主高建之介砂揚場台場ニ抵リシトキ、上町ノ方ニ当リ數ヶ

所火焰起レリ、

レーホス号ハ祇園洲ノ前ニ於テ暫ク機関ノ運轉ヲ遂

ケ難ク、之レカ為メ遂ニ浅洲ニ膠セリ、時ニ祇園洲物主高建

權五郎

ノ砲台ニ於テモ、已ニ其他ノ英艦ノ為メニ砲撃ヲ被
ムリ、備砲之カ為メニ頗ル損害シ、充分之レニ向ケ
テ砲撃スルコト能ハス、其發スル所ノ一弾同艦ノ大
樁ヲ貫キ、一弾水平線ヲ破レリ、然レトモ死傷ノ者
ナシ、亦該長少佐ボクサ氏ハ頻リニ鉄砲ヲ發シテ砲
台ノ発射ヲ拒キ、且コクエツト号・アーガス号及ハ
ホク号ノ艦長之ヲ援助シケレハ、無難ニ遁ル、コト
ヲ得タリ、
又ハボク号ニ命シテ琉球船五隻ヲ焼カシム、艦長大
尉フル氏悉ク之ヲ焼燼ス、

パーサス号ハ火箭ヲ以テ、鹿兒島磯浦ニ建テタル集
成館 大砲及砲彈製造所
并琉球通宝鑄製所 及其倉庫ヲ射撃シテ之ヲ焼ケリ、

同夜風力増加シタリト雖モ、艦船損害ヲ受ケス、唯
パーサス号其錨地ヲ保守スル能ハス、海上六十尋ノ
所ニ流サレタリ、翌朝ニ至テ止ムコトヲ得ス其錨ヲ
脱ス、

此日鹿兒島城下焼失スル所、西ハ島山某邸、東ハ小
坂通、北ハ川上筑後・島津出雲邸ヨリ冷水通りニ至
リ、内ノ丸坂下ニ至テ鎮火ス、浄光明寺・不斷光院・
興國寺モ皆此時焼失セリ、

英艦ヨリ發スル所ノ砲撃、午后八時ニ至テ全ク止ム、

四九四ノ一二

同三日午前雨風亦甚シ、午后ニ至テ止ム、

(十六日)

英中將ハ薩藩ノ櫻島袴腰ノ山上ニ台場ヲ築キ、此処

ニ接近セル英艦ヲ襲ハントスルヲ認メテ、艦隊ノ碇

泊所ヲ谷山沖ニ換ヘ、損艦ノ修復ヲ行フニ決セリ、

午后英国艦隊ハ前濱ヲ拔錨シ、単縦列ニテ沖小島及

櫻島ノ砲台前ヲ通過シ、鹿兒島屋形等ニ向テ砲撃セ

リ、薩兵死傷ナシ、後退テ谷山沖ニ碇泊、艦船ヲ修

理ス、

四九四ノ一三

英国兵死傷表

艦名	死亡	負傷	合計
ユリアラス	十	二十一	三十一
ピヤール		七	七
コケツト	二	四	六
アーカス		六	六
パーサー	一	九	十
レースホース		三	三

合	計	十三	五十	六十三
---	---	----	----	-----

〔表の上に貼紙〕

「此時祇園洲台場ヨリ長砲二十四ホント、司令官寺尾庄衛砲手ニ命シテ榴弾ヲ發セシム、其弾大艦ノ釣リシ小舟ニ触レ、高官ウキルモツトノ座前ニ発シ即死セシト、花倉岬ノ海中ニ水葬セリト云フ、故ニ花倉岬ヲ彼レウキルモツト岬ト称セリ、此氏ハ副将ニテ、死スルトキハ三十歳ナリ、船將ジョスリン戦死、水葬ノ海中ハ何レノ所カ詳ナラス、此氏死スル年三十七歳ト云フ、

英国戦死人員

年	年
ペアーニー 三十三	フレミン 二十三
ヒーデスエイ 二十一	ウエレン 十九
スミチ 二十三	ヤーデレイ 二十四
ヘーウキンス 十九	フィン 二十七
ベアーテイン 十七	

内一艘何号カ小根占台場前面一里許ノ処ニ止錨、夜入前ロケツト二發ヲ發シ、田間ニ打込ミ、取揚ケテ見ルニ、鉄管直径三寸余、長サ二尺五寸余、

矢木某木カ詳カナラス、長サ一丈三尺許アリ、鉄管ノ上ニ小榴弾ヲ附着シアリ、是レニハ火ヲ伝ヘス、番号〇〇ト有候也、此船七月六日夜山川港ヘ向ケ彼所ニ錨ヲ止メ、青火燈ヲカ、ゲ、夜七時過ギニ一艘ノ迎船来リテ此船ヲ牽キ去レリ、鹿兒島ニテ弾丸ニ触レテ大損ト見得、望遠鏡ニテ見レハ修覆ノ動作見得タリ、其時ハ陶章小根占台場ヘ詰居タリヌ、

四九四ノ一四

薩藩兵士死傷表

台	場	即死	重傷後死	重傷	輕傷	合計
沖小島台場	一				一	二
遊兵	二			一	二	五
合計	五	一	一	八	十五	

(十七日) 同四日

午後英艦隊鹿兒島灣ヲ抜錨シ、横濱江向ケ発航セリ、

四九四ノ一五

京師御届書中

手負死人姓名書

即死 二十四封度
楓役伍長 税所 清太風

薄手 同役 平田 甚五郎

同 小銃隊 大原新左衛門

同 二十四封度
楓役伍長 門松源之允

同 同上玉葉支配 家村孝之允

同 同上代玉葉役 櫛岡伊之介

深手 右什長 平田 九十郎

右於台場手負戰死

即死 宮原道之允

右ハ為遊兵出陣致居候処、為流玉戰死

同 前田平右衛門

同 帖佐金次郎

薄手 井上直八

右ハ於孤島台場

即死 陳川吉左衛門家米 川久保喜右衛門

右ハ於台場

薄手 蘆谷藏右衛門

同 猶崎半四郎

右ハ為遊兵出張致居候処薄手

同断摺疵蒙ル

有川善兵衛

同断

藤崎新之丞

即死 始良郡山田ノ士 山下堅之允

右山下ハ集成館及ヒ鑄錢局守衛隊、流レ玉ノ為メ

即死

深手ニテ相果 島津内記家来 西 休兵衛

以上

四九五〔江戸詰御用部屋書役ヨリ差遣候書状写〕

六月立町便同廿日到着、江戸詰御用部屋書役ヨリ

差遣候書状写

昨三日未中刻、相州浦賀沖へ漁業ノ者出張居候処、異

国船ヲ見掛、尤帆柱モ三本立南風浦賀へ走込、碇ヲ卸

シ候間、彼地ノ御奉行戸田伊豆守様人数ハ勿論、御先

手并候ハ御在困故、外ニ松平肥後侯、松平大和守様

十二歳、往々手ノ人数直様夫々手当有之由、酒井侯・保科

侯之人数モ銘々陣屋へ兵具等相揃、時宜次第人数繰出

シノ賦之由ニテ、御用番様其外様へ御届書、当御用部

屋へ参リ拜見、実説別条無御座候、此方ヨリモ竹下清

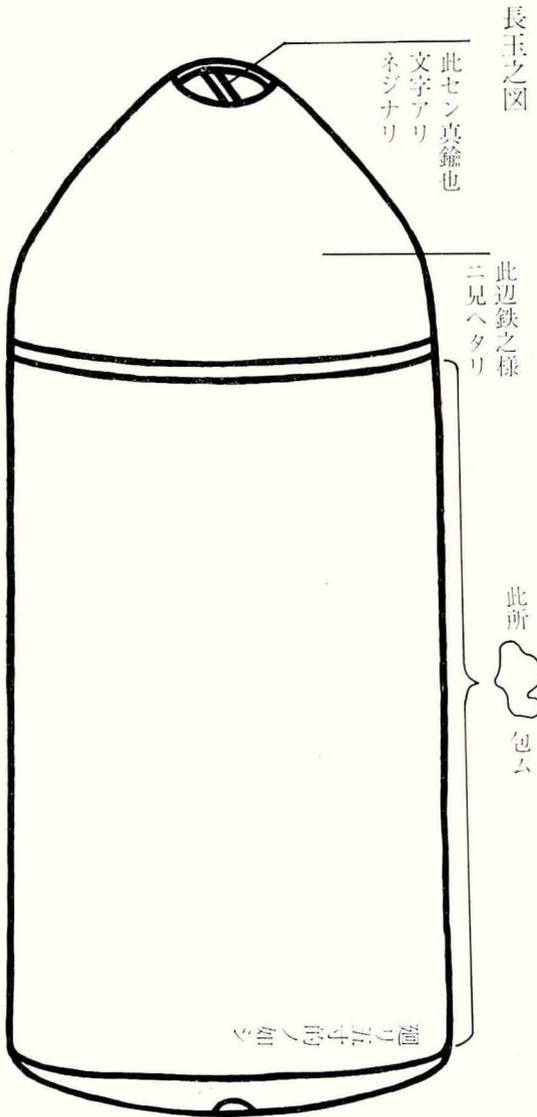
右衛門・折田與右衛門・足輕老人被召列、内密風説聞

文久3年(1863)

此外直径七八寸
位ノモノアリ

長サ一尺二寸位

此玉千眼寺溝へ沈メ
有之候ヲ写シ置也



長玉之図

此セシ真鍮也
文字アリ
ネジナリ

此辺鉄之様
二兄ヘタリ

此所

包ム

千眼寺の玉

合ニ被差越、異船見得タルトコソ申哉否哉、天下之騒
動此時ニ御座候、余書ハ略ス、
嘉永六年癸丑六月三日、浦賀入港ノ亞米利加船ハ專
巳六月四日

ラ開港等ノ為ニシテ、生麥事件ハ文久二年戌八月廿
一日英国ニ対シ、翌三年亥六月廿八日鹿兒島谷山郷
平川村沖へ侵入ス、

四九六 舊邦秘録

四九六ノ一
文久三年癸亥

戦争後数日ニシテ、長崎其他各所ヨリ贈致スル処ノ新聞紙、或ハ聞見ヲ録シタル者数種アリ、多クハ英国人或ハ支那人ノ記ニ罹レリ、其說毎紙異同アリ、殊ニ彼我死傷者ノ数又ハ砲数或ハ時刻等ノ如キハ、特ニ差違多シ、然ルニ近頃出版セル海軍雜誌ニ記載スル処ハ、英国人カ汎ク搜索シテ其実況ヲ拾録シタル者ナリト謂フト雖モ、誣誤甚タ多シ、中ニ就テ、製造家アームストロンニ報告書中、彼レ放発ノ彈丸一ツ不発ノモノナシト記セリ、是レ甚タ過リノ太甚シキ者ナリ、如何ントナレハ戦争後三四日ニシテ、各砲台其他ヨリ聚メタル実彈破裂彈片大小数百個アリ、其中ニ不爆ノ大小彈殆ント百個ニ近シ、現ニ田原陶章カ見タル者三十余个、又編者カ見タルモノ二十余个アリタリ、是ヲ以テモ新聞紙ニ記スル処悉ク信ヲ措クヘカラサル証左トス、故ニ戦況ノ一般信シ難キ知ルベキナリ、茲ヲ以テ各紙ヲ掲載シテ参考ニ供ス、宜シク我カ記スル処ト比較シ、其実況勝敗何レニアリヤヲ弁識スベシ、

四九六ノ一
此番号ハ数種アルカ故、便宜
第一号ヲ要シテ附記ス、以下皆同ノ

英国人戦争ノ事実報告等左ノ如シ、

英国船鹿兒島ニ到リシハ日本六月廿七日ニテ、戦争ニ及ヒタル前二日程同港ニ碇泊シタリ、薩州ノ藩士モ参リ、事穩ニ済スベキ談判モ有之、然ル処二日ノ昼時、薩州ヨリ不意ニ打懸タル由、英国軍艦ハ明ル日^{七月}鹿兒島ヲ退ヒテ横濱へ帰港ノ由、此ノ新聞報告ハ上海ヨリ薩州沖ヲ通行ノ英船ヨリ申來レリ、又上海新聞紙ニ左ノ如ク記シタリ、

コロネル・ニール認メ遣シタリ^{英軍艦ニ乗込タル公使ナリ}鹿兒島へ到リシコロネル・ニール内密ノ書翰ニ、鹿兒島一件ノ模様ヲ左ニ記セリ、医師レンニー懇切ニ我等ニ告知ニ及ヘリ

海軍隊伍ノ鹿兒島へ乗り入りシ時、数多ノ小舟ニ大小刀ヲ帶シタル士官乗組相越シタリ、其時当方ニ於テハ貌利太尼亞政府ニ於テ決議ニ及ヒタル希望ノ書ヲ送り、二十四時^{日本十時}ヲ過キスシテ返翰ヲ受取ランコトヲ欲ス、然ルニ太守ハ里数六十里^{日本三十里、異本二十里ト記ス}隔タリシ場所へ相越シ居レハ、右時間ノ内ニ返答ヲ得難シ、其時水師提督今六時間^{日本三時}ヲ加ヘタリ、返翰ハ水師提督及ヒ官吏上陸シテ^{編者曰}客屋ニ於テ談判セ^{客屋ニ於テ談判セ}受取ルヘシト云ヘリ、

然レトモ我等ハ決シテ船中ヲ離ル、コトヲ許サスト答ヘタリ、

薩摩政府ヨリ長サ十五フキート日本曲尺一尺五寸返翰到来セリ、

披見スルニ、肝要ナル个条ハ唯纒ニシテ、余ハ無益ナ

ル事ノミヲ記シタリ、我カ希望達セサルカ故、即時ニ

敵勢ヲ顕シ、薩摩ノ蒸氣船則チチヨーチキリニ船号

エンケラント船号・コンデスト船号蔵伏シアル所ノ海隅ヨ

リウキツト船号・レースボール船号・アルキユス船号三船ヲ以

テ挽キ出シタリ、最初ハ平穩ナリト雖モ、凡ソ三時半

時日本一半時半ヲ経テユライス船ニ向テ敵シク大砲ヲ以テ攻メ打

チシニ依テ、船々碇ヲ卷キ、右挽キ出シタル船々ヲ放

火スヘキ様ニ命令ヲ下シ、軍艦隊ハ一線ニ並ヒ接戦シ、

ユライリス此艦ニ水師提督乗組タリ先立セシニ、僅二十分時ノ間ニ実

空彈ノ落ルコト、敵ノ降ルニ彷彿タリ、其彈ノ為メニ

船將チオスレイン人名及ヒ指揮役ウキルモツト人名即死セ

リ、空彈ノ船ノ甲板上ニ於テ破裂シ、其為メニ死亡・

手負ノ水夫都合二十五人ヲ算フ、幸ニシテコロネルニ

ール及ヒ同伴セシ者ハ、危難ヲ免レタリ、

味方ニ於テハ鹿兒島市中ヲ放火シ、製造場ヲ焼キ崩シ、

三艘ノ蒸氣船ハ焼捨テ、鹿兒島港ニ碇泊シタル小軍艦

編者案スルニ、小軍艦ハ碇泊場ニ碇泊シタル船等ヲ云フ

士官及ヒ水夫ノ手負・死亡五十三人ニ及ヒタリ、敵方

ノ八十備編者考フルニ、八十備トハ十ノ砲台ニ向テ接戦ノ後、一ヶ所ノ砲台ヲ総ヘ云フ

元ノ碇泊場編者考フルニ、元ノ碇泊場ニ赴ント欲セシニ、暴風トハ椏島中ヲ云フナラシ

雨烈シク其儀叶ハス、然リト雖モ船々ハ損セス、

豊後沖ニ於テ第十八日付ヲ以テ、ユライリユス船

ヨリ此書翰ヲ送り、海軍隊一同凡ソ七日日前ニ横濱へ再

来セリ、

此書横文ナリシヲ、長崎ニ於テ翻訳シタル者ナリト云フ、戦争

後十余日許ニシテ鹿兒島ニ流布シタリ、又続ヒテ左ノ新聞紙長

崎ヨリ送致セリ、

四九六ノ三 第二号

紀元一千八百六十三年第八月二十一日横濱増新聞、七

月八日七月四日鹿兒島退帆後五日ニシテ出セリニ英国軍艦コロモラント名書状

ヲ以テ当港横濱ヲ云ニ只今着シタリ、右船々鹿兒島へアリ

シ英国軍艦ニ逢ヒ、次ノ日左ノ新聞紙ヲ持来レリ、去

ル土曜日七月二日第十二時昼時、軍艦鹿兒島ノ湊ニ碇泊シ

アリテ、大風吹キタリ、其時日本人ヨリ不意ニ発砲セ

リ、不幸ニシテ次ニ記ス人々射殺サレタリ、

カピタン船シヨスリング

士将ウキルモツト

右ノ兩人一ノ彈丸ニテ打殺サレタリ、此外ニ手負・死人六十人、船モ多少損傷ス、英船当港横へ帰来ルハ近日ニアリ、

書中文ヲ巨細ニ記スコトヲ得ス、其大略ヲ載ス、当十五日七月第十二時台場ヨリ不意ニ打ち出セリ、水師提督直ニ合図ヲ為シテ、日本船三艘ヲ編者曰、汽船天祐、自鳳、燒、捨タリ、船号エンゲラント・シルシオルシイレイ又コンデスト、横濱又ハ長崎ニ於テ買入レタル薩州ノ蒸気船ナリ、

右三艘ノ蒸気船、其朝ニナリテ、軍艦ノ傍ニ碇泊セリ重富海ヨリ引出、彼カ碇泊、台場ヨリ打掛ケタルヲ以テ、軍艦場小池村中ヲ云フナラン、ハ碇ヲ上ケ、台場ヨリ五百ヤールド一ヤールドハ日本、曲尺三尺三寸余・六百ヤールド余ヲ離レ、一列ニ連ネテ台場ヨリ射ルコト甚々強ク、殊ニ大筒ニシテ、其内六十斤・七十斤ニ至ル、又八十インチ量ノ破裂丸、又三十二封度ヨリ二十四封度ニ至ルノ実丸ナリ、カヒタン并ニコンマンドルハ午後第二時五分五秒ノ頃、甲板ノ楼上甲板上ノ高所ニテ彈丸ノ為メニ死ス、又一千インチ編者曰、一千インチトハ誤ナラン、亂スヘシノ破裂丸甲板

ノ中央ニテ破裂シ、水夫七人即死シ、手負ノ者水夫五人、ロイデナンドナヨール一人ナリ、

手負死人目録

ユリアラス船名、即ち提督船ナリ

死人十人

手負二十一人、内一人死ス

ピヤール同号

死人七人、内士官一人

パース号

手負三人

コケツト号

死人一人

手負六人、内一人ロイテナント

アーカス号

死人一人

手負二人、内一人死

リースボース号

手負二人

ワアツク号

手負・死人ナシ

合死人二十一人

合手負三十三人

合計死傷五十四人

四九六ノ四
第三号

第三新聞紙左ノ如シ、同シク長崎ヨリ送致、

薩州鹿兒島接戦ノ新聞一千八百六十三年第八月廿二

日日本文久三年日本神奈河出版横字新聞紙翻譯

一ブリダニヤ飛檄船コルモレンド号、第六月廿六日日本六月廿一日

日付ケノ本国英ヨリノ檄書ヲ齎シ、本月十三日日本六月十三日

海ヨリ当港横濱ヘ航海セシニ、冲中ニ於テ同月二十八日

日本七鹿兒島港ヲ退キタル軍艦ト接遇シ、其詳説ヲ得テ

諸人ヘ聞知ニ及ヘリ、

一接戦ヲナシタルアルキユース号船号・ウ、ラツク上号同号ノ

両艦ハ、今朝当港横濱ヘ入津シ、猶船将ノ入港ヲ待チテ

勝敗ノ始終ヲ了解セント欲セシニ、詳説ノ事実頗ル信

スルニ足レル説ナルカ故、茲ニ記載ス、

図面ノ中海岸砲台装置ノ砲数左ノ如シ、

第一砲台編者圖ニ依テ考フルニ

三十二封度砲八挺

同曰砲二挺

第一砲台ト第二砲台トノ間ノ地ニ、野戦砲八挺ヲ備

ヘタリ編者考フルニ、州崎塩浜ノ海岸、

第二砲台編者圖ニ依テ考フルニ

三十二封度砲三挺

同曰砲二挺

第三砲台編者圖ニ依テ考フルニ、

大砲数詳ナラス

曰砲三挺

第四砲台

不詳

第五砲台

口径八インチ砲二挺

三十二封度砲九挺

野戦砲三挺

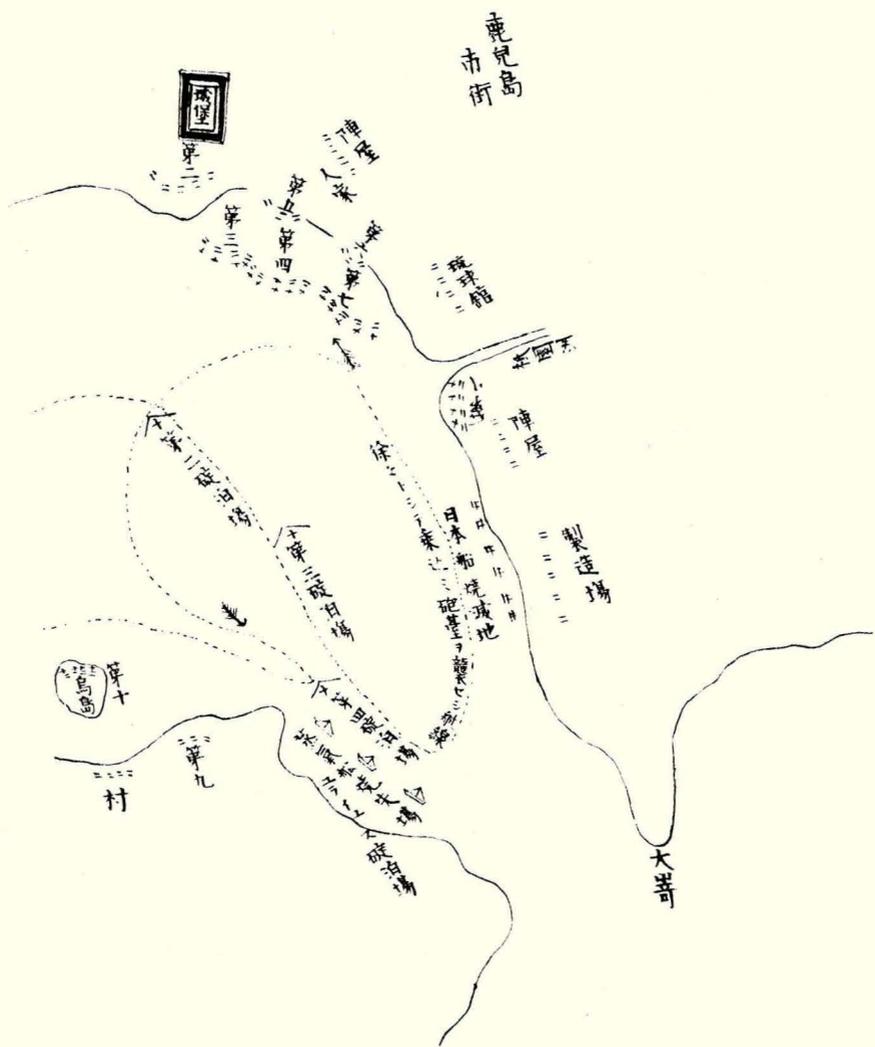
第六砲台

十八封度砲三挺

第七砲台編者圖ニ依テ考フルニ

口径百二十インチ砲二挺

三十封度砲五挺



文久3年(1863)



圖中地名等、編者カ地形ヲ考ヘ
 附記シタル者ナリ原圖ハ第一二
 等、号ト航線、ミ記シタリ

野戰砲二挺

第八砲台編者曰ニ依テ考フルニ、
祇園砲台ナラン

口径十八インチ砲二挺

三十二封度砲二挺

十八封度砲二挺

野戰砲一挺

白砲一挺

第九砲台編者曰ニ依テ考フルニ、
檜山・袴腰砲台ナラン、

十八封度砲四挺

第十砲台編者曰ニ依テ考フルニ、
桜島砲台ナラン

十八封度砲三挺

第十一砲台編者曰ニ依テ考フルニ、
核島赤水村洗出砲台ナラン

口径八インチ砲三挺

三十二封度砲四挺

第十二砲台編者曰ニ依テ考フルニ、
沖ノ小島砲台ナラン、

三十二封度砲五挺

合計砲数七十挺編者曰、砲数誤アリ、
逸見シ記シタル故ナラン

一我力軍艦ノ一隊ハ、將船ユリイリユーストモ又旗艦提督ク

ブル此艦ニ乗組タリ、此船ハ大砲四十六門、ピイル、

号二十一門、アルギユス号六門、ペルシユス号十七

門、コクウイツト号四門、レースホース号四門ヘウキ

ツク号三門ヲ備ヘタリ編者曰、砲数毎紙異ナリ、海、
軍雜誌ニ記ス処離タルカ如シ、此一艦

隊第八月六日日本六月二十二日当港横ヲ開帆シ土曜、
日本六月二十七日

午後鹿兒島港ヘ乗リ入りタリ、此港ハ鹿兒島
港ヲ云フ周リ魏々ト

シテ恰モ画ケルガ如キ絶景ニシテ、要害モ要害トハ砲台
等ヲ設ク云フ又

堅固ナリ、我力軍艦隊ハ鹿兒島市街ヨリ距離ヲ隔テ、

錨ヲ投シ編者案スルニ、谷山郷平川、
村七ツ島沖ヲ云フナラン、遙ニ眺望スルニ其市街ハ

広闊ニシテ、製造所及ヒ倉庫等夥ク、十八万ノ人口居

住スト云フ、同十二月十八日六月十八日我力全艦隊ハ市街ノ真向下
仲ヲ云

ノ処ニ進ンテ碇泊セリ編者案スルニ、
図ニ記ス、水底二十尋
処ノ第二碇泊場ナラン

ノ処ニシテ、砲台ヲ隔ルコト凡一千二百ヤールト日本ノ
凡六百

間内外、第一砲台ヨリ第二砲台マテ編者考フルニ、
砂場場ヨリ
凡六百

其距離三里日本町数ニシテ凡
二十八町計間許也、朝六時日本ノ朝薩州ノ高士官数

人編者曰、伊地知榮之丞
伊地知正治等ナリ、將船旗艦ユリアラス
号ヲ云フナラン入り来リ曰ク、即今

君公ハ鹿兒島ヨリ二十余里日本
里数モ隔リタル霧島ト云処

ニ在ル旨ヲ告知セリ、味方ヨリ英艦
ヲ云フ希望ノ事件ヲ記載

セシ書翰ヲ此ノ士官等ニ附与シ、而シテ二十四時間内

ニ日本ノ
二十時午後士官返翰ヲ持參セリ、引キ続テ使者来リテ

曰ク、此返翰中ニ添削スヘキ処アレハ、今一応清書ノ

上、時刻ヲ移サス返答ニ及フベシト、士官一同退去セ

リ、同夜九時日本ノ四半時頃頃ニ至テモ返輪到来セス、稍時刻ヲ経テ事件ニ関係セサル事ノミヲ記載シタル返輪ヲ入掌セリ、次日十四日日本七月朔日九時頃、此返輪受納ノ請書ヲ得シカ為メ、士官兩名將艦へ來リ告述スルニハ、外國人ヲ切害セシ一條ハ薩州ニ於テ議論ニ及ヒ難シ、大君殿下和親王ヲ政府ニ向テ談決スベキ旨、京都ニ於テ一橋公并兩閣老ヨリ嚴達アリタルカ故、此事件ニ就テハ江戸ヨリ告達ナキカ故、既ニ談判治定ノ事ト信用セシニ、何故此度軍艦ヲ薩州へ出張セシヤ了解セス、剩へブリダニア國ノ希望ニ就テ、日本ノ国法ニ基ケハ、薩摩一己ニテ談決シ、可否ノ沙汰ニ及ヒ難シト説明シ、唯ニ偽詐ヲ設ケ、事ヲ遁レントスルノ所置ナルカ故、平穩ノ計策ヲ廢セラレ、今ハコロネルニール公使其職掌ヲ投棄シ、万事提督ニテ掌握セリ、同日午後軍艦ノ全隊ハ敵對ノ色ヲ顯シテ、第一砲台ヨリ第二砲台ノ目的ヲ避ケ編者圖ニ依テ考フルニ、第一砲台トハ妙ヶ揚場、第二砲台トハ大門口ヲ云フナラン、窄海ノ央ニ備へたり、兩岸ノ距離ハ一千七百ヤード編者圖ニ依テ考フルニ、兩岸トノ距離ハ鹿兒島海岸、松島トノ距離ハ凡ソ八丁余、同十五日日本七月二日朝將船ユリアラス船及ヒピール船未タ砲台ヲ避ケスト雖モ、ピール船・コクエツト船・アーカス船・パホツク船・レスボース船ノ五

艘ハ海隅ニ進ミ編者考フルニ、海隅トハ重富海ヲ云フナラン、碇泊シタル三艘ノ蒸氣船ヲ質トシテ引キ出セリ、此蒸氣船ハ即チエンゲラ天祐是ハ一千八百六十一年文久元年中樞洋銀十二万枚、シルシヨルギー青鷹丸 樞洋銀四万枚、コンデスト白鳳丸 樞洋銀八万五千枚ニテ、昨年第五月文久二年薩州ニ買入レタル船々ナリ、此ノ碇泊場ハ図面ニ記セスト雖モ、ウオルモツト指揮官ノ名水葬所ノ後手ニ藏伏セシメたり、此朝瀟々トシテ海水山谷ニ溢レ、颶風飄然トシテ逆浪漲リシニ、十時頃日本九時頃味方ノ船々、辛フシテ日本蒸氣船ヲ引ヒテ退キたり、十二時日本九時頃味方ノ水主午食ヲ吃セシ時、將船ユリアラス船ニ向ヒ、陸手ノ砲台及ヒピール船ヘ向ヒシ島手松島ヲ云フナランノ砲台ヨリ砲声聞ヘシ故、我カ全隊モ錨ヲ巻キ、一線ニ列ヲナシテ挑戰ノ形勢ヲ為セリ、此時味方ヨリ引キ出セシ日本蒸氣船ハ灰燼ト變シたり、其乗ル処ノ水主等ハ上陸セシメタリシニ、旧年歐羅巴へ趣キシシ日本使節官支配下ニアリシト覚ヘタル高士官編者考フルニ、松本、後共ニ味方ノ友厚ト唱フ、今一人ノ士官ト五代才助、後共ニ味方ノ將船へ來リテ乗船セリ、ピール船ハ其船ノ敵對シタル砲台ニ向テ砲発、衆ニ勝レテ敵ノ砲台ヲ打ち崩シたり、此砲台ハ難ラスシテ陥ルヘシト見ヘシカ故、船ヲ転シ

テ剛勢ナル陸手ノ砲台ト砲戦シタリ、此時ニ当テ味方ノ全隊ハ、敵ノ砲台十ヶ所ト、其距離四百ヤールド日本ノ凡ニヨリ八百ヤールド日本ノマテニシテ、大ニ鬪戦シ、將船ハ二百ヤールド日本ノ近キニ進ンテ、北方ノ第八ノ台場低園ニ対シテ争戦ヲ始メ、適宜ノ航海凶面中点微シタル筋ヲ伝ヒ、徐々トシテ砲台第一砲台砂揚ニ向ヒテ進ミタリ、此時間中ハ暴風烈シク、黄昏ノ頃味方ノ空丸破裂ニ市街ヲ放火シ、砲台五ヶ所ヲ撃鎮メ、全隊一同元ノ碇泊場ニ退キタリ、レースポールス船ハ第八砲台低園前面二百ヤールド日本ノ近キニ進ミタリシカ、水底浅クシテ過リテ乘リ据ヘシ故、ブリダニヤノ汚名ヲ残サシト、カヲ竭シテ此ノ砲台ヲ撃チ鎮メ、他ノ砲台ヨリ放発スト雖モ、アルカス船ノ援兵ヲ得テ、凡ソ一時日本ノ経テ漸ク虎口ヲ脱シタリ、此日味方ノ敗死ハ合テ十一人、手負三十九人ナリ、船將シヨスリシ此一戦ニ打死シ、味方ノ將船ユリアラス船ニ向ヒシ陸手ノ砲台、及ヒピヤール船ニ向ヒシ島手鳥子ノ砲台ハ拳テ悲惜セリ、此人常ニ温和ニシテ衆人尊敬ス、戰場ニ向フ時ハ鉄壁モ徹スノ勇猛アリテ、味方ヲ励マシ、進退ノ駆引モ亦希代ナリ、指揮役ウキルモツトハ

此船將ト共ニ本船ノ棧上ニ在テ、接戦ノ半ハニ敵弾來リテ端船ヲ打貫キ、立ち処ニ兩人ヲ撃斃セリ、此時提督モ一同棧上ニアリシカ、幸ニシテ此砲彈ヲ脱ケタリ、此夜九時頃日本市街ノ一方編者考フルニ、集ニ燐光起リテ煌々タリ、翌日曜日日本ニハ晴天ナルカ故、十一時日本四時將船ノ投錨シタル海隅ニ於テ、士官二人・水主七人ノ死骸ヲ水葬セント、其委任ヲ下セリ、此事畢リテ味方ハ全隊ヲ纏メテ、戦対シタル島手砲台編者考フルニ、ニテ敵地ヲ破裂セシコト广大ニシテ、市街中ニアル城堡編者考フルニ争製造所・武器庫編者考フルニ、集成館其ノ倉庫焼失セシコト疑アルヘカラス、砲台モ亦悉ク破壊シ、前日交對セシ砲台モ、次日味方ノ船々退キシ時二ハ一ヶ所モ放發セス編者曰、一ヶ所モ放發セストハ大ニ誤マレリ、此時砂揚合ハ額ニ放發ノタリ、中ニモ沖ノ小島ハ二日ノ戦ハ距離遠キカ故、一弾モ發セス、本月初メテ砲戦シタリ、記ス処其タ謠言ナリ 焼亡シタル三艘ノ蒸氣船ハ、其価洋銀二十四万五千枚ニシテ、亦日本ノ大船焼亡セリ編者曰、琉球船ノ小、敵砲ハ十三インチ及ハインチニシテ、百五十ポンド砲四挺、八十ポンド砲十挺、其ノ余ハ三十二ポンド、前文ニ示シタルカ如ク、味方ノ全隊二百ヤールド日本ノ近キニ進入シテ砲

戦セシニ、不思議ニモ味方ノ損害少ク、尤モ将船ニハ
若干ノ破損アレトモ、多分ハ端舟及ヒ綱具ノミナリ、
船々ノ死傷左ノ如シ、

ユライユース船

死亡十人

手負二十一人

ピヤール船

死亡七人

アルキユース船

手負六人

コクエツト船

死亡貳人

手負四人

レスポールス船

手負三人

ペルシユース船

死亡一人

手負九人

合死亡二十人

合手負四十三人

合計死傷人六十三人

右横文字新聞紙和解ニ御座候、

七月十三日

稲部禎次郎
岩瀬彌四郎

此ノ和解者稲部・岩瀬ノ二人ハ長崎ノ者ニシテ、從來
外国通弁者ナリ、左ノ新聞紙モ前号ニ尋テ、横濱ニ於
テ外国人ガ出シタル者ナリトテ、長崎ヨリ送致シタリ、

四九六ノ五
第四号

横濱ニ於テ英人鹿兒島戦争ノ始末ヲ、横字新聞一千

八百六十三年第八月二十二日日本七月九日

此度英国軍艦ノ珍シキ所為ハ、下ニ記載セルカ如クニ
シテ、其軍艦ハ近海ニ到着シタル便ヲ得タル時ニハ、
マルエ新聞紙社ノ名ク之ヲ出版セントテ、夫々用意シアリタリ、
然ルニ今朝右軍艦当港ニ来着セルヲ以テ、暫時其出版
ヲ見合セ、予等ニ説ク処ヲ聞ヒテ、取極メント決定セ
リ、是迄予等ハ十分ニ格別ナル事件ヲ毎ニ待兼居タリ
シニ、今漸クニ逐一ノ説ヲ聞キ、真ノ報告ヲ知ルコト
ヲ得タリ、

然レトモ此ニモ猶少シク疑フヘキ処モアレハ、兩三日

中ニハ尚亦委シク説話ヲ得テ、信実ニ読者ニ示サント期スルナリ、

茲ニ此数号ヲ加ヘタル絵圖ニ就テ説キ示サンニ、鹿兒島ノ凶編者曰、此地圖ハ後卷海軍雜誌ノ者ニ同シ、故ニ略スハ、籠略ナリト雖モ、日本地圖

ヨリ写シ出シタル者ニシテ、十分正実ナル事疑ナシ、

薩摩及ヒ近傍ノ大隅諸州ヲ写シタル凶ハ、其國ノ産物

ヲ前知センガ為メニ、諸書ヲ考察セル人ヨリ懇ニ予等

ニ与ヘラレタル者ナリ、而シテ其第三ノ凶ハイユリヤ

ルス船ノ或ル兩人ヨリ得タル者ニシテ、之レヲ其提督

ノ地圖ト比較參訂スルニ甚タ精密ニシテ、決シテ誤謬

アルコトナシ、爰ニ絵圖ニ顯セル砲台ノ表目ヲ挙ルコ

ト左ノ如シ、

第一号

三十二斤砲八挺

白砲三挺

第一号ト第二号トノ間ニハ、野戰砲八挺ヲ備ヘ

タリ備場前号ニ記ス

第二号

三十二斤砲三挺

白砲二挺

第三号

白砲三挺

第四号

不詳

第五号

八インチ砲二挺

三十二斤砲九挺

野戰砲三挺

第六号

十八斤砲三挺

第七号

十インチ砲二挺

三十二斤砲五挺

野戰砲二挺

第八号

十インチ砲一挺

三十二斤砲五挺

十八斤砲一挺

第九号

野戰砲一挺

十八斤砲四挺

第十号

十八斤砲三挺

第十一号

八インチ砲式挺

三十二斤砲四挺

第十二号

三十二斤砲十五挺

合計砲数八十一挺

但発砲セサルモノハ三筒ノミ

金曜日ノ朝出版セル前日ニシテ
日本七月八日ナリ英国ノ急使船コルモレン、此

ノコルモレン船ハ当月十八日鹿兒島海ヲ通行セシ折、

英国軍艦ニ出逢ヒタルヲ以テ、其説ニ由リ手短ナル別

段ノ新聞ヲ著スコトヲ得タリ、○アルキユース船并ニ

ハホツク船ハ薩摩ニ於テ戦争ノ後、今朝当港横ニ来着

セリ、予等提督船ノ到着ヲ毎時待受ケタリ、是ハ読者

ニ公然タル事件ヲ告知センコトヲ願フヲ以テナリ、然

レトモ未タ其折ヲ得ス、奇事珍説ハ流布シ易ク、因テ

次ノ事件モ公ニアラサレトモ、実説ナルヲ以テ之ヲ爰

ニ記セリ、鹿兒島ニ赴キタル軍艦ノ内提督コープル、

イユルヤリユス船大砲四十四挺、ペール船八二十一挺、

アルキユース船ハ六挺、ベルシユース船ハ十七挺、コ

クエツト船ハ四挺、レースポールス船ハ四挺、バポー

ク船ハ二挺、合セテ砲数九十五挺編者曰、第三号ニ記ス、当
月六日日本六月当港横ヲ出帆シ、十一日日本六月鹿兒島港ニ
着船シタリ、此鹿兒島港ハオルホルン名人及ヒ其他ノ人
委シク記載シタルカ如ク、其周囲広闊ニシテ其形状画
キタルカ如ク、其要害モナルヲ云フ

サル者ニ似タリ、○軍艦ハ鹿兒島ヲ遠ク離レテ碇泊セ

リ編者曰、谷山平川村ノ海、
七ツ島洋ヲ云フナラン、此市街ハ住民十八万アリト云へ

リ、其製作所・倉庫等編者考ルニ、集成館鑄
錢局等ヲ云フナランニ於テハ、尤モ盛

大驚クヘキ造宮ナリ、十二日日本六月
二十八日軍艦ハ其碇泊場ヲ

離レ市街ニ向ヒ、諸台場ヨリ凡一千二百ヤールドノ所

ニ諸船ヲ移セリ、此処ハ水ノ深サ三十尋アリ、絵図面

ニ第一ト記セルヲ以テ知ルヘシ、此台場ハ市街ノ正面

ニ并列シ、其広サ南際ヨリ北際ニ至ルマテ編者考ルニ、
五フナラン凡ソ二里ニシテ凡一里許リ許アリ、其南際ハ州
州絶合迄凡ソ二里

第一ト記シ、北際ハ第八ト記セリ、○朝六時日本朝五
時頃薩

摩ノ上等士官数輩提督船ニ来リケルカ、其振舞衆人見

察スルニ、執行所執行所トハ庶接
所ヲ云フナランノ礼義作法トハ大ニ異リ

コクエツト船・アルキユース船・パボツク船及ヒレー
 スホールス船ハ港内ニ進ミ、又近傍ニ碇泊セル薩摩ノ
 蒸氣船三艘ヲ質トシテ取押ヘタリ 編者曰、質トハ妻子養育金要
 求容易ニ背セサルカ故、蒸氣
 船三艘ヲ取押ヘ、質
 トセントセシ者ナリ
 千八百六十一年十二月ヲ以テ薩摩ニ買入レ、今一艘
 ハコンデストト云ヒ、昨年第五月 文久二
 年八月八万五千元ニテ
 買入レ、今一艘ハジヨルシゲレート云ヘルモノ四萬元
 ヲ以テ買求メタリ、此三艘碇泊ノ場所ハ凶面ニ載セサ
 レトモ、ウキルモツト岬 編者考ルニ、ウキルモツト指揮官ナリ、此
 ヲ水葬セシ所ナルカ故、地名シタルモノ
 ナラノ後ニ繋リタルヲ知ルヘシ、

此日ハ早朝ヨリ大風ナリシカ、其勢次第ニ烈シク激浪
 ヲ起シ、剩ヘ暴雨降りテ港内畏シキ有様ナリ、十時 日
 本
朝四
 時ニ到リテハ、上文ニ載セタル英船モ共ニ其列ヲ変
 シタリ、十二時 日本ノ九
 時頃ニ船中ノ諸人悉ク午食ニ就キ、
 何ノ備モノナカリシニ、突然陸地ノ台場ヨリイユルヤ
 リユス船ニ大砲ヲ打懸ケ、島ノ 編者曰、桜島
 ヲ云フナラン台場ヨリモペ
 ルシユス船ニ打懸ケタリ、是ニ於テ兼テ質ニ取りタル
 蒸氣船三隻ヲ焼キ打セリ、尤モ乗組ノ者ハ其以前ニ陸
 ニ送り返セリ、蓋シ上等ノ士二人 松本安右衛門
 五代才助此内一人ハ
 以前歐羅巴使節ニ属従セル人 木松ニシテ、自身等ノ願ニ

抛リテ 乗組人員ト同シク上陸ヲ促シタリト雖モ、一人英
 語ニ通シタルカ故、哀ヲ乞フテ旗艦ニ乗移レリ提督ノ船ニ乗
 リ、今其船中ニ在リ、頓テ諸船悉ク錨ヲ上ケ戦隊ヲ布
 キ、ペルシユース船ニテ戦ヲ始メ、敵ノ放発ニ応シテ
 軍法ヲ乱サス、一々之レヲ打チ鎮メ、敵合近クナリシ
 カハ又他方ヘ乗移シ、台場ニ向テ戦備ヲ整ヘタリ、敵
 ノ台場十一ヶ所ヘハ諸船各四百ヤールド 日本ノ三丁
 二十間許ヨリ
 八百ヤールト 日本ノ六丁
 四十間許ノ距離ヲ測リテ備ヘ、イユリヤ
 リユス船ハ特リ二百ヤールドノ距離ニアリテ、極北第
 八番 低國
 砲台ノ台場ヨリ戦ヲ開キ、凶中点線ヲ以テ示スカ
 如ク徐々ニ転行シテ、第一番 砲台
 砲台計出セル台場ニ及ベ
 リ、其中線間断ナク殊ニ劇シク撃チ合ヒタリ、夜入り
 テ我カ軍艦ヨリ破裂丸ヲ以テ市街諸部ヘ打掛ケシニ、
 其三堡 編者曰、三堡トハ低國新波戸
 弁天ノ三砲台ヲ云フナランハ已ニ放発ヲ止 編者曰、砲台放発
 引退キタリ
 ス、英船卓クメタリ、是ニ於テ諸船ハ各碇泊場ヘ引取りシ
 カ、特リレースポールス船ハ第八番 低國
 砲台ヨリ二百ヤール
 ド 日本一丁
 四十間内ニ備ヘテ、台場ノ力竭キ放発ヲ止ルマテ
 之ヲ攻メ、真ノ英国ノ軍法ヲ以テ功績ヲ顕セリ、此時
 之レヲ抜カシメントアルキユース船ヲ繰出シケレハ、
 他ノ一 新波戸・弁天波戸
 砂揚場等ヲ總テ云フ台場ヨリ放発セル彈丸ノ中間
 ニ在テ戦フコト凡ソ二時 日本ノ
 一時許、其後遂ニ其功ヲ果シ

タリ編者曰、其功ヲ果シタル何、レニアリヤ、詎ルモ又蓋シ、

此日ハ土曜日ニテ終ニ暴風雨ナリシカ、此時我カ損失ハ死スル者十一人、疵ツク者三十九人ナリ、其死シタル者ノ中ニ諸人ノ悲嘆セルハ、提督船ノ甲比丹ジョスリンナリ、此人平生ハ殊ニ温和ナレトモ胆略アリテ、一旦獅子ノ怒ヲナストキハ、其勇猛比類ナク、真ニ英國將士ノ亀鑑ニシテ、諸人之ヲ尊敬セサルハナシ、指揮官エトワルドウキルモツトモ同シク勇猛ナル士ナリシカ、ジョスリント共ニ一彈丸ノ為メニ死シタリ、此兩人ハ戦争ノ中間三時三十分ナリ提督船ノ甲板ニ立チタリシカ、彈丸端舟ヲ貫キ来リテ、立所ニ兩人ヲ打殺セリ、提督ハ上官ト共ニ甲板ノ狭キ方ニ在リシカ、右甲比丹ノ撃レシ時、不思議ニ其彈丸ノ難ヲ免レタリ、第九時日本ノ夜五時半時頃ニハ市街ノ方ニ火焰熾ナリ、翌十六日日本七時天気快晴、十一時日本朝四時半時頃ニ兩將ト水夫七人ノ死骸ヲ取り納メシメ編者考フルニ、水葬ヲ云フナラン、葬場ハ松島小池村ノ沖ナリト云フ、軍艦ハ発放セシ島ノ砲台ニ近寄りテ出帆セリ編者曰、発砲セシ島トハ松島島萬仲小島ヲ云フナラン、英國軍艦ノ敵方ヲ破リタル働キハ、驚クヘキ有様ナリ、宮殿・製造所・機械所編者考フルニ、宮殿ハ争光明寺、製造所トハ集成館鐘錶等ヲ云フナラン及ヒ倉庫ヲ始メトシテ、全市中悉ク破碎セシハ疑フヘカヲ

ス編者曰、全市街焼タルニ非ラス、凡鹿兒島、市街十分ノ一焼ケタリ、許ニ前整ニ記セリ、亦諸砲台モ甚タ損潰セリ、

初日日本七日ニハ此台場ヨリ戦争ヲ仕掛ケタレトモ、第二

日目日本七日ニ軍艦此前ヲ通行セシ時ハ、一ヶ所ノ台場ヨ

リモ一彈丸ヲモ放発セサリシヲ以テ、各砲台ヲ破壊シ

タルノ証トス編者曰、鹿兒島三ヶ所ノ砲台ハ放発セス、陸兵ヲ各所ニ伏セ

場及ヒ松島ニ在ル二ヶ所ノ砲台及ヒ島島・中ノ、短兵ヲ以テ撃センノ計策ナリキ、大門口・砂揚

燒打シタル薩摩ノ蒸氣船三艘ハ其価二十四万五千元ニ

シテ、其中半分余ハ皆払ニ至ラス、近頃ニ払濟ニ及ヒ

シモノナリ、日本製ノ船モ數多損破セリ編者曰、琉球船大小

五艘ナリ、其他大風ノ為、日本人ハ戦争ノ間久シク大砲ヲ能

ク取扱ヒタリ放発ヲ能クセリ、然レトモ我カ船敵方ニ甚タ

接近シタル時ハ、稍退キタル様子ナリ、

日本人ヨリ放ツ彈丸ハ十三インチ日本曲尺一尺〇四分、〇編者考フルニ、是則チ五十斤白砲

ナラ、及ヒ八インチ日本曲尺六寸四分、是ノボム彈ニシテ、大砲

四挺ハ百五十斤、十挺ハ八十斤、其他ハ三十六斤・三

十斤等ナリ、戦争ノ様子ヲ委細ニ弁解スルコトヲ得ス

ト雖モ、予等已ニ我カ大砲ノ能ク働キシハ、驚ヘキ勇

猛ヲ顯シタル事ヲ聞キタリ、

予等前ニ云ヘルカ如ク、我カ軍艦敵方ト相離レタル僅

ニ二百ヤールド日本ノ一丁四十間許ノミナルコト間々アリテ、甚
タ接近シ放発シタルコトヲ考フレハ、我カ船ノ受ケタ
ル損失ノ稀ナルハ驚クヘシ、斯ク接近セルニ由リテ、
イユリヤリユス船ハ最モ多分ノ損傷ヲ得タリ、且此船
ノ端舟及ヒ綱具ノ損失ハ甚タシ、損失ノ表左ノ如シ、
イユルリヤリユス船

死者十人

傷者二十二人

ペールス船

傷者七人

アルキユース船

傷者六人

コクエツト船

死者二人

傷者四人

レースホルス船

傷者三人

ペルシユース船

死者一人

傷者九人

合計死者十三人

合計傷者五十一人

死傷総計六十四人

コノネルニール及ヒ其従者ヲ慰勸ニ招待センカ為メ、
海岸ニ設ケタル場所編者曰、旗艦長及ヒ其他各艦長等ニ上陸ヲ促シタ
ルヲ云フナラン乎、其設タルハ御審屋内客屋ナリ

ニ於テ応接ノ時ニ臨ンテ、彼ノ従者ト共ニ謀ルヘキノ
困難ナル要務ヲ託セラレタリ、然ルニ予等之レヲ爰ニ

記スヲ略ス、此後如何ナル事ヲ以テ、此ノ暴逆ナル諸
侯薩州侯
ヲ指スヲ処置アルヘキヤ、今茲ニ之ヲ弁解スルハ無益

ナルカ故略ス、

薩摩ノ堡砦ニ於テ用ヒタル彈丸ハ必ス好品ノモノナリ
編者曰、鉄製、
円彈ノミナリ、又我カ方ニテ費シタル彈藥ノ量ハ夥シキコ

トナリ、且未タ定マラサルカ故、コロモランド船・バ
ルロサ船此二船ハ彈藥、兵糧等ヲ運搬シ、支那海ヨリ横浜ニ至レリ、○編
者曰、此運送船ハ鹿兒島ニ来ラス、戦後横兵ニ来レリト云フ、

予等深ク賀シタリ、

薩摩ハ英国軍艦提督ヲ穩和ニ待遇セント欲シ、且ツ大
諸侯タル細川熊本侯ヲ
云フ乎・加賀加州侯ヲ云
フナラン・仙臺奥州仙台侯ヲ
云フナラン・薩

摩侯ノ決議編者考フルニ、決議ト
ハ據拠ヲ云フナランヲ祝シ、又帝王ニ対シ面目

ヲ失ハサラシメンカ為メニ、各諸侯ヨリ使節ヲ薩摩ニ

送り、助力セント決定シタリ、其内密ナル報告ヲ松平

越前守福井侯 ハ得タリト云フコトアレトモ、其説話長文

ナレハ、今爰ニ記スルヲ要セス編者曰、此報告云々ハ戦争ノ始末ヲ告ケタルヲ云フナラン、本藩ヨリ越前ニ特ニ報告シタルニ非ラザルナリ、蓋シ朝、幕府ヘ届出タル書ヲ云フナラン乎許ナラス

四九六ノ六
第五号

四九六ノ六
第五号

一千八百六十三年八月廿五日日本文久三年七月十一日 英国新聞紙

ミニストル公使ニール 政府ノ命ヲ受ケテ鹿兒島ニ渡来ス、士官二人応接ノ為メニ来ル、ミニストルヨリ申立

ル趣ノ返答二十四時間日本ノ十二時ヲ限リニ相待ツヘシト、然

ルニ太守様六十里日本ノ二十里許リノ所ニ出張相成リ居ルニ付

キ、急ニ返答出来兼候処、アトミラール軍艦提モミニス

トル公モ上陸セヨト被申候得共、其儀ハ断リ相成リタ

リ、而シテ返答モ参リ候得共、十分満足スル返答ニ無

之、依之軍艦三艘ニテ薩摩ノ蒸氣船ヲ小湊ノ内編者考フ

富臨元浦ヲ編者考フヨリ引キ出シニ掛ル、然ル処台場ヨリ最初ノ

砲発ハユリヤリユス船ニ当ル、因テ編者曰、初發ハ各砲台共ニ

チタリ、是レ砲台ト蒸氣英艦ニ達セズ、皆海中ニ落

命ヲ下セリ編者曰、我カ三艘ノ氣船燒、又一ノ彈丸船將ジヨス

ライン・次官ウキルモツトニ当テ二人俱ニ即死セリ、

又空彈一ツ船ノ看板ニ来リテ、十五人ノ水夫即死ス、

又手負アリ、併シミニストル同伴ノ人数ニハ手負ナシ、

此ヨリ空彈破裂・実彈ヲ放チシニヨリ、鹿兒島ノ市中

過半ハ燒亡セシナラン編者曰、上町向築地回江町商賣藥師菜カ土蔵ヨ

ニテ破壊セシナラント覚ヘタリ、台場モ船モ砲発ノ内

知レ来リシ書状ハ、八月十八日日本七月七日ユラユウス船ヨリ

来リ、夫故軍艦ハ横浜ニ歸渡セリ、

此ノ新聞紙ハ、七月十六日横浜ヨリ長崎ヘ蒸氣船一艘船名詳渡来、

這ノ船ヨリ送り来レルヲ在崎重野厚之丞入掌シ、我カ政庁ヘ送

致セリ七月十九日到達ス、○重野厚之丞・高崎、

四九六ノ七〔安編〕

重野厚之丞カ長崎ニ於テ得タル支那人鐘山ト云ヘル者

カ、上海ニ於テ英人ヨリ聞キタル戦争始末書左ノ如シ、

第六号

一 薩州人ハ、長州人ニ比スレハ戦闘格別ニ練熟シテ、

遙ニ強カリシト英人共申居候、

一 英人ハ再ヒ薩州ヘ多数ノ軍艦差向ル手当ナリ、長州

ヘモ和議調スハ、同シク軍艦數艘差向ルト申居候、

一 鹿兒島戦争ニ出タル英船七艘ノ内、一艘ハ上海ヘ赴

キ、残り六艘ハ皆横濱ヘ行キ候由、

一英船二艘ハ損所多ク用ニ立チ難シト、英人共申居候、

皆鹿兒島砲台ヨリ放タル大砲ノ為メナリ、

一英ノ船將二人討死ス、

一英ノ官吏四人討死ス編者考フルニ、官吏ト、ハ士官ヲ云フナラン

一英ノ兵卒數十人討死ス、

一魯国ノ戦争ヲ見届候事ハ虚説ナラン当時魯英戦争、中ナレハナリ

一幕府ヨリ鹿兒島ニ案内船ヲ出セシ事ハ分明ナラス、

一薩州ノ方モ死亡不少候由、

一薩州ノ蒸氣船三艘湊ノ内ニ掛リ居候ヲ、英人大砲ヲ

以テ燒キ捨候由編者曰、大砲ヲ以テ燒タルニ、非ラス、前記スカ如ク

一鹿兒島市中数多焼払ヒ候由、

此ノ書ハ当時上海等ノ巷説ヲ記シタルモノニシテ、誤謬多シト

雖トモ都鄙一般流布シタルモノナルカ故記ス、

四九六ノ八
第七号

薩与英戦以為強乎為弱乎勝敗如何、

支那林雲達曰英歴年以戰為事好勝喜争無論薩強勝不止

以今而論若薩勝則易了結若薩則英必再起大兵来争兵交

愈久則糜費愈多将来請和之時貼補之頃亦愈大此一定不

易之理也、

八月十七日

此文誤謬多シト雖モ、当時ノ形況ヲ知ルノ一端ニ記ス、

四九六ノ九
第八号

支那人幹欽天見英文訳唐語ト記シタル書左ノ如シ、

当季四月催軍艦奉命到薩州交日両日互無勝敗異本劣我徒

当鉄丸死者船將及次官其余凡三百人尚欲戰然薩礮場白

衣神將取幣指揮所放丸無空中聞火兵奏勝我兵見機而歸

此文支那人ナリヤ否ヤ弁スルニ由ナシ、文中白衣ノ神將

取幣云云素ヨリ怪談ニ罹ル、然リト雖モ当時巫屠佞仏ノ

輩妄説流布シタルカ故、一般ノ人心ヲ知ルノ一ナルヲ以

テ記載ス編者曰、七月末八月初メ流布ス、出所詳ナラス、○当時種々怪説ア

出タリ、或ハ火玉出タリ、或ハ某ノ仏閣ハ何、或ハ何ニト類ニ唱ヘ、神仏ノ加

四九六ノ一〇
第九号

英国新聞紙ニ曰ク、

一千八百六十三年八月十五日我文久三年七月二十日ナリ、海軍中将将キユ

ーパ氏ハ、薩摩ノ蒸氣船三艘ヲ抑留スルトキハ、生麥

ノ報償島津氏ニ於テ、必ス自ラ公使ノ要求ニ応スヘシ

ト思惟シタリ、

午前第一ノ台場ヨリ風雨ヲ侵シ、旗艦イユリアラス号ニ向テ放發ヲ初ム、其發スル処ノ彈丸、多クハ旗艦ノ上辺ヲ過キ、或ハ艦ニ達セス、適々達シタルハ綱索ヲ切斷セリ、而シテ其他四ヶ所ノ台場モ等シク放發シタリ、続ヒテ東方ノ島編者曰、椛島ニアル台場ヨリモ同シク放チ懸ケタリ、時ニ自余ノ英艦ハ東方ノ島椛島ヲ云フ近く退ヒテ、彈着距離外ニ碇泊シタリ、

蒸氣船ヲ抑留スル処ノ三英艦コクエツト号・アーカス号及ヒレースホース号ヲ除クトキハ、砲撃ニ供スヘキ艦數僅少ナルカ故、中将キユーパ氏其抑留シタル薩摩ノ蒸氣船ヲ燒キ沈ムヘキ旨、信号旗艦ヨリ旗ヲ以テ令スヲ以テ命令ス、薩摩ノ蒸氣船三艘ノ価ヲ合算スレハ、凡三十万五千弗蓋ノ此ニ記ス所確矣トス、許ニシテ、其総噸數ハ、千六百噸ニ余レリ、又ハボーク報知艦号ニ令シテ、東方ノ島上如シカ地ニ在ル薩摩ノ蒸氣船三艘ノ燒滅ヲ証スル為メ、之ヲ守ラシム、又一艘ハ東ノ島上ニ記スニ在ル台場ニ向テ運転、砲撃ヲ初メタリ、是ヨリ先キハーサル号ハ錨鍊ヲ脱シ、錨ヲ揚ルコト能ハス編者曰、狼狽ノ形況、此一撃ヲ以テ証左トス、故ニ時間ヲ費シタリ、而シテ鹿兒島第五編者曰、祇園砲台ヲ云フノ台場ニ

向テ砲撃ヲ行フヘキヲ令シタリ、其艦長海軍少佐キングストン氏ハ敏捷ニ其令ヲ執行セリ、

然ル後中将キユーパ氏ハ艦長ノ官等ニ從ヒ、艦船ヲ單縦列ニ編制セシメ、而シテ旗艦イユリアラス号ヲ以テ、先ツ鹿兒島第五ノ台場ヲ砲撃シ、漸次ニ南方編者曰諸門口砂揚場等ヲ云フナラン大ノ諸台場ニ砲撃ヲ及ホセリ、然レトモ此ノ日午前ヨリ東風荒ラクシテ、我カ艦ノ背後ニ風ヲ受ケテ諸艦密接シ、随意回航スル事能ハス、旗艦ノミ独航シ、之レカ為メ各所ノ台場ヨリ同時ニ數多ノ彈丸ヲ受ケ、頗ル困難ナル戦ナリ、

台場ヨリ發シタル徑十英寸ノ砲彈丸旗艦ノ砲門ニ命中シ、中甲板上ニテ破烈セリ、之レカ為メ七名即死シ、十四名負傷セリ、

一彈ハ旗艦ノ舷側ヒユルウオীগ舷ノ一部ノ名ナランニ巨孔ヲ穿チ、又一彈ハブームニ載セタル端舟ノ底ヲ破ラレタリ、午後三時ニ至テ、旗艦大佐シヨスリン氏及ヒ副長少佐ウキルモツト氏ノ二名ハ艦橋ニ在テ指揮シケルニ、同彈ノ為メニ射殺サレタリ、

鹿兒島第五ノ台場及ヒ備ノ砲モ半バハ破損シ、諸台場モ多ク破壊シタリ編者曰、砲台ノ破壊シタルハ、祇園砲台ノミナリ、

旗艦鹿兒島第一編者曰、砂揚場 台場ニ向テ砲撃スルノ際、鹿兒島第四台場ト第五台場トノ中間ナル市街ニ當リテ、火焰ノ起編者曰、上町築地築レルヲ見タリ、

リースボース号ハ鹿兒島第五ノ台場ノ前面ニアル淺瀬編者曰、祇園台ニ乘リ懸ケ、暫時ハ機関ノ運動ヲナシ得ス、之レカ為メ淺瀬ニ膠着シ、甚タ困難シ危殆ニ臨ミタリ、此時台場ヨリ発スル所ノ二三弾ノ為メニ同艦ノ大櫓ヲ打貫キ、又一弾ノ為メニ艦ノ水平線ヲ破ラレ、殆ント同艦ハ死地ニ陥リタリ編者曰、祇園砲台前面淺州ニ乗揚ケ傾キタリ、其形況甚タ艱難ナリ、茲ニ記ス処其実況ナリ、編者力望モ親ノク見タリ、凡三十度許モ傾キタリ、幸ニ台場ハ我カ先キニ発スル砲撃ノ為メ、多クハ損砲トナリタルト、我兵ノ死ヲ犯シテ働キシ効ニ依リテ、全キヲ得テ死傷ナカリシ、亦艦長少佐ボークサ氏ハ頻ニ小銃編者曰、袖上ヨリ頻ニ放テス、皆突弾ナストヲ發シテ台場ノ發砲ヲ拒キタリ、且ツコクエツト号・アーガス号及ヒハホーク号ノ艦長ハ各台場トノ戦ヲ止メ、之ヲ援助シ、索ヲ附シテ淺州ヲ引キ下シ、難ヲ遁ル、コトヲ得タリ、如斯淺州ニ乘懸ケタルハ、我カ艦ノ背後ヨリ來ル大風ノ為メ、又ハ鹿兒島諸台場ノ砲發間断ナク、旗艦ノ兵其他モ多少ノ害ヲ被レルカ故編者曰、我兵ノ強剛ナル、此文ヲ以テ知ルニ足レリ、我カ各艦ハ大英國ノ汚名ヲ取ラサル

ヲ要シ、台場ニ近接シタルノ二点ニ依リテ、危難ニ迫リタリ編者曰、彼モ我砲台攻撃ノ猛烈ナリ、ルニ困ミタルノ形況頗然ナリ、

又バホーク号ニ命シテ琉球船五艘ヲ焼カシメタリ、艦長大尉フール氏悉ク焼燼シタリ琉球船大小三艘、和船大小、パーサス号ハ火箭及焼彈ヲ、鹿兒島第五台場ノ北方海浜ニ在ル大機ヲ製造所及倉庫等鑄造局ノニケ所ナリヲ砲撃シテ之ヲ焼滅セリ、同日風力烈シト雖モ我カ大小ノ艦損害ヲ受ケス、唯パーサス号ハ其錨地ヲ保守スルコト能ハス、海上六十尋ノ処迄流サレタリ、止ム事ヲ得ス其錨ヲ脱棄シタリ編者曰、軍艦ノ錨ヲ放棄スルハ、彼海軍法大ニ戒ムル所ニシテ、假令捷取ナリト雖モ全徒トセス、其忤校タル者ハ法律ニ問ハル、モノナリト云フ、○此篇後日誌附、ナル頼木等、後卷ニ詳記ス、

此日東風烈シク雨又強ク、我艦動揺甚シク放発スルニ困ミ、且照準定マラス、鹿兒島各所ノ台場ハ風雨ヲ厭ハス放発ニ怠ラス、凡ソ五時乃至六時間近ク放発ヲ力メタルハ、我カ艦モ頗ル疲勞ヲ告ケタリ、午後五時過ニ至リテ、台場モ我カ艦モ互ニ告ケスシテ放発ヲ止メタルハ、幸ト云フヘキナリ編者曰、我カ兵ノ力メタル、知ルニ足レタ、其実況、鹿兒島台場ハ放発ニ力メタルコト意外ナリ、然レトモ砲彈皆実弾ニシテ、古製ノ円彈ナリシハ我ノ幸ナリ、若シ新式彈編者考ルルニ、新式トハ所謂突彈ヲ云フナランヲ用ルトキハ、

我ノ困難一層ナルヘキナリ、

此日鹿兒島市街三四ヶ所ニ火光起レリ、蓋シ我艦放ツ
処、火箭ノ為メ或ハ大風ノ為メニ失火セシノ二ツナル
ヘシ、

我艦ハ第五台場北方製造所ノ前面ニ於テ、パーサス号
放発スルコト凡ソ三時間、午後八時ニ至リテ止メ、東
方島編者考フルニ、核島
赤生原小池ナラン地ニ退テ投錨シタリ、

旗艦其他ノ艦船モ台場攻撃ニ当リテ、各多少ノ損害ヲ
被レルカ故、明日ノ戦ニ供シカ為メ、終夜仮リノ修甫

ヲ加ヘタリ編者曰、終夜仮リノ修甫ヲ加ヘタリ云々、其突、
ヲ記シタルモノナリ、其ノ音陸地ニ聞ヘタリ、或ハ傷者

ノ療治看護、或ハ死者ノ屍ヲ格護スル等眠ルコトナシ、

明日ハ鹿兒島ヨリ侵撃ヲ試ルヤ必セリト、各艦ニ注意
ヲ令シ艦ノ修甫ヲ急キタリ、

第八月十六日我文久三年
七月三日午前八時ニ至リテモ、風ハ甚シ

ト雖雨熄ミ、午後ニ至リテ風モ止ミタリ、英将ハ東方

ノ島海ニ接シタル岳上ニ、薩摩兵カ編者曰、核島横山崎腰ヲ云
引上ケ台場ヲ仮築セリ、大山格之カ迫攻ナリ、此所我艦下ニ

ヲ第一碇泊場ニ編者考フルニ、谷山平
川村七ツ島沖ヲ云フ遷シ、而シテ艦船ノ修

甫ヲ行ハント令シタリ、

午後一時旗艦ヲ初メ其他六艘同時ニ拔錨シ、單縦列ニ

備ヘ、孤島編者考フルニ、孤島ト
ハ仲小島ヲ云フナランノ西前面ヲ通過シ、第一碇

泊場ニ進航セリ、投錨スルヤ否ヤ各艦ヨリ、鹿兒島市

街最モ美大ト認メタル家屋、或ハ兵ノ屯集セント認メ

タル各所ニ遠撃ヲ試ミタリ、然リト雖モ鹿兒島各砲台

ヨリハ一ツノ応砲モナサ、ルハ、是レ甚タ怪シキヲ覺

ヘタリ、蓋シ我カ艦兵ヲ欺キ、上陸ヲ促サントノ計策

ト思ハレタリ編者曰、彼戦ニ馴レ、或、前日我兵ノ強猛ニシテ、放子屈セ
サリシ故、上陸ヲ促サント察シタルハ、又老練ト云ヘシ

孤島及ヒ東方島ノ台場編者曰、此日我カ砲台大門口、砂揚場、仲小島
核島洗出、崎腰、良島等ヨリ類リニ砲撃シタリ

ヨリハ頻リニ放発シ、各艦多少ノ彈丸ヲ受ケタリト雖

モ、彈丸小且砲短フシテ、我カ艦遠距離ヲ航過シタル

カ故、危害ヲ被ルニ至ラサリシハ幸ナリ、

若シ此日大長砲ノ攻撃ヲ受クルトキハ、殆ント困殆ニ

至ルヘキナリ、昨日七月
二日ノ戦ニ艦ノ要所水平線ヲ貫カ

レ、或ハ機関モ多少損害ヲ受ケ、運動心ニ任セサルモ

ノアレハナリ、

午後三時第一碇泊場ノ前面ヲ寬航シ、陸上伏兵ノ有ヤ

否ヤヲ窺ヒシニ、幸ニ兵備ナキカ如クナルカ故、心ヲ注

テ陸ヲ隔ルコト一千八百ヤールトノ外ニ投錨シタリ、

午後四時艦ノ修甫ヲ令シタリ、

負傷者ノ看護ニ怠ラサルヲ令シタリ、

艦ノ修甫同夜中ニ終レリ、再ヒ戦ハンニハ危殆ナルカ故、一旦江戸海ニ退キ、各艦ヲ完修シ、或ハ他ニ一艦隊ヲ要請シ、陸戦兵ヲ催シ、海陸ノ攻撃ヲ施サ、ルニ若カシト思惟シタリ、鹿兒島ノ兵ハ頗ル勇敢ニシテ、日本国ニ有名ナルニ背カサリシハ、前日ノ戦数時間風雨ヲ厭ハスカメタリシニ明カナリ、

海陸攻撃策ヲ施スニアリト議決シ、明日拔錨ヲ令シタリ、

艦船ノ修甫、江戸海迄航スルノ仮修、或ハ独航シ能ハサル艦ハ引索ヲ附シ、或ハ風帆ヲ用フヘキハ無論ナルヲ令シタリ編者曰、独航ノ得サル艦ハ引索ヲ附シ云々、我カ放棄ニ損壞シタル此文ニ明ナリ

近ク長崎灣ニ引揚ケ艦船ヲ完修シ、或ハ支那・印度海ニ在ル艦隊ノ援助ヲ乞ヒ、速ニ再度鹿兒島港ヲ襲ハンノ議ハアリシト雖モ、中将キユーパ氏ハ、長崎ハ鹿兒島ヲ去ルコト僅ニ五時間航ニ過キサルカ故、鹿兒島カ謀策ヲ施スニ便ナリ、或ハ長州モ近キニアルカ故、艦船ヲ屯集スヘキ利少シ、横濱ヲ以テスルニ若シト思惟シ、鹿兒島灣ヲ去リテ東北ノ航路ニ定メ、江戸海ニ向フヘキヲ令シタリ、

中将キユーパ氏ノ思惟ニ、再ヒ鹿兒島ヲ攻撃シ、万全

ノ利ヲ得ントセハ、少クモ二艦隊ト運用船六艘・陸戦兵一千人ヲ用ヒサルヘカラスト思惟シタリ、

鹿兒島ヲシテ降伏セシメンニハ、二艦隊ト陸兵一千人ヲ以テ、今ヨリ三月乃至四五ヶ月ノ間ニ撃攻セサルトキハ、鹿兒島カ長大砲ヲ製造シ、備ヲ嚴ニスルトキハ、此二倍ノ兵器ト人数トヲ用ルト雖トモ、容易ナラサルニ至ラン、其場合ニ変スルトキハ、大英国ノ汚名ハ尚重サヌルニ到ラント思惟シタリ、

一千八百六十三年八月第二十一日午前、江戸海横濱ニ投錨シタリ、

中将其他ハ各国及ヒ英国船ノ祝砲ヲ放チタルハ、慊シトセサリシナリ編者曰、慊トセサル云々、其実果シテ然ラン、公使ノ要求ヲ空フ

シ、且ツ中将ハ薩摩士官二名松本・五代ノ二名ヲ云フナランノ生捕ヲ上陸セシメ放チタリ、二名ハ上陸ヲ喜ハサリキ、

公使ハ直ニ支那在留ノ同国公使ニ事実ヲ報知シタリ、中将ハ艦船修甫及ヒ再襲ノ計策トヲ、支那海艦隊中將ニ報シタリ、

公使ハ鹿兒島戦鬪ノ始末ヲ老中ニ報シタリ、公義役人驚キ、戦鬪ノ始終ヲ尋問スルコト懇切ナリ、

公使ハ当日風雨ナルニ依リ、我艦船十分ノ運動ヲナス

コト能ハス、故ニ艦船許多ノ壞損ヲ被レルヲ告ケ、再
ヒ攻撃センノ計画ニ外ナキヲモ告ケタリ、
公義役人ハ鹿兒島ノ各砲台備ノ砲数大小ヲ問ヒ、或ハ
兵士カ艦船ニ向テカメタル形勢ヲ問フコト反復ナリ、
中將キユーパー氏ハ勇猛ナルヲ告ケ、唯艦船ヲ以追撃
セサルヲ幸トスルノ実ヲ告ケタリ

編者曰、追撃ノ備ナキ、
ハ、千載ノ遺憾トス